

平成 1 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 7 年 1 2 月 8 日開会

平成 1 7 年 1 2 月 1 6 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 8 日

1. 議事日程

平成17年第4回北杜市議会定例会（1日目）

平成17年12月8日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 市長施政方針・議案説明
（常任委員会付託）

日程第4 同意第7号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件

日程第5 同意第8号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第6 同意第9号 大平外一字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第7 同意第10号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 静	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰彦
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3.欠席議員 (な し)

4.会議録署名議員

25番	中村 隆一	26番	中村 勝一
27番	岡野 淳		

5 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (2 2 名)

市 長	白 倉 政 司	助 役	曾 雌 源 興
収 入 役	小 澤 壯 一	企 画 部 長	坂 本 等
総 務 部 長	小 林 奎 吾	保 健 福 祉 部 長	古 屋 克 巳
生 活 環 境 部 長	坂 本 伴 和	教 育 長	小 清 水 淳 三
教 育 次 長	小 池 光 和	産 業 観 光 部 長	植 松 好 義
建 設 部 長	真 壁 一 永	明 野 総 合 支 所 長	萩 原 武 一
須 玉 総 合 支 所 長	長 坂 治 男	高 根 総 合 支 所 長	深 沢 袈 裟 雄
長 坂 総 合 支 所 長	小 沢 孝 文	大 泉 総 合 支 所 長	藤 原 宝
白 州 総 合 支 所 長	植 松 治 雄	武 川 総 合 支 所 長	福 井 俊 克
秘 書 室 参 事	藤 卷 正 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	浅 川 清 朗
監 査 事 務 局 長	小 澤 功 宜	行 革 調 整 室 長	小 松 正 壽

6 . 職務のため議場に参加した者の職氏名 (3 名)

議 会 事 務 局 長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和
議 会 書 記	伊 藤 勝 美

開会 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

平成17年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成17年第4回北杜市議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご壮健にてご出席をいただき、ご同慶に存じます。

円滑な議会運営によって、精力的かつ慎重に審議し、市民の負託に応えたいと思っております。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は同意4案件、議案200案件の204案件であります。

次に平成17年9月、10月分の月例出納検査、定期監査および行政監査について、監査委員から報告がありました。

次に本定例会におきまして、報道関係者等から撮影の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、報告事項を終わります。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの12日間にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの12日間に決しました。

なお、定例会ですので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願います。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 会議録署名議員の指名ですが、会議規則第79条の規定により、議長により指名いたします。

25番議員 中村隆一君

26番議員 中村勝一君

27番議員 岡野 淳君

以上、3名を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第3 市長から市政一般に対する説明および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成17年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

北杜市が誕生し1年が経過し、私も市長に就任して丸1年となりました。この間、市民の目線で考え、先に見える計画づくりや力みなぎる活力のある北杜市の建設のため、7つの杜づくりを掲げ、市政に取り組んでまいりました。これらの施策を積極的に進めるとともに、厳しい財政状況に対応するため、行政改革に取り組んでいるところであります。

さて、国・地方を問わず、財政状況はますます厳しくなっております。こうした状況から構造改革・地方分権・三位一体改革などは、積極的に進めなければなりません。地方に負担を押し付けるような改革は、認めるわけにはいきません。現在、進められている国の来年度予算編成においては、地方の声が生かされることを強く望むものであります。

国の平成17年度予算の概算要求にあたっての基本方針では、平成17年度に続き、従来の歳出改革路線を堅持・強化し、従来にも増して歳出全般にわたって徹底した見直しを行うこととしています。国の動向を見極めながら、徹底した歳出の見直しによる財政の健全化を図り、将来にわたり安定した財政運営を推進するため、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査して、予算の効率的配分を行う必要があります。市民のご理解とご協力をいただきながら、この厳しい現実を乗り越えて、北杜市の基盤を確かなものにしてまいりたいと考えております。

次に、行政改革について申し上げます。

現在、行財政改革推進委員会では、財政の健全化について多くの議論をいただいております。また、委員の皆さんからは現状の公共施設を堅持できるかどうか、かなりスリム化しなければならない。施設を造った時代には、それ相応の理由があったが、これからは施設を今まで以上に活用しなければならない時代だと思ふ。厳しい財政状況の中で起債発行額を抑制し、公共工事費の総額を縮減する必要があるなど、多くのご意見をいただいたところであります。

こうしたご意見を尊重する中で、多くの類似した公の施設の整理統合や遊休施設、利用度の低い施設の他用途への転用などの有効活用を図るとともに、必要でない施設を廃止し、さらには財産処分も含め、検討していかなければならないと考えております。非常に厳しい選択になるかと思いますが、なんとしてもやらなければならない大きな課題でありますので、施設の現状や利用状況、設置目的などを総合的に勘案し、議会および市民のご理解をいただく中で、積極的に取り組む考えであります。

行政改革推進委員会は今後も継続して開催して、委員会の答申をいただき、予定どおり来年3月には、行政改革の基本理念や推進事項などを盛り込んだ、行政改革大綱と行政改革を推進するための実施計画となる行財政改革アクションプランを策定する考えであります。

次に特別職、教育長および管理職の給料等の削減についてであります。

北杜市の財政状況は少子高齢化の進行により、税の伸びは見込めない一方、高齢化に伴う負

担増など、厳しい財政状況であります。また、国が進める三位一体改革、補助金削減など市財政に大きな影響を与えることとなります。こうした社会情勢の変化に対応するためには、行政も市民も一体となり行政改革に取り組み、抜本的な対策を講じる必要があり、より一層の歳出の削減に努めなければなりません。このため、来年1月から平成20年3月までの間、市長・助役・収入役および教育長の給料を5%、また管理職に支給している管理職手当を10%減額することといたしました。これらの削減は、合併前の旧町村の時代にも例のなかったものでありますが、管理職にも痛みを分かち合っていただき、歳出の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度の導入についてであります。

公の施設のうち93の施設を54に区分し、指定管理者の公募をしたところ、44施設について応募がありました。指定管理者の候補者選定を公平かつ適正に行うため、市民代表者等からなる指定管理者候補者選定委員会を組織し、選定組織を進めてまいりましたが、去る12月2日に選定委員会から選定結果の報告を受けましたので、今議会に44件の指定議案を提出しております。

なお、応募のなかった10施設につきましては、再募集をいたしておりますので、次の議会においてご審議をいただきたいと考えております。今後におきましては、指定管理者制度のメリットを生かした協定を締結し、来年4月から指定管理者のもとに市民サービスの向上と経費削減を図る、新たな運営がなされるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、小淵沢町との合併についてであります。

本日まで7回の合併協議会、10回の幹事会、9回の専門部会が開催され、合併に向けての協議・検討が重ねられてまいりました。この中で、条例や規則等についても協議を進め、調整が済みましたので、今定例会に合併に関する条例126案件を提出しております。合併までの残りの日数を考慮しますと、北杜市の組織機構の見直し、小淵沢町職員の配置、一部事務組合の解散に伴う手続き、職員研修など課題がありますが、住民サービスに支障のないよう進める所存であります。

なお、合併に伴う公共施設のサイン変更、北杜市と小淵沢町の防災無線の接続などの経費を補正予算として計上いたしております。

次に、峡北地区最終処分場について申し上げます。

11月11日に山本知事が浅尾の現計画地を建設地として決定しましたので、12月1日に知事に対し、安全対策として埋め立て量を見直し、規模の縮小を図ること。公害防止対策ならびに住民等による立ち入り検査に関する協定書の締結。住民の代表も参加する安全管理委員会の設置。処分場を原因とする公害や災害に対する生活環境の保全。ならび安全性の確保に向けて万全な処置。自然災害発生時の最優先の対策の5項目と、地域振興事業の着実な推進について、要望書を提出いたしました。

また、地域住民の理解をさらに深めるよう、重ねて要望をいたしました。これに対し知事から誠心誠意、可能な限り対応したいとの答弁をいただいたところであります。

市といたしましては、引き続き安心・安全な施設の建設に向けて事業を注視し、県や環境整備事業団に進言してまいりたいと考えております。なお、年内にも県および事業団と廃棄物処分場にかかる安全対策、および地域振興事業に関する協定書、あるいは覚え書を取り交わす考えであります。

次に、アスベスト対策についてであります。

公共施設のうち、アスベスト使用の疑いがある27施設について検体調査をしたところ、このたび6施設について、アスベストの検出が確認されました。いずれも飛散のおそれはほとんどないとのことではありますが、白州宮の上住宅、高根北小学校、高根東ふれあい教室の3カ所につきましては、居住していたり、常時、人が出入りする個所でありますので、早急に対応することとし、必要経費を今議会に補正予算として計上しております。

また、急を要さない個所につきましても、安全管理を行いながら対策を順次、講じてまいる考えであります。

次に、国際交流についてであります。

北杜市と姉妹関係にある米国ケンタッキー州マディソン郡の代表団20名とベリア大学の音楽グループ6名が、10月中旬に北杜市と小淵沢町を訪れ、八ヶ岳カンティフェア、ポールラッシュ祭で工芸の実演や演奏等を行うとともに、北杜市の公共施設や観光名所を訪れ、自然・文化に触れ、交流を深めました。

また、韓国抱川市からは代表団16名が11月上旬に来訪し、11月3日に開催された浅尾大根まつりにおいて、華やかな民族衣装で伝統芸能を披露していただき、おおぜいの来場者の喝采を浴びたところであります。代表団の皆さんには、抱川市との交流のきっかけとなった浅川伯教・巧兄弟の資料館なども視察していただき、さらに絆が深まったものと思っております。

次に、介護保険についてであります。

介護保険法の改正を受けまして、現在、平成18年度から平成20年までの第3期介護保険事業計画の策定とともに、介護保険料の算定を行っております。介護保険のサービス総費用額を制度開始の平成12年と平成15年を比べますと、全国では58%、北杜市では62%伸びております。現時点での算定状況では、介護保険料の基準額は平成15年度から平成17年度までの第2期と比べ、県平均で約30%増の3,700円ぐらいになることが予想され、北杜市では現在の2,455円が3,200円ぐらいになると見込まれます。介護保険の施設から在宅への理念のもとに、介護保険サービスにかかる経費の正確な積算を行い、来期の介護保険料の適切な算定に努めてまいります。

次に、介護認定審査会についてであります。

現在、介護保険認定審査会事務については、峡北広域行政事務組合で行っております。本来、認定審査会事務は市町村が行う事務であります。北杜市合併前の町村は小規模で効率的な事務を行うことが困難であったため、韮崎市を含めた中で共同処理を行ってまいりました。来年3月、小淵沢町と合併しますと、韮崎市と北杜市の2市になります。認定審査会事務については、共に単独で介護認定審査会事務を行う下地は整っており、認定審査会事務と給付事務を1つのセクションで実施することができれば、今まで以上に事務の効率化・迅速化が図られ、住民サービスが向上いたします。このため、韮崎市と協議の上、来年4月から両市がそれぞれ介護認定審査会事務を行うことといたしました。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。

全国的に国民健康保険特別会計は、老人保健制度の対象年齢の引き上げに伴う対象者の増加や、無職者や低所得者の比率が高い中で、国保税収入は思うように伸びていません。同様に北杜市の国保会計も財政的に逼迫した状況にあります。国保会計の医療費は、平成12年度は59億5千万円でありましたが、平成16年度には68億3千万円となり、5年間で9億円以

上、増加しています。

また、平成12年度から始まった、介護保険制度に伴う介護給付金についても同様に5年間で1億円程度、増加しています。一方、歳入は保険給付費等の必要経費から、国庫支出金や県支出金、一般会計繰入金、被用者保険からの給付金等を差し引いたものを国保税として徴収しますが、現状では国保税収入が不足しており、本年度の見込みでは2億7,200万円ほどの歳入不足が生じますので、今議会で同額の基金取り崩しをお願いしております。

さらに、来年度の予算編成では当初予算から基金の取り崩しを見込まざるを得ない状況にあります。これまで国保会計は、平成13年度から単年度収支は赤字が続いていたものの、繰越金と基金により税率改定を見送ってきました。合併以後も基金の有効活用により、被保険者の負担増とならないように努めるとの合併協定に基づき、国保事業を進めてまいりました。

合併協定の中で、持ち寄り基金は保険給付費の25%以上とされ、平成13年度末には13億円あった基金が合併前に、旧町村においてさまざまな国保事業を行ったことや増加する医療費の財源として充当したことによって、合併時には7億6千万円でありました。

今後の医療費の動向や景気動向にもよりますが、現状においては必要な国保税収入が見込めないため、来年度は基金を取り崩した上で、なおかつ国保税率を引き上げざるを得ない状況であります。

なお、今月1日に政府与党により、医療制度改革大綱が正式決定され、自己負担金の引き上げなどにより、ある程度、医療費の抑制が進むと思われませんが、疾病予防事業を積極的にを行い、国保運営の健全化に取り組んでまいります。

次に、企業誘致について申し上げます。

市政推進の柱の1つである「産業を興し、富める杜づくり」のため、優良企業の誘致を精力的に進めてまいりました。こうした中で、神奈川県相模原市に本社を置く、株式会社 大浩電子から武川町内に工場を設置するため、北杜市工場誘致条例に基づく指定企業の申請がありましたので、企業誘致審査会で審査の上、北杜市誘致工場に指定したところであります。

申請工場は半導体製造装置を製造する工場であり、約140人の従業員を抱える優良企業であります。今後、規模拡大も予定しており、地域の雇用促進・若者の定住も期待できるものであり、市としても誘致工場第2号として支援してまいることといたしました。

次に、教育の振興についてであります。

大泉、金田一春彦記念図書館につきましては、新たに寄贈されました2千点余りの貴重な資料を展示するための改修工事を終え、12月29日にリニューアルオープンをいたしましたところであります。金田一先生の意味が後世に伝えられ、さらなる日本語研究の進展に寄与することを願うとともに、北杜市の文化・教育振興につなげてまいりたいと考えております。

なお先般、広島・栃木、両県で下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生し、連日、報道されております。無防備な児童を襲う、非道極まりない凶悪事件で絶対許されるものではありません。

本市におきましては、小中学生全員に防犯ベルを貸与するとともに、日ごろから児童生徒、保護者に対して不審者の通報、通学路の点検などを指導してまいりました。また、各校の教職員による下校時のパトロールも実施しており、特に小学生に対しては集団下校等を徹底させております。

さらに、このたびの痛ましい事件を受け、下校時のパトロールを強化するため、過日、PT

Aにも協力支援をお願いしたところでもあります。なお、県教育委員会でも一層の警戒を強化するため、本年10月から北杜市に2名のスクールガードリーダーを委嘱しております。今後も警察・学校・保護者・地域住民と連携・協力し、犯罪防止に全力を挙げてまいりたいと考えております。

次に、水田農業構造改革についてであります。

本年、県のご配慮をいただき、米どころである北杜市で、できるだけ多くの米作りが行えるよう102トン、約18.5ヘクタールの生産数量の増加配分をいただいたところでもあります。また、本年2月の水田農業推進協議会でご審議いただき、水稻作付け推進地域として明野町、白州町、武川町を、転作作付けの産地づくり推進地域として須玉町、高根町、大泉町、長坂町を指定して、それぞれ地域に応じた施策を推進してきたところでもあります。この結果、水田作付け面積は北杜市全体で1,677ヘクタールで、前年比57ヘクタールの増加となり、町村合併の効果が十分発揮できました。また、転作奨励作物等も計画的に生産され、順調な転作事業推進を図ることができました。

今回の補正予算には作付け等の実績に基づき、産地づくり補助金や推奨作物出荷価格補償費を計上させていただいております。今後は来年、作付けに向けて、さらなる水稻作付けの推進と計画的な転作事業の実践が行われるよう、地域の農業者の皆さんとともに頑張っていきたいと考えております。

次に、秋祭りイベントについてであります。

大泉高原サラダ祭り、浅尾大根まつり、名水まつり、むかわ米まつりなど、特色ある祭りが市内の各町で開催され、それぞれのテーマのもと趣向を凝らした企画で実施されました。これらの祭りでは、地域で収穫された農産物等の販売や地元の農産物を材料にした食べ物が振舞われ、長蛇の列になるほど盛況でありました。市外からもおおぜいの皆さんが訪れ、北杜市の味と魅力を十分堪能していただけたものと思っております。祭りを企画・運営して下さった各実行委員会の皆さんにも感謝を申し上げます。

次に、提出案件についてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は同意案件4件、補正案件15件、条例の制定および一部改正につきましては、小淵沢町との合併にかかるもので126件、指定管理に関わるもの44件、一部事務組合の規約変更に伴うもの5件、その他10件、合わせて204案件であります。

最初に、同意案件についてご説明申し上げます。

同意第7号 北杜市教育委員会委員の任命については、任期満了により委員の選任について同意をお願いするものであります。

次に同意第8号から同意第10号は、奥山恩賜県有財産保護財産区管理会、大平外一字恩賜林保護財産区管理会、内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会の委員を選任する必要が生じたので、委員の選任について同意をお願いするものであります。

続きまして、平成17年度補正予算について、ご説明申し上げます。

まず議案第180号 一般会計補正予算(第4号)であります。1億1,645万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ284億4,505万4千円と定めるのであります。

歳入の主なものは、市税4億2,400万円のほか県支出金と市債が増額の主なものであります。繰入金においては4億5,777万4千円を減額しております。

歳出の主なものは、水田農業構造改革対策事業費1億4,593万4千円、長坂地区まちづ

くり交付金事業 4,369万円、北杜市・小淵沢町合併準備費 4,668万5千円、庁舎等整備事業 2,915万4千円であります。

次に議案第181号 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)であります。6億562万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億8,475万8千円と定めるものであります。主なものは、療養給付費の不足が見込まれるための対応であります。

次に議案第182号の介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。858万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億4,381万3千円と定めるものであります。主なものは、介護認定審査会の設置に伴うシステム導入経費であります。

次に議案第183号の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。2,202万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,226万7千円と定めるものであります。主なものは、事業費の決定に伴う調整を行ったものであります。

次に議案第184号 下水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。6,266万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億7,275万8千円と定めるものであります。主なものは、事業費の決定に伴う調整を行ったものであります。

次に議案第185号の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)であります。3,628万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億5,697万2千円と定めるものであります。主なものは、事業費の決定に伴う調整を行ったものであります。

次に議案第186号の辺見診療所特別会計補正予算(第1号)であります。2,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,268万6千円と定めるものであります。主なものは、院外処方に伴う医薬品の減額と診療所財政調整基金への積立金であります。

次に議案第187号の白州診療所特別会計補正予算(第2号)であります。1,519万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,031万1千円と定めるものであります。主なものは、医薬品代と血液検査委託料の増額であります。

次に議案第188号の武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第3号)であります。334万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億487万3千円と定めるものであります。主なものは、河川公園施設の修繕費と販売用の米、大豆の購入費であります。

次に議案第189号のケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)であります。1,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,547万7千円と定めるものであります。主なものは、新規加入に伴う工事費とCATV連絡協議会法人設立に伴う出資金であります。

次に議案第190号 温泉事業特別会計補正予算(第2号)であります。786万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,276万2千円と定めるものであります。主なものは、販売用タオル等の購入費と一般会計への繰出金であります。

次に議案第191号 居宅介護事業特別会計補正予算(第1号)であります。130万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,545万5千円と定めるものであります。主なものは、ケアマネージャーの賃金を減額調整するものであります。

次に議案第192号 明野財産区特別会計補正予算(第1号)であります。30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,192万3千円と定めるものであります。主なものは、大平財産区管理会委員の研修費であります。

次に議案第193号の高根財産区特別会計補正予算(第1号)であります。科目更正であ

ります。

次に議案第194号 浅尾原財産区特別会計補正予算(第3号)であります。25万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,118万8千円と定めるものであります。主なものは、人件費を調整するものであります。

次に、条例案件であります。

議案第195号 北杜市一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部改正については、関係法令の改正に伴い、引用条項の改正をするものです。

議案第196号 北杜市市長及び職員の給与の特例に関する条例の制定については、平成18年1月1日から平成20年3月31日までの間、市長・助役・収入役および教育長の給料から5%を減じて支給するものであります。また、管理職手当について、同期間において規定に定められた額から10%減じて支給するものであります。

議案第197号 北杜市農地・農業用地施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定については、受益者分担金の率を定めたものであります。

議案第198号 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の制定については、学校体育施設を社会体育活動への活用を図るため、定めたものであります。

議案第199号 北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正と、議案第200号 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正については、小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、整備するものであります。

議案第201号 北杜市塩川病院介護老人保健施設条例の一部改正については、条例中に利用料金に関する事項を定めるものであります。

議案第202号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合を組織する地方公共団体及び組合規約の変更については、小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、規約の変更をするものであります。

議案第203号 篠原山恩賜県有財産保護組合の解散と議案第204号 大平山恩賜県有財産保護組合の解散については、小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、組合を解散するものであります。

議案第205号の中央市の設置及び中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、市町村合併に伴い組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約を変更することについて協議が必要であり、議会の議決を要するものであります。

議案第206号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、市町村合併に伴い組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約を変更することについて協議が必要であり、議会の議決を要するものであります。

議案第207号の、峡北広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更については、市町村合併に伴い組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約を変更することについて協議が必要であり、議会の議決を要するものであります。

議案第208号の、峡北地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び峡北地域広域水道企業団規約の変更については、市町村合併に伴い組合を組織する地方公共団体の数の減少および規約を変更することについて協議が必要であり、議会の議決を要するものであります。

議案第209号の北杜市・小淵沢町衛生組合の解散、議案第210号 北杜市・小淵沢町病院組合の解散、議案第211号 北杜市・小淵沢町学校組合の解散については、小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、組合を解散するものであります。

議案第212号 韮崎市外1市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部を変更する規約の変更については、小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、規約の変更をするものであります。

議案第213号 元気な地域づくり交付金長坂町間の原地区土地改良事業計画の議決を求める件については、山梨県知事と協議をするにあたり、議会の議決を経るものであります。

議案第214号の北杜市公告式条例の一部を改正する条例から議案第335号 小淵沢町の編入に伴う国民健康保険税の適用の経過措置に関する条例の制定についてまでの122議案につきましては、小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、関係条例の制定・一部改正を行うものであります。

次に指定管理者の指定にかかる案件について、ご説明申し上げます。

議案第336号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定についてから、議案第379号 北杜市白州運動広場施設の指定管理者の指定についてまでの44議案につきましては、各公の施設の管理について、指定管理者を指定するものであります。

以上、私の所信の一端と提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております、日程第193 議案第180号から日程第207 議案第194号までの15案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第4 同意第7号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

○議会事務書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

同意第7号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件

北杜市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 北杜市長坂町大井ヶ森725番地
氏 名 板山武人
生年月日 昭和11年12月17日生
平成17年12月8日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第7号の北杜市教育委員会の委員の任命について議会の同意を求める件については、委員の任期満了に伴い、北杜市長坂町大井ヶ森725番地、板山武人、昭和11年12月17日生まれについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第4 同意第7号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第5 同意第8号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

○議会事務書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

同意第8号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件 奥山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員に次の者を選任したいので、北杜市財産区管理条例（平成16年北杜市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 北杜市明野町三之蔵984番地

氏 名 小泉文雄

生年月日 昭和22年4月4日生

平成17年12月8日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第8号の奥山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、新たに管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市明野町三之蔵984番地、小泉文雄、昭和22年4月4日生まれについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第5 同意第8号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第6 同意第9号 大平外吉字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

○議会事務書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

同意第9号 大平外吉字恩賜林財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

大平外吉字恩賜林保護財産区管理委員会に次の者を選任したいので、北杜市財産区管理条例（平成16年北杜市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 北杜市明野町小笠原1432番地

氏 名 中沢洋一

生年月日 昭和16年11月17日生

平成17年12月8日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第9号の大平外壱字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、新たに管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市明野町小笠原1432番地、中沢洋一、昭和16年11月17日生まれについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第6 同意第9号 大平外壱字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第7 同意第10号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

○議会事務書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

同意第10号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員に次の者を選任したいので、北杜市財産区管理条例（平成16年北杜市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 北杜市大泉町谷戸2351番地

氏 名 谷戸昭一

生年月日 昭和8年4月15日生

平成17年12月8日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第10号の内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件については、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市大泉町谷戸2351番地、谷戸昭一、昭和8年4月15日生まれについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第7 同意第10号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月13日、午前10時に開会いたしますので、全員、定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前10時58分

平成 1 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 3 日

1. 議事日程

平成17年第4回北杜市議会定例会(2日目)

平成17年12月13日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

23番	林 泰彦君
14番	田中勝海君
33番	渡邊英子君
2番	植松一雄君
34番	中嶋 新君
26番	中村勝一君
8番	鈴木今朝和君
4番	千野秀一君
25番	中村隆一君
9番	浅川哲男君
28番	小林忠雄君
19番	保坂多枝子君
16番	小林元久君

2.出席議員は、次のとおりである。(35名)

1番	坂本 静	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	18番	篠原 珍彦
19番	保坂多枝子	20番	内田 俊彦
21番	鈴木 孝男	22番	細田 哲郎
23番	林 泰彦	24番	坂本 治年
25番	中村 隆一	26番	中村 勝一
27番	岡野 淳	28番	小林 忠雄
29番	小澤 宜夫	30番	内藤 昭
31番	秋山 俊和	32番	小野喜一郎
33番	渡邊 英子	34番	中嶋 新
35番	小林 保壽	36番	古屋 富藏
37番	清水 壽昌		

3.欠席議員

17番 小澤 寛

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正壽

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(4名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美
議会書記	平井光

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営ができますよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は35名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

17番議員、小澤寛君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨、届け出がありました。

本日の一般質問は、13人の議員が市政について質問をいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 一般質問ですが、通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問まで、持ち時間は15分でありますので申し添えます。

23番議員、林泰彦君。

林泰彦男君。

○23番議員（林泰彦君）

この定例会は北杜市として、合併してから1年を迎えて、二回目目の最初の議会となります。市民の皆さまからは、新市になっての行政執行や議会の動きなど、多面において注視され、市民にとって、現在および将来に向けて、合併の意味がどう表れつつあるのか、問う意見が聞かれます。

北杜市においては、市長が常に発言しておられる厳しい財政実態の中で、市民からの負託に応え、市民の幸せと生きる力と喜びをどのように早く築く市政とするかが、執行部と議会に課せられた大きな使命であると思うのであります。

そのためには、市長が常に表明されている市民の目線という重要な心がけの基本姿勢が、日ごろの市政全般の窓口対応において、市職員全員が常にこの認識を持ち、市民に対応され、事前の説明と、ちょっとした親身のある説明こそが市政への信頼を得る重要なことではないかと思うのであります。

すべからく、行政への信頼を維持することこそ、市民のための市民の市政であると信じております。また、今議会においては新北杜市に向けて、小淵沢町が合併するための重要な条例改正などが提案されておりますが、昨年の12月定例議会と同様、歴史的な議会であります。小淵沢町民にとりまして、先行している北杜市の市政への経過を注目し、これから合併後の新市民の仲間となることへの期待と不安を交えた声が聞こえております。これからも市長をはじめとする執行部と議会は、ともども真剣な市政への取り組みが要求されていると、改めて痛感しているところであります。

さて、いよいよ1年を経過した、わが市政が目指す人と自然が躍動する環境創造都市建設に向けて、各種の施策、諸事業の執行にアクセルを踏み込み、力強く走行してきており、今後に大きな期待をしているところであります。

そこで、市長に2課題お伺いいたします。

まず、観光振興対策についてであります。

本市の施策の大きな柱として、観光資源のネットワークづくりを挙げ、山岳、名水、芸術文化施設など、訪れる人々が満喫できる、もてなしの観光ネットワークづくりを進めることとしております。

今、国・県においても観光対策に取り組まれております。国においては、観光立国の実現と魅力ある国づくりを基本に、住んでよし・訪れてよしの国づくりのため、観光立国行動計画を決定し、数多くの施策を日本の魅力、地域の魅力の確立と観光立国に向けての戦略の推進にまとめられ、その実現のための施策推進には、地方公共団体や地方に基盤を持つ観光関係企業との連携に期待されております。

県においても日本一の観光地づくりの推進を柱に、都内への新情報発信拠点の整備や映画等、ロケ撮影を誘致支援するフィルムコミッション事業の体制づくりや、エコツアーのルールづくり、山小屋トイレの整備など、積極的に取り組むことをされております。

また、市町村から魅力ある観光地づくりや施設整備の考え方を聞き、意欲ある地域をモデル地域として指定し、支援がされております。

こうした背景の中で、北杜市では他に誇れる観光資源が多くあり、水と太陽と名山をはじめとする景観、さわやかな空気と豊かな大地、その中に多くの観光施設や温泉施設があり、これを有機的に結びつけた観光振興を図ると、市長は表明してきております。

そこで3点ほど、お伺いします。

1つは、こうした観光資源が財産であります。それがどのように生かされているかが重要であります。市内の主要観光地や観光施設ごとに、本年はどのくらい入り込み客数があったのか。その実態を数値で把握されておられるのか。また、ここ数年の傾向はどのように推移されているのか、お伺いします。

2つ目は先般、北杜市と小淵沢町において設置された観光振興計画懇話会につきまして、その設置の狙いと会議などのタイムスケジュールや、その成果を今後、どのように施策に生かそうと考えておられるのか、伺います。

3つ目は、財産である観光資源は、常に訪れる観光客に安全・安心で魅力があることが大切であります。市内の観光資源は数多く存在しておりますが、山、川、水、施設など常に良好な環境と景観を備えてこそ、価値があるわけであります。

それらの保全状況や維持管理の実態は、どのようになっておられるのか。また、今後も魅力あるものとして維持するため、どのように対応されるのか、お伺いします。

次に大きく年末に向けた市内、中小企業者の支援対策についてであります。

わが国の中小企業は全産業企業数の約90%以上を占め、雇用者の約70%を中小企業で支えているとのことであります。そして、わが国の付加価値創造の源泉であり、経済需要の高度化、多様化に応える存在、経済リスクに果敢に挑戦し、新産業を創造するなど、わが国の経済の成長発展に大きく寄与されているところから、中小企業の元気は日本の元気といわれ、中小企業が活力を戻してこそ、日本経済は活性化されると位置づけされております。

平成14年はじめのころから、景気は拡張方向にあり、戦後平均の33カ月を上回ると見られておりますが、中小企業の回復は緩慢であり、以前として厳しい環境におかれているといわれております。北杜市においても、産業界の中で中小企業の存在は大きいものがあると思いません。

そこで3点ほど、お伺いします。

1点は、北杜市内で企業活動をしている中小企業者の実態を把握しておくことが重要であります。中小企業の業種別数と、その経営状況がどのようになっておられるのか、お伺いします。

2点目は中小企業にとって、まだまだ厳しい経済情勢が続き、経営活動に苦慮されておられるのではないかと想像しており、特に年末を迎えるにあたって、中小企業者の方々へ、なんらかの行政面からの指導や支援が必要ではないかと思いますが、どう対応されるのか、お伺いします。

3点目は本市の産業振興の一環として、中小企業振興を図ることが重要であると考えますが、そのために、例えば中小企業振興基本計画策定などによって、市施策として方向づける考えについて、お伺いします。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

23番、林泰彦議員のご質問にお答えいたします。

北杜市への林議員の大きな思いと、私の市政推進へ激励をいただきました。なお一層、全力で頑張る決意であります。

最初に、市内の主要観光地および観光施設の入り込み客数についてであります。

北杜市は自然環境とともに環境資源にも恵まれ、市民のみならず、広く県民、また県外からもたくさんの観光客に来ていただいております。観光客の入り込み数は、観光政策の評価指数ともいえるものであり、これらの数値を分析することにより、効果的な観光政策を行う基礎的な資料になります。今度は観光客の入り込み数を把握するため、市単独でも観光客動態調査等を行っていききたいと思います。

入り込み客数については、産業観光部長から答弁いたさせます。

次に北杜市・小淵沢町魅力ある観光地づくり観光振興計画懇話会についてであります。

北杜市と小淵沢町は、山梨県から魅力ある観光地づくりモデル事業地区に認定されましたので、この事業の中で観光基本計画を策定することになっております。この計画には市民および観光に携わる人たちの意見を反映させる必要があるため、観光振興計画懇話会を設立したところであります。

懇話会は12人の委員で構成され、第1回は11月4日に開催し、ワークショップ方式によってご意見を伺いました。今後のスケジュールであります。懇話会で議論を重ね、1月までに提言をまとめていただき、年度末までに策定する観光基本計画に反映させてまいります。今後は、この観光基本計画に基づいて、特色ある観光政策を積極的に推進していく考えであります。

次に、市内の観光資源の保全状況と維持管理についてであります。

北杜市には数多くの自然観光資源があり、山岳、森林、渓谷等の観光資源は、県内随一であります。これらの観光資源は適切に維持管理されてこそ、観光資源の価値を高めるものと考えます。

自然環境の保全には、山梨県自然環境保全条例に基づき、自然監視員が委嘱されており、北杜市エリアには、18人の自然監視員がいます。これらの監視員の報告を受けて、県および市が資源の保全管理に対応しています。

こうした保全活動により、現在までは著しい環境破壊、ゴミの散乱等はありませんが、観光資源および施設の管理維持は、行政と地域住民が一体となって取り組んでいく必要がありますので、今後も市民の皆さんのご協力を切にお願いするものであります。

次に、年末に向けた市内中小企業支援対策についてであります。

最初に、市内中小企業者の業種別件数と、その経営状況についてであります。

調査資料が、ちょっと古くて恐縮ですが、平成13年度事業所企業統計調査によると、本市内には3,371の事業所があり、その内訳は建設業者が370社、製造業231社、卸・小売業633店舗、サービス業856社、飲食業281店舗であります。

国は平成17年度の経済見通しについて、穏やかながら回復を続けると公表しておりますが、山梨中央銀行の調査月報によりますと、県内の景気概況は生産面が上向きつつあるものの、需要面は一進一退で推移するなど、総じて足踏み状態が続いています。

また、機械工業を中心に明るい動きが広がってきている一方、住宅建設は横ばい、公共投資も弱含みで推移しており、小売業者については大型店の価格競争に加え、消費動向が慎重であるため、収益が伸びず低迷しているとしております。

本市の中小企業者の経営状況につきましても、県内の状況と同様の動きを見せており、依然として大変厳しい状況にあるものと認識しております。

次に、年末に向けた中小企業者への指導・支援についてであります。

本市の指導・支援につきましては、時期を特定しての施策ではなく、通年での取り組みを行っております。

合併前の旧町村の時代から中小企業者の振興と経営安定化のため、各種事業に取り組んでまいりましたが、新市におきましても、従来の施策を継承し、制度内容の拡充を図るなど、支援策の強化を図り、積極的な取り組みを行っております。

具体的には経営改善指導事業がありますが、この事業は各事業所の経営安定化を目指すものであり、北杜市商工会の経営指導員が各起業者の経営、金融、税務などの個別相談や巡回指導を実施するもので、本市はこの事業に補助金を交付し、支援しております。

また、市内小規模企業者が経営安定のため、資金融資を受けた場合、5カ年間、利子補給金を交付する制度もあります。さらに市内小規模企業者に対し、1企業750万円を限度とし、事業資金を融資する制度も備えております。今度も中小企業者経営安定のための支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、中小企業振興のための基本計画策定等についてであります。

本市では現在、第1次北杜市総合計画を策定中であり、計画策定にあたっては、北杜まちづくりワークショップ委員の委嘱を行い、各施策体系の内容について検討を行うことになっており、この検討結果を十分考慮し、総合計画の策定を行いたいと考えております。

この総合計画の中で、本市の中小企業振興への取り組みにつきましても、具体的な推進策、支援策を掲げてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松好義君）

林泰彦議員の市内主要観光地および観光施設ごとの、本年の入込み客数の把握と、ここ数

年の推移を数値でというお尋ねにお答えをいたします。

市独自としましては、観光地および観光施設ごとの調査は実施いたしておりませんが、季節ごとに観光客の入り込み状況を把握するため、公共的施設を対象に調査をしておりますので、その数値を申し上げます。

八ヶ岳高原周辺施設としまして、Keep協会、清泉寮でございますけども、平成16年105万9千人、平成17年は111万7千人で対前年比5.4%の伸び。また三分一湧水館は平成16年2万8千人、平成17年は3万2千人で、対前年比14.3%の伸びと推定しています。

それから金峰・瑞牆周辺施設として、増富の湯は平成16年11万1千人。平成17年は10万4千人で、対前年比6.7%の減少。みずがき山リーゼンヒュッテは平成16年4,200人、平成17年は3,400人で、対前年比23.5%の減少と推定しています。

甲斐駒ヶ岳周辺施設として、名水公園ベルガは平成16年5万2千人、平成17年は5万7千人で、対前年比9.6%の伸び。武川農産物直売所は平成16年5万1千人、平成17年は5万7千人で対前年比11.8%の伸びと推定しております。

茅ヶ岳周辺施設として、ふるさと太陽館は平成16年5万2千人、平成17年は5万6千人で対前年比7.7%の伸び。県フラワーセンターは平成16年19万3千人、平成17年は19万9千人で、対前年比3.1%の伸びと推定しています。

なお、観光地ごとの入り込み調査は、山梨観光部で毎年観光客動態調査を実施しており、市でもこの数値を基礎的資料としております。この調査は観光地のすべての文化的施設、宿泊施設、温泉施設、有料道路利用台数、スポーツレクリエーション施設、登山者、大規模なイベントなどの調査に基づき、観光客の入り込みを算定しています。

本年度の調査結果は、今からになりますが、ここ数年の観光客の延べ人数は、八ヶ岳高原周辺は平成14年594万人、平成15年650万人、平成16年618万人であります。金峰・瑞牆周辺は平成14年34万人、平成15年34万人、平成16年42万人であります。甲斐駒ヶ岳周辺は平成14年139万人、平成15年136万人、平成16年143万人であります。茅ヶ岳周辺は平成14年113万人、平成15年109万人、平成16年106万人となっております。

以上、市内観光地の入り込み客数の状況を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

23番議員、再質問はございませんか。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

ただいま、ご答弁をいただいたわけですが、北杜市は県内でも主要な観光施設、観光名所を持っているわけですが、これらの保全、それからさらには入り込み客の招聘、来ていただくことが大変、地域にとっても重要なことだと思います。今後におきましても、市政の観光関係において、一層の努力を期待したいと思います。

また、中小企業関係の支援でございますが、年末ということで特別でなくて、年間を通して行われているわけですが、特に景気回復を見ている最中でございますので、市内の中小企業者、あるいは商工関係の方々の一層のご支援に対する市の施策を進めていただきたい、

こんなふうに思いまして、考え方だけをお聞きいたしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

自席で失礼させていただきます。

先ほど、産業観光部長のほうから詳細にわたって、ときに地域別での入り込み数のご提示もさせていただいたわけでありませうけれども、私も合併した北杜市としても、言うまでもなく、それぞれの地域はありますけれども、北杜市は一本という考え方でありませう。

したがって、観光案内的にも、ときに武川筋、茅ヶ岳、瑞牆のほう、あるいはまた八ヶ岳山麓とネット化して、それぞれの地域に来た人がそれぞれの地域へ足を運べるようなことも考えなければならないかと思っています。幸いに、茅ヶ岳広域農道と八ヶ岳の広域農道を結ぶ多麻の東向のところの農道トンネルも、まもなく工事にかかっているとか、いろいろな意味でネット化を図っていきたいと考えております。

余談でありますけれども、平山郁夫先生の奥さんが、こんなお話を私に言ったことがあります。北杜市は素晴らしい観光資源を有していると。これらをシルクロードでネット化したらどうですかなんていう、温かいご示唆もいただいたわけでありませうけれども、ありがたいご指摘だと思っています。いろいろな意味で誇れる観光資源を議員ご指摘のとおり、たくさん有しておるわけでありませうので、このネット化に向かって、さらに観光客入り込みに向かって、全力で応えていきたいと思っています。

また、中小企業対策については、今後も市の商工会と密接な連携を図りながら、適切な指導・支援に努めてまいりたいと思っています。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

23番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで23番、林泰彦議員の一般質問を終わります。

次に14番議員、田中勝海君。

田中勝海君。

○14番議員（田中勝海君）

議長の許可をいただきましたので、2件について質問をさせていただきます。

まず1点目に18年度当初予算編成と執行にあたって、質問させていただきます。

すでに行政では、平成18年度当初予算の作成に取り組んでおられると思います。市発足後、1年経過をしましたが、この1年の財政状況を省みたとき、合併前の旧町村では合併特例債があるから、こんなことができると、新市誕生に大きな期待が寄せられてきましたが、合併後、いざ風呂敷を開けてみますと、国の三位一体改革などの影響を受けて、年々県はもとより各自治体の地方交付税、あるいは補助金の減額により、一般会計、特別会計、併せて財源確保が不透明化しております。わが市でも、年々厳しい財政状況が浮き彫りとなっております。

特に市の起債残高に目を向けますと、一般会計では390億円、特別会計では479億円と、

合わせて870億円と、市民1人当たりで換算すると197万円の借金を背負っております。来年3月には小淵沢町が加わり、新北杜市が発足しますが、現在、小淵沢町の起債残高は一般会計で46億5千万円、特別会計で35億5千万円、合わせて82億円の起債残高と聞いております。さらに中学校の耐震構造対策として、建て替え事業計画、あるいは駅前を中心とした活性化事業が、新市に引き継がれることを耳にいたしております。

このような厳しい財政状況をふまえ、新市の18年度当初予算編成には、大変苦慮されていると思われませんが、小淵沢町を含めた新北杜市の18年度当初予算は、長期計画での財政計画では一般会計で歳入が310億円、歳出で303億円が計画されております。この数字を見たとき、市民へのサービス面全般にわたって、非常に厳しい緊縮財政計画になっていないかと危惧している一人でございます。

新市の首長として、建設財政の構築と新たな小淵沢町を含めた、2年目を迎えるまちづくりに新年度の予算執行にあたっての重点施策として、具体的な取り組みについて、お聞かせをお願いしたいと思います。

2番目に17年度行政区の要望事業の実態について、お尋ねいたします。

合併から1年が経過しましたが、まだ市民は旧町村の時代の感覚が根強く、旧態依然とした意識がぬぐい切れない感がいたします。特にきめ細かな住民サービス面で比較をされ、市民の不満の声をときたま耳にいたしますが、570キロ平方メートルと広大な面積を有する北杜市の将来像に向かって、まちづくりへの期待、効果が全市民に理解され、定着するまでには、まだまだ時間が必要ではないかと思われれます。

そこで市内162のそれぞれの行政区では、年度当初、総会・集会等の中で区内の主要な補助事業を県単、市単を含めて全会一致で承認され、期待を持ちながら、行政に区長から要望書が提出されていると思われれます。

県をはじめ、市も厳しい財政状況の中で、各区の補助事業の要望すべてに応えることは至難の業であることは承知していますが、各行政区とも日々生活する上で、住んでよかった、市になってよかったと、地域づくりの総意による要望と思われれます。

合併後、合併初年度のこの1年、執行でも本当に試行錯誤を重ね、財源確保に苦慮しながら、極力要望に応えるべく、取り組みに努力されてきたと思いますが、市の17年度分についての全行政区の要望事項の実態について伺います。

まず、17年度で行政区からの要望書が何件提出されたのか、伺います。

2番目に要望書による事業の実施中、あるいは実施済み、年度内に実施予定について、何件か伺いたいと思います。

以上2件の答弁をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

14番、田中勝海議員のご質問にお答えいたします。

最初に平成18年度当初予算編成と執行についてであります。

平成18年度当初予算を編成するにあたっては、これまでの経緯にとらわれることなく、歳出全体を根底から洗い直しをしております。また現在、策定中の北杜市行政改革大綱および北

杜市行財政改革アクションプランの推進を目指して、職員一人ひとりがあらゆる施策に創意と工夫を凝らし、厳しい財政環境をふまつつも、限られた財源の重点的、効率的な配分に努め、人と自然が躍動する環境創造都市実現に向けた施策を展開するため、平成18年度北杜市当初予算編成方針を定めたところであります。

この予算編成方針に基づき、予算要求にあたっては、歳入では国の三位一体の改革による国庫補助負担金の削減や税源移譲など、その動向を注視し、市税収入については課税客体の確実な把握、さらなる徴収率の向上に努め、市税収入の確保を図ることとしています。

国・県支出金については、三位一体の改革や県の行財政改革プログラムによる本市への具体的な影響を的確に把握すること。市債については、借入残高が増加傾向にあるので、極力抑える中で、合併特例事業債、過疎対策事業債の活用を図ります。

一方、歳出面においては老人医療、介護保険、生活保護事業など、事務的経費の増加が見込まれる中で、事務事業等の経費は徹底した見直しを行い、前年度当初予算額における一般財源の90%範囲内とすること。投資的経費については、事業の必要性、効果、優先度等を十分検討し、既存事業の見直しを徹底的に行った上で、新たな事業への取り組みを目指すことなどを各部局、総合支所へ指示したところであります。また、指定管理者制度の導入により、施策の運営管理経費の節減を図ってまいりたいと考えております。

まもなく来年度の当初予算編成作業に取り組むわけではありますが、創意工夫を重ね、市民の期待に応えられる予算づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、行政区の要望事業の実態についてであります。

平成17年度の行政区からの陳情、要望の件数は11月末現在、34件であります。各地区からの要望事項は道路改修、農業用水路改修、また電気柵の設置のように、県の補助事業として取り組むものなどがあります。

34件の中には58項目の要望があり、実施済みは3項目、その他本年度中に2項目着手する予定であり、うち1項目は県の補助事業の採択を受け、実施する予定であります。

各地区からの要望事項につきましては、厳しい財政状況ではありますが、内容を精査し、対応したいと考えております。

財政厳しい折ですが、生活関連の市民の要望には、できるだけ応えてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

14番議員、再質問はございませんか。

田中勝海君。

○14番議員（田中勝海君）

12月定例会で、市長から市政運営に対する所信表明の中で、財政の健全化ということで事細かに所信をお聞きしたわけですけども、18年度に向かって、まず執行の実現に向かって、厚く期待を申し上げます。

あと2番目の行政区の要望ですけども、今、全体で34件というお話を聞きました。その中で特に、要するに、市として行政区との信頼関係を築くためにも、こういうことでできなかったという説明、あるいは理由について、必ず行政区長さんのほうにフィードバックして、理解を求めるということを、しっかりお願いしたいと思いますけど、担当の方がいかがでしょうか。

これについて、お伺いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ありがとうございます。

議員の皆さんもご承知のとおり、日本中の自治体がこんなことだと思いますけれども、いろいろな意味で財政厳しいのが、平成18年から21年ぐらいまでが、いろいろな意味でピークだと思います。逆に言えば、その山を越えることが財政再建団体にならないためにも必要なことだと思うわけでありまして、議員はじめ市民の皆さんにもご理解をいただきたいところだとも思っております。

また、併せてそんな中で、要望にあながち応えられない点多々あるうかと思っておりますけれども、その要望については区長を通ずるなり、あるいはその他の団体を通じまして、答えていくとうか、返事をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

14番議員、再質問はございませんか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで14番、田中勝海議員の一般質問を終わります。

次に33番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

12月議会にあたり、農業問題および配布物の簡素化について、質問させていただきます。

まず農業問題について、お尋ねいたします。

北杜市の農業振興につきましては、3月議会において農業の将来ビジョンの策定と農業の担い手支援、ならびに観光と農業の連携について質問し、市長から積極的に取り組んでいくとの答弁をいただいたところであります。

今議会においては、地域の活性化という観点から農業問題について、いくつか質問させていただきます。

さて、国が進めている農政改革では、目玉施策として品目横断的な経営安定対策、いわゆる直接支払い制度を平成19年度から導入することが決まりましたが、今回の米、麦、大豆など品目横断的な対策は国内の農業を担い手中心に再編成し、その経営を支えることで、国際化に対応できる足腰の強い農業を確立することとしております。また、小規模農家でも意欲があり、集落営農組織に加われれば、補助対象になる道が開かれるといわれております。しかし、一方では直接支払い制度を受けるためには、来年秋までに必要な要件を満たす集落営農組織や認定農業者を育成することが求められております。

一方、国の進める新しい経営安定対策の母体ともなる営農組織は、これまで米政策の改革においても推進されてきたところであります。

北杜市では、農作業の請負などを行っているファームなどの組織化の動きはありますが、新

しい経営安定対策では、単なる部分作業の請負や作業料金をもらうケースは補助金の対象とならないともいわれており、現存する営農組織やファームの体制で国の制度に乗れるのか、早急な検証を望むところであります。

そこで北杜市においては、国の施策によって進められてきた集落営農組織やファーム等の組織が現在、どの程度存在するのか。また、それら組織の活動状況はどうなっているのか、まずお伺いいたします。

先月25日、農林水産省は2004年度の食料自給率を発表いたしました。それによりますと、カロリーベースで前年同様の40%と停滞気味であり、目標とする2015年の自給率45%という周知達成が危ぶまれております。しかし、生産現場では国の政策とは相反して、自給率の向上になじみが薄く、議論も少ないのが実情で、農家の実態として、自給率向上対策は助成制度があるから取り組むという考えが、優先しているのではないかと考えております。

しかし農家の中には、あらしづくりもあり、これでは農業の生産力は向上しませんし、農業本来の姿ではありません。かてて加えて、北杜市の農業は大型機械の入れないところや、傾斜のきつい畑地帯など、国の基準を満たすことができない地域も多く、野菜などを栽培する小規模農家も多いわけでありまして。

このような環境の中で、中山間地の多い北杜市では、国が唱える経営規模の拡大や自給率向上対策に対応できるのか、市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に農産物直売施設の管理について、お伺いいたします。

北杜市にとって、理想とする農業振興の方向である集落営農組織への結集は、言うに易く行うに難しであります。現状、小規模農家では個々の農家の努力によって、農産物の直売などで所得の確保を図っている農家も多いわけでありまして。ある道の駅では、87歳の高齢者の女性が毎日毎日の出荷を楽しみにしながら、年間300万円を売り上げた例もあります。

私は北杜市における、これからの農業施策の方向として、地域の特産的な農作物の栽培など、地域に見合った農業を展開し、それに応じた販売対策を構ずるべきだと考えております。そのような中で、北杜市では指定管理者制度を導入し、農産物の販売施設についても、管理を民間に任せることを進めておりますが、指定管理者制度を導入したとき、中山間地の農業がさらなる発展を遂げることを期待しているところであります。

一方、民間に管理を委託した場合、スーパーや量販店のように直売施設も市場原理の中で、より安いものを仕入れ、徹底的に利益追求をしていくことになり、農家の所得確保や農家育成の視点に欠けないかという心配もあります。本議会において、指定管理者が発表された農産物直売施設を見ますと、すべて北杜市以外の市町村に拠点を置く会社などが管理者となることになっております。これらの直売施設は本来、その役割として地域の農家が作った農産物を販売して、地域の農業振興に寄与するとともに、地元の雇用創出の場を提供するという趣旨でつくったものと承知しております。

農産物販売施設の管理を希望する人は、当然、このことについて認識していることは存じますが、直売施設について、どのような視点で運営していくのか。指定管理者の選定の基準を明らかにしてほしいと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

次に農産物直売施設の整備について、お尋ねいたします。

合併前、各町村が設置してきた直売施設は、地域の活性化に大きく寄与してきており、また地域の農家にとって、大きなよりどころとなってきたのであります。しかしながら、これら直

売施設や加工施設は地域的な偏りや施設を利用できる人が限定されるなど、農家間に不公平が生じてきているのが実態であります。

今、国では身近なところに数多くの直売所を設置し、地域で採れた農産物を地域で消費することを施策的に進めておりますが、市長が常々言っている地産地消運動を、なお一層、強力に進めるには直売施設など、販売施設を適切に設置する必要があると思うのであります。

そこで北杜市では指定管理者制度を導入する中においても、今後、直売施設の整備を進めるつもりがあるのか、市長のお考えをお聞きいたします。

次に配布物のスリム化について、お尋ねをいたします。

ご承知のとおり、今、情報化社会の真っ只中にあります。地域や市、県、国、民間から発せられる情報は数多く、情報を的確に選択しなければならない受信者は大変であります。

北杜市では合併から市誕生の今日まで、市民の皆さまにさまざまな配布物を提供しておりますが、年間をとおしてみると膨大な量になっているのではないのでしょうか。特に広報など、市が発行する刊行物でなく、各種団体のものも数多くあり、必要な情報を見落とす結果にもなるのではないのでしょうか。

もちろん、市民の皆さんに必要な情報を提供することは大切なことと思いますが、行政のスリム化や財政的な低減に向けても、配布物の統一化が必要ではないかと考えております。当局のお考えをお伺いいたします。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

33番、渡邊議員のご質問にお答えします。

渡邊議員は農業に大変うん蓄もあり、自ら汗もかいておられます。その体験からご質問を頂戴したところであります。

最初に、集落営農組織の活動状況についてであります。

北杜市では農業者の高齢化に伴う遊休農地の増加抑止対策として、集落営農組織を中心とした担い手の確保、育成を急いでいるところであります。

北杜市には集落営農組織として、農地集積や農作業受託を行っている長坂ファーム組合があります。この組合は平成10年に各地域単位のファームグループとして設立され、本年5月に農事組合法人として結成されました。その活動内容は、地域の担い手として、農作業受託の拡大を図りながら、耕作放棄地の集積にも力を入れ、現在、その規模は農作業受託が108ヘクタール、農地集積が20ヘクタールに及んでいます。

本年度においては、長坂ファーム組合の活動をモデルとするともに、県峡北地域振興局、農務部に協力をいただきながら、明野地域には大豆、麦の生産を核とする明野ひまわりクラブを、また武川地域には武川米の生産と受委託作業を中心とした武川ファームの構築を行ってきたところであります。

特に武川ファームについては、県の地域提案型集落営農推進事業を導入し、北杜市のモデル組織と位置づけ、育成支援を行っていきたいと考えております。

なお、現在は須玉、高根、大泉、白州地域においても、地域のモデルとなる集落営農組織構

築の準備を進めております。

次に国の施策への対応についてであります。

国は農業経営の大規模化を推進しています。北杜市のような中山間地域では、平地農業を基本ベースにおいた国の施策に即応することは困難であることから、平地農業に対応でき得る経営体づくりとして集落営農を進めています。

また、国の中山間地域等直接支払い制度の有効活用により、平地農業とのコスト格差の是正や水田の多目的機能の増進を集落単位で図っております。その規模は145集落で、2,350ヘクタールの水田が調定され、年間3億3,900万円余が活用されています。

次に指定管理者制度導入についてであります。

農産物直売施設は、地域の農業生産者と施設利用者の顔の見える交流があってこそ成り立つ施設と考えておりますので、地域の生産組織の重要性と育成の必要性について、指定管理者申請者には十分な説明をするとともに、これまで以上の施設の有効活用を図り、地域農業の発展を期待していることを訴えてまいりました。今後の地域生産組織の育成指導につきましては、指定された管理者とともに、市が積極的に推進を図ってまいります。

指定管理者選定基準についてであります。指定管理者制度は施設の有効利用と経費の節減、サービスの向上などが主たる目的であります。施設管理運営業務の内容および基準についての中で、運営方針は地域資源を活用し、都市住民との交流を通じて地域の活性化を図ることとし、運営基準の中で施設の効用を最大限に発揮した利用、市民の平等な利用の確保、利用者の意見の反映等、施設の設置目的等を明確に示しており、これらに基づき、選定をしたところであります。

次に農産物や加工品のPRについてであります。

地元農産物や加工品のPR活動につきましても、本年度は市内外の各種イベントに生産者自ら積極的に参加していただき、農業者と消費者との交流を図ってきたところであり、この延長に販路拡大があると考えております。また、市では8月に地産地消施設連絡会議を設立し、市内の直売施設間の連絡調整や消費者が求める農産物の生産や販路について、積極的な意見交換がなされました。今後は、この組織を中心に生産者等の意見を吸い上げる中で、生産品目の選定、販路の拡大、農産物や農産加工品のPRを積極的に展開してまいります。

次に配布物のスリム化についてであります。

現在、各部局から配布される書類の対応は、本庁総務課で一括処理し、毎月5日、15日、25日の3回各行政区長を通じて配布しております。

配布物には市の広報誌のほか、イベントのチラシ、各教育センター等での講演会、講座等の参加をお願いするものなど、市民に広く周知しなければならないものが主なものであります。

今後は広報誌に掲載可能なものは掲載し、議員ご指摘のとおり、スリム化を考えながら、配布物を最小限にしたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

33番議員、再質問はございませんか。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

再質問させていただきます。

ただいま直売所の指定管理者制度について、お答えがございまして、指定管理者とともに担当者が推進を図るということで、安心したところでありますが、例えば各施設、直売施設加工施設においても、各地域の特色ある活動をしてきたところでありますが、例にとりますと、長坂町の三分一湧水館の加工施設におきますと、農村女性虹の会の味噌づくり、それからおここの会の漬物、ブルーベリー組合のブルーベリージャムなどが作られています、稼働率からいくと大変低いところがございます、そのへんの改革をされてしまいますと、この加工施設、長坂には1つしかないというふうな現状でありまして、この活動が中止になってしまう、また、これが使えなくなってしまいますと、このグループも解散をしなければならないというような状態になり得る可能性がございます。

話し合いの中で、ぜひ協定書の中に、このような各グループの特色ある活動については、きちっと明記していただいて、活動が続けられるような方向にできるかどうか、お考えをお願いいたします。

それは、なぜこのようなことを申しますかという、県の指定管理者制度の中で、フラワーセンターが指定管理になりました。フラワーセンターは地域の花、花卉農家の推進を図るということで、目的が大きかったわけですが、今回の指定管理者制度に基づいたとき、契約書の中に、そのような地域の花卉農家を活用するという項目がなかったために、ここで地域の花卉農家が生産しても、そこに納めることができなくなってしまったという現実がございます。

そういうふうなことから、指定管理者にとれば、本当に利益を上げなければという目的が大きいものがあると思います。そういうことを守るためにも、協定書の中できちっと明記していただける考えがあるかどうか、まずお聞きいたします。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で諸施設が地域振興のために使われてきたという原点は、大切なことだと思います。指定管理者を受けた業者も、地域と一体でなければ、その施設は生きていけないはずであります。したがって、私ども、これから具体的に相談して協定をしていくわけですが、そのようなことは、それぞれの指定管理者にお願いもするし、そしてまた協定書の中にしっかりと明文化していきたいと思っております。

また、三分一といわず、個々の問題については、また個々に相談して答えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

33番議員、まだ質問はございますか。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

しつこく質問させていただきますが、協定書の中で協定された各団体との指定管理者との話し合いの範囲をきちっと持っていただけることを望みながら、そういうふうなことをするお考

えがあるのかどうなのか、よろしくお願いします。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

しつこく答えますけども、しっかりと協定書の中へ明文化していきたいと思います。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで33番、渡邊英子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

白倉市長に2件ほど、質問させていただきます。

まず、北杜市にことばの教室の設置をしておりますが、話し言葉に問題を持つために、学習や社会生活が阻害され、本来持っている能力が発揮できないでいる児童生徒に対して、通常の小中学校へ席を置いたままで、一定時間、保護者とともに通級し、障害を除去したり、障害の状況や程度を改善して、学校生活への適応性を高め、より豊かな人間性の育成を図るために、現在、県内の8カ所の学校に言葉の教室が設置されております。

その指導形態は個別指導を原則として、回数は週1回ないし2回。1回あたりの時間は45分ないし60分。指導期間は個々の状態によりまして、保護者と相談して決めております。

また、その指導内容は構音異常、吃音、口唇口蓋裂、言語発達遅延、聴覚障害など障害の背景をなす諸要因を的確に把握して、状況や発達段階に応じた指導を基本に、必要に応じては専門医、心理学、教育学などの専門家の指導・助言や協力を得ております。

北杜市の近隣地区では、昭和44年4月から韮崎市内に設置されておりました、現在の通級児童数は32名でございますが、北杜市および小淵沢町の在住者がその過半数を占めております。

また、通級者以外に保護者からの相談件数も多いようですが、通級時の交通安全と指導への理解と協力を求めるために、保護者の付き添いを原則としていることより、遠隔地からの通級を断念せざるを得ない状況もあり、潜在的な需要は多数と推測いたします。

北杜市の将来を担う児童生徒の教育の充実を図るため、また、北杜市次世代育成支援行動計画の施策展開の一環としても、市内の小学校の空き教室を活用した北杜市ことばの教室の設置が必要であると考えます。

よって、開設に向け、指導教員の早期確保を提言する中で、市長の考えを伺います。

次に災害復旧田等の換地登記促進でございますが、通称34災といわれる昭和34年の激甚災害は災害救助法の適用により、水田などの復旧がなされました。以降45年が経過するも、白州町地内ではその換地登記がされず、耕作をするも登記簿上は筆界未定、あるいは地番不明の農地が存在しております。現在に至るも、6地区で14ヘクタールが換地登記未済のままであり、関係権利者も多数のため、行政主導による換地登記を要望して合併前までの解決を望んでおりましたが、結果は新市への引き継ぎ事項となっております。

災害復旧以降、年月の経過とともに、地権者の世代交代も進み、登記が次第に複雑になるため、関係者からも早期解決の切望の声があり、登記の促進が必要と考えいたします。

事務作業が煩雑となることが予想されることより、専従者の配置などを考慮しての促進を望みまして、市長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

2番、植松一雄議員のご質問にお答えいたします。

最初に言葉の教室の設置についてであります。

言葉の教室は、ご指摘のとおり話し言葉が言語遅滞であるために、学習や社会生活が阻害され、本来持っている能力が発揮できない児童生徒に対して、教育的にその問題を除去したり、問題の性質を改善したりして、学校生活への適応を高め、より豊かな人間性の育成を図る目的で、県内8カ所に広域的に設置されております。

峡北地域は葦崎市に昭和44年設置され、現在、通級している児童生徒は葦崎市が15名、北杜市が15名、小淵沢が2名の合計32名であります。このうち幼児が9名となっております。

通級以外の相談者の地域別は葦崎市13名、北杜市8名、小淵沢町2名の合計23名となっており、言葉の教室に関わる教職員は県費負担教職員で、県内8カ所で28名と聞いております。

山梨県の教職員は児童生徒13～15人に1人が配置されており、国の基準どおりとなっております。仮に北杜市で設置する場合は、教室など施設的な整備も必要となり、財政負担は大きなものとなります。また、少なくとも2名の教職員を配置することとなり、他の施設の配置人数に問題が生じることとなるので、山梨県教育委員会と協議を慎重に行っていきたいと思っております。

次に災害復旧田等の換地登記の促進についてであります。

現在、白州町における換地未了地区は6地区で14ヘクタールとなっており、いずれも昭和34年の伊勢湾台風による被災地区であり、釜無川等の氾濫により農地が流出したものであります。

当時としては、未曾有の大災害であったことから、災害復旧工事を最優先にして、現在の耕作者に配分されたものであります。

災害復旧工事が完了した昭和38年以降、旧白州町は幾度か換地業務の着手を検討しましたが、配分方法と配分を受けた耕作者が複雑多岐に及んでいること、さらに年数の経過も重なり、

今日まで未完了となっております。

したがって、換地処分未了地区につきましては、耕作者や所有者等、関係者のご理解、ご協力が第一でありますので、その動向を見極め、対応してまいりたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

2番議員、再質問はございませんか。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

再質問をさせていただきます。

まず、ことばの教室でございますが、少子化による空き教室等もあるように思われます。これを活用すれば、運営経費が年間50万円程度というふうに聞いております。指導教員の確保が問題でございますが、県の教育委員会等も協議の中で、ぜひ身近なところで指導を受けられるように、北杜市内にこの教室を開設していただければと要望いたします。

次に災害復旧田等の換地登記の促進でございますが、権利関係が非常に複雑なところもございます。現在6地区あるわけですが、中には非常に簡単で、地権者も全員が了解しているようなところもございます。ただ、現状はその事務処理に手が掛かりすぎて進まないというのが実態でございます。来年4月から指定管理者制度への移行等によりまして、正職員の配置転換が行われると思います。その際、ぜひ専従者を設置していただきたい。そうすれば、簡単なところから進めていただければ、少なくとも、この半分くらいは、1、2年で解決できるんじゃないかというふうに思われます。ご検討をお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私のほうから、災害復旧田のことについて、先に答えさせていただきたいと思います。

先ほどは白州町のケースで言いましたが、私が承知している限りでも、この須玉川の西川に合流する、このあたりの境之沢の耕地も河川の中に複雑のようであります。これも参考まででありますけども、葦崎市の市役所の西側の20号線の堤防がありますが、あの釜無川にも40～50メートルにわたって、ずっと帯状に河川敷の中に耕地があるという現実もあります。災害復旧どきに災害復旧を最優先した形の継続であります。

いずれにしても、先ほど答弁いたしましたとおり、耕作者と所有者など関係者すべての同意が得られた地区については、換地処分が進められるよう努めてまいりたいと思います。

ぜひ、それぞれの地域で言葉は露骨でありますけども、全員のご理解を得られる中で、進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

ことばの教室開設について、再質問にお答えしたいと思います。

ご案内のように残念ながら、少子化傾向で学校の空き教室という話題は、その都度、話題に提供されております。しかし、今の現在のところは北杜市に空き教室もございますけども、このことばの通級学校につきましては、今、空き教室になる普通教室がそのまま使えるわけではない。どうしても、ことばの障害を持たれている方につきましては、いろいろの障害の内容が

違っております。そうして指導する場合でも、それぞれの個別的といいますが、個室的といいますが、そういうふうな教室が必要となることで、やはり改築が余儀なくされます。改築をしないと、なかなかそのことばの教室、ことばの学校が開設できないというのが実態でございます。

併せまして、先ほど植松議員さんもお案内のように、指導教員の確保という部分が、山梨県広域的配置というのが基本で配置されましたから、今現在はたまたま峡北地域のエリアに32人という対象児がおりますけども、韮崎市に昭和44年からして、現在も2人の指導教員の配置ということでございますので、北杜市へ仮にことばの学校開設ということになると、最低でも2人は確保しなければならない。仮に北杜市の15名でなくて、5人の対象児であっても、2人は確保しなければならないというのが、指導上の制度になっております。

そんなことで、ご期待に沿えるような答弁が直接できないわけでございますけども、せいっぱい県教委とも協議を進めてまいりたいと思います。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

2番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで2番、植松一雄議員の一般質問を終わります。

続きまして、34番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○34番議員（中嶋新君）

議長のお許しを得ましたので、ミニ水力発電事業、指定管理者制度導入、また上下水道料金の3項目について市長にお伺いいたします。

最初に9月定例会において、補正予算で計上され、付帯条件つきで議決された高根町の農業用水路、村山六ヶ村堰、土地改良区の水利を利用する通称ミニ水力発電事業について、伺います。

このミニ水力発電事業は、日本はもとより世界的な地球温暖化対策、CO₂削減の推進等に寄与し、環境問題解決に貢献する事業であります。

平成17年度事業を決する、3月定例会における市長の所信表明にある本年度策定の北杜市新エネルギービジョンの趣旨にも沿った新エネルギー創出事業であり、また、先の9月定例会の市政方針にも見てとれる環境創造都市を標榜する、北杜市にとって大変重要な、具体的にして意義ある事業と考えます。

がしかし、基本的な技術は古くから存在し、水力を利用して発電する環境にやさしい事業ですが、地方自治体においては実施例がまだまだ少なく、北杜市にとっても新規の事業であります。

春先の4月に、六ヶ村堰から自然エネルギーを有効に利用する事業の推進をとの事業提案要請があったにしろ、時代の要請を機敏に感じ取り、住民福祉のための将来を見越した事業をとの市長の意図とは別に議会の内容説明の経緯から、十分な理解を得られるのに相当な時間を要して、5項目にわたる条件が付託された決議となったことは、北杜市民の周知のことです。

付帯決議である以上は、今後の事業展開の内容をリアルタイムで議会はもとより、関係する

市民に対して、必要な項目の詳細な事業計画や内容を徹底的に周知していくことが、特に必要不可欠であるものと理解しております。

このミニ水力発電事業は、完成予定時期を平成19年2月として、平成17年および次年の18年度の2年間にわたり、実施される事業であります。

その事業費の総額は4億2,931万円であります。

17年度分の事業費として、承認、議決された額は2億6,930万4千円であり、予算の内訳は委託料2,914万8千円および水圧管工事請負費の2億4,015万6千円との説明でした。

確定している補助金を差し引いても、市財源約3億円を使用して期間16.8年をかけて償還する事業であり、9月以降も補助金や有利な起債を検討するとの説明でしたが、貴重な市財源の観点からお聞きします。

質問1としまして、9月以降の財源確保に対する事務事業内容と確定した内容。

質問2としまして、有利な公債である合併特例債は使用できるのか、お聞きします。

次に事業の内容について、お聞きします。

5月提出の独立行政法人、新エネルギー産業技術総合開発機構、通称NEDOに総事業費30%の補助金交付申請時の計画書の概要が、大まかな事業内容の基本形を示すと思われませんが、そこで質問3、事業全体に対し長期的なスケジュールの作成、詳細な設計、また法規の対応のためにも、トータル的なコンサルト会社を導入する考えはありますか。

質問4としまして、この委託料2,914万8千円の使用の目的と、また将来な使用項目をお尋ねいたします。

続いて、六ヶ村堰および建設する地域の対応に関してお聞きします。

請負費2億4,015万6千円の水圧管布設工事は、取水口から発電所までの距離、約1.3キロ間の落差約86メートルを利用した、内径60センチの水圧管を六ヶ村堰の敷地内に布設する工事との説明ですが、質問5としまして、この六ヶ村堰との協定締結に向けて、敷地内布設の点から、施設後の借地料はもとより、将来にわたる事故等が発生した場合の補償等々が考えられますが、具体的な市側の方針と、その対処の方法は。

質問6としまして、協定書締結時期について、六ヶ村堰側からは事業に伴い、現在の施設の維持管理状況の変化等を十分検討、また協議し、組合員の理解を得るために、来年の3月ごろにとの話も聞きましたが、市側から見れば、早急に具体的な事項の協議を詰めておく必要があると考えますが、地域振興策等、何か要望や条件提示等はすでにあるのか。

以上6点です。

次に指定管理者の選定状況と、協定項目の条件について伺います。

来年4月からの指定管理者制度導入に向けて、北杜市内の92の公共施設に10月14日から11月11日までの、わずか1カ月弱の期間で隣接する、または関連する複数の施設を一括公募した状況もありますが、54件について応募がなされ、その後、選定委員会において選考、選定作業が行われました。

先月、11月末より今月にかけて、応募の状況が新聞紙上に掲載されております。結果、単独応募が27件であり、複数応募は最大5社から応募があった三分一湧水館関連施設をはじめ、17件。また応募者なしが、たかねの湯をはじめ10件と公表されております。

先月の16日をはじめとする委員20人で組織し、4つの専門部会で構成する指定管理者候

補者選定委員会を開き、県内自治体でもいまだ例もない、44件という膨大な量の協議、審査選定が行われ、市長に12月2日に答申されたとのことでした。

そこで選定委員会について、伺います。

質問1、このすべての事業に応募がなされたか。

質問2、選定委員会の20人の委員選出基準は、どこに基準を置いたのか。

続いて、選定協議の内容と協定項目の条件について伺います。

9月定例会において、制度導入のための条例改正の折、当局の説明では直営施設の職員の雇用状況は正職員8名、臨時職員36名、パート25名、計69名とのことでした。今後、仮にすべての施設が指定管理者に移行した場合を考えた上で、質問3として、一部必要と認める委託契約の人員費、また正職員8名の人員費は別としましても、その他、削減額の試算は市としてなされているのか。また、その額は年間いくらとなるのか。

また9月定例会の時点で、市から管理委託している管理組合、協会、振興財団等には経営状況に応じては、新に負担金を賦課しているとの意味合いの発言がありますが、今後、指定管理者導入後は特に民間の経営観点からは、利益追求は当然と考えますが、質問4としまして、市の施設である以上、北杜市民のサービス向上が大前提であり、現在の使用状況や利用条件の確保が選定条件の第一次と考えますが、その選定基準は候補者が考える施設の高度利用、また一部市外者の利用方法との兼ね合い等について、どのような配慮がなされておりますか。

質問5としまして、過去の説明で住民サービスの原点ともいえる各施設の利用料金、使用料等は現条例の規定内で認めると理解しております。

しかし将来、管理者側の創意工夫により、さらなる住民サービスの向上計画を条件に値上げの要請等が提案あった場合、市長が必要であると認めたことを理由に値上げすることは、部分的には住民福祉の向上にならないと考えますが、市長の見解をお聞きします。

最後に上下水道料金の統一について、お伺いします。

6月定例会において、一般質問いたしました上下水道料金統一について、現時点での状況と、今後の見通しについて、お聞きします。

質問1としまして、6月に早期に上下水道審議会を立ち上げ、統一に向けて審議するとの答弁でありました。その審議会の設置状況と審議の内容をお聞かせください。

また、新聞紙上で県内の新市誕生から1カ年以上経過した各地方自治体取材し、同一視するかのごとく、合併状況の検証と称して掲載される昨今です。特に旧町村間で格差の激しい項目について、適正な料金の設定や、その統一時期に関する記事に接する機会も増えてくると思われまます。

そこで質問2としまして、過去の市長の発言にあるとおり、本市において、今後の小淵沢町との合併もふまえ、早急な統一に向けて、まず第1に多数の料金設定が残る地区の統一から始め、全体の給水区域の再編までが喫緊の課題と考えますが、その見通しを伺います。

以上3項目、13点について市長にお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

34番、中嶋新議員のご質問にお答えします。

最初にミニ水力発電事業についてであります。

まず、事務事業内容は当初の計画と変わっておりません。財源につきましても、独立行政法人、新エネルギー産業技術総合開発機構からの補助金が決定されております。

次に合併特例債についてであります。事業執行のための財源となる起債については、有利な起債である合併特例債が、ほぼ確実となる見込みであります。さらに採算性が見えるようになってきました。

事業を執行するための詳細設計については、電気事業に精通しているコンサルタント会社に委託することとなります。委託料の2,914万8千円は現地調査、測量および実施設計に要する経費であります。

次に、借地料および事故等が発生した場合の代償等についてであります。

村山六ヶ村堰土地改良区との協議内容については、現在、協議中であります。また、施設に起因した事故等が発生した場合は、市の施設でありますので、市で補償していくこととなります。

安定した水量を確保するための水路改修に関わる土地改良区からの要望は、東沢取水口の改良、悪水払いの整備、唐沢水路合流地区の改良などが出されております。

次に指定管理者の選定状況と、協定項目の条件についてであります。

指定管理者制度導入のため、93施設を54施設に区分し、公募をいたしましたが、10施設については申請者がありませんでしたので、12月5日から再募集をしております。

指定管理者候補者選定委員会は、委員20名で構成し、市民代表12名、公認会計士または税理士4名、市職員4名です。できるだけ市民に多く入っていただくよう、配慮いたしました。

次に指定管理者制度導入に伴う削減額についてであります。市が今回、指定管理者に移行する44施設については、平成17年度の予算ベースで試算をいたしますと、これらの施設に要する人件費や運営管理費は、年額約7億円です。これに対し、利用者から徴収する利用料収入は約4億6千万円で、差し引き2億4千万円の持ち出しであります。指定管理者後は施設利用者の利用料は指定管理者の収入となりますが、市から指定管理者に支払う指定管理料は協定締結後でないと、正確には申し上げられませんが、9千万円ぐらいかと思われま。したがって、約1億5千万円程度の削減ができると試算されます。

次に選定条件や施設の高度利用運営についてですが、選定基準は利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上が図れるものであること。施設の設置目的を最大限に発揮するものであること。施設の適切な維持管理および管理にかかる経費の削減が図れるものであること。施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模および能力を有しているか。または確保できる見込みがあることなどです。

高度利用運営については、現在の管理委託方式でも、利用料金制度を採用し、業績を上げるため、施設運営に市は努力しているところです。ただし、市では起債の償還のほか、施設の維持管理費がかかることも確かであり、施設によっては施設使用料を受託団体から徴収しています。

今回の指定管理者制度では、指定管理者の裁量権が広がり、自主事業などで、これまで以上の利益を生むことも考えられるため、各募集要項に市への納入金に関する事項も提示しております。

次に9月の市議会で議決をいただいた、指定管理者制度導入にかかる条例の改正では、利用

料金については改正しておりません。改正条例では、指定管理者があらかじめ市長の承認を得れば、利用料金を下げることができることになっております。逆に利用料金を上げる場合には、条例改正が必要となります。

市としましては、公の施設の本来の目的である住民福祉の向上を図るべく、基本的には従来
の料金制度を維持していく考えであります。

次に、上下水道料金の統一についてであります。

まず、下水道審議会の設置状況と審議内容についてですが、去る11月21日、委員14名
で構成する下水道審議会を設置いたしまして、下水道事業の予算、決算状況、下水道の状況、
料金等について、ご説明させていただきました。

委員の皆さんからは、旧町村の分担金、使用料金の設定された経緯、南アルプス・甲斐市の
料金統一の状況、今後の審議会の進め方等についてご意見をいただいたところです。

今後につきましても、年4回程度の審議会を開催し、下水道事業のあり方等について、ご意
見をいただく考えであります。

次に簡易水道事業についてであります。

ご指摘のとおり、簡易水道事業につきましては、多様な料金設定、市全体の給水区域の見直
し等、多くの課題が山積しております。これらにつきましては、来年度の早い時期に北杜市簡
易水道運営委員会を立ち上げ、委員会のご意見をいただく中で、この課題の解決に向けて取り
組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

34番議員、再質問はございませんか。

中嶋新君。

中嶋新君に申し上げます。

再質問の時間は52秒となっておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

○34番議員（中嶋新君）

再質問いたします。

ミニ水力発電の、先ほどの予定をお聞きしました。

コンサルタント会社を導入するということですが、これからも建設に向けてのスケジュール
等が分かりましたら、また資料で示していただきたいと思います。

また、建設する地域に対する説明等、また具体的になりましたら、率先する考えがあるかお
聞きいたします。

あと11月16日に、議員としまして岐阜県白川村に小水力の先進地視察をしてまいりまし
た。そちらは具体的な行動スケジュールも立てて、市民に広報を通じて内容を周知しておりま
す。北杜市としまして、そういった視点から、ぜひ積極的に周知をしていただきたいと思
いますので、そのへんの考え方をお聞きして、再質問とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

これから事業を具体的に、プロセスについての資料は、後刻提出させていただきます。そしてまた、六ヶ村堰の当局との協議は、当然、私どももしていくつもりでありますし、先ほどの質問の中にもありましたけども、これは議会の付帯決議も入っているところでありますので、そのへんも承知しながら、ことを進めていきたいと思っております。

ただ、くどいようでありますけども、せっかく立ったからしゃべるわけではありませんが、これは4億2千万円の事業で、NEDOが約3割補助金決定してくれました。だから急に9月議会に提出することになったわけですけども、仮にNEDOが3割くれますと、4億2千万円ですから、残りが3億円ということになります。これが特例債で活用されるということになりますと、約7割、特例債をいただきますので、細かく言えば2億1千万円、自主財源が9千万円ということになります。したがって、4億2千万円の財源更正ができたわけでありますので、大変ありがたいことだなと思っております。

併せて、これはおおむねでありますけども、この前の協議会のときにもお話ししたわけありますけども、200万キロワットが年間出力として期待できるということになりますと、なんととっても、この事業の特徴は東京電力に売電ということになってくると、皆さんご指摘のとおり、7円何十銭ということになります。しかし大門ダムが玉山へ、私たちの浄水場へあげる水は、おおむね約10円ぐらいでありますので、大門ダムの水道体系の売電と契約しますと、大変有利な売電条件になるというところが、極めてミソであることは、間違いないところであります。

したがって、今、議員のご質問の中に、16.8年かかるという意味からすれば、特例債等々を活用しますと、ことによると2分の1、ことによると3分の1の、5、6年ぐらいで見通しができるではないかというような、アバウトな数字でありますけども、承知いたしております。

これから、皆さんと協議していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

中嶋新君の質問時間が終了しておりますので、以上で質問を打ち切ります。

これで34番、中嶋新議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後は1時15分に再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時15分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

26番議員、中村勝一君。

中村勝一君。

○26番議員（中村勝一君）

議長の許可を得ましたので、大きく2点について質問いたします。

はじめに、高根町地内設置のミニ水力発電についてです。

午前中の中嶋議員の質問と重なる可能性もありますが、よろしくお願いします。

CO₂削減による地球温暖化防止対策の一事業として、また本市のキャッチフレーズである環境創造都市実現のため、八ヶ岳南麓の傾斜地を利用し、中小水力発電施設の設置を計画し、9月議会でミニ水力発電事業予算に付帯決議がついたとはいえ、予算が可決されました。

そこで、高根町地内の傾斜地にある灌漑用水路、村山六ヶ村堰土地改良区の水を活用して設置する環境にやさしいクリーンエネルギー、ミニ水力発電事業について、いくつかお伺いいたします。

はじめに冊子、「六ヶ村堰」の沿革によると、1千年以上にわたり、数多くの先人たちの努力と莫大な投資によって、維持管理されてきた六ヶ村堰は、県下でも範たる改良区として知られており、これは組合員の誇りでもある。

いつの時代においても、人々の生活に欠かすことのできない水、将来に向けて大切に維持していくことが、今、私たちに課せられた責務であると記されています。

また、村山六ヶ村堰土地改良区の役員が中心となり、学校の要請を受け、八ヶ岳南麓の水田開発と灌漑、堰の開発に至るまでの先人の努力等について、副読本を活用しながら、町内3校の小学校4年生を対象に、現地を説明しながら学習会をもっております。

このように長い歴史を持ち、大切に維持管理されている村山六ヶ村堰土地改良区とミニ水力発電事業に関わる水の利用および土地の借用などの合意について、市としてどのように判断しているのか、まずお伺いいたします。

次に堰および財産を維持管理するため、毎年組合員の出労により、堰の草刈り、沈砂池の砂上げなどを実施するとともに、役員は随時見回り、管理および所有地の下草刈りなどを行って、維持管理に努めています。

特に下流域の工事、また大水が予想される台風時には、取り入れ口の水量の調整を行っているという聞いています。ミニ水力発電事業を実施し、発電機を設置すると、常時一定の水量が必要となるわけです。悪水払いのための排水弁の調整、また1級河川、西川の改修が必要と考えるが、下流に対する影響については、どのように考えているのか。

また、私も議員は11月16日、自治体として環境問題を考え、地域の特性を生かし、自然エネルギーの開発利用に取り組んでいる岐阜県白川村の小水力発電所を視察してまいりました。

水がきれいであり、一定水量を得られることは当然ですが、水車形式、チュウブラ水車を使用しており、ベルトによる金属音に驚かされました。本市で設置する水力発電機については、近くに人家があることにより、設置付近の住民に対して、騒音公害面で十分に配慮する必要があると考えますが、どう考えているのか。

ミニ水力発電の最後の質問になりますが、年間発電量220万キロワットで、電力を近くの大門浄水場、年間使用電力量180万キロワットで供給し、9月議会で投資回収年数16.8年と聞くが、先ほどの議会で財源として合併特例債が活用できるとの話でありました。回収年数も短いと判断します。この事業が軌道に乗ると、利益があると考えます。そこで、村山六ヶ村堰土地改良区に対する水利用、土地借用などの管理費を、どのように考えているのか。

以上、ミニ水力発電事業4点について、お尋ねいたします。

いずれにせよ、市長は所信表明の中で、新エネルギーの導入に取り組むと声明しました。こ

のミニ水力発電事業を軌道に乗せ、円滑な推進を図るためには事業主体、担当部局はどこのかをはっきりさせ、地域振興事業の1つとして、市民の負託に応える施設となるための維持、管理をすべきであります。そのため、プロジェクトチームをつくり、常にその成果を市民に公開することが必要であると考えているところです。

次に2点目として、原っぱ教育の現状と指導主事設置についてお伺いいたします。

相変わらず学校現場では、目を覆いたくなるような痛ましい事件が起こっております。大人の責任として、子どもたちの安全管理は早急の問題です。集団登下校、あいさつ運動、子ども110番の家の設置、学校警察連絡協議会での情報の交換、また犯罪に巻き込まれないための危険予知能力や危険回避能力を身につけさせるための安全教育等、各学校や教育委員会での取り組みの成果が表れるような地域社会でありたいものと願っております。

さて、自然との関わりの中で、精神的に強く、健全な心を持ち、道徳観の備わった子どもの育成、原っぱ教育活動の学校での取り組みは、すでに1年を経過しようとしています。そこで教育委員会で把握している協調性や、心身ともにたくましく健全な心の育成に取り組んでいる各学校での2、3の実践例をお聞きします。

現学習指導要領が完全実施になり、総合学習への取り組みも、もう4年を迎え、各学校では地域の各種施設を利用した校外での学習や地域の人材を活用した教育実践が行われています。

しかし、児童生徒の学習活動に参加していただける地域人材の掘り起こし、また、その指導者との連絡調整等、だいぶ苦慮している様子を聞いております。

原っぱ教育の基本理念を生かし、市内22校が共通教育活動ができ、また教員の研究活動ができるようにと3月議会の折、平成18年度から市独自で指導主事の設置に取り組みたいとの答弁でしたが、その取り組みの現状はどのようになっているのかをお聞きし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

26番、中村勝一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、ミニ水力発電についてであります。

まず村山六ヶ村堰土地改良区との合意につきましては、10月7日に高根総合支所において開催された理事会で説明し、また10月15日の総代会の現地研修のとき、担当職員が同席し、説明をする中で、基本的な合意に至ったと考えています。

次に下流域に対する影響ですが、水量については設計の段階で水量計算等、綿密に設定していきたいと考えています。また、台風等の増水に対応するため、悪水払い等の設置も検討したいと思います。

次に騒音公害についてであります。

発電機等の騒音については、今後詳細設計を行う中で、騒音の少ない機種の設定をはじめ、設置場所も検討していく考えであります。

水利用の代償については、村山六ヶ村堰土地改良区からの要望事項と併せて協議してまいりたいと思います。

次に原っぱ教育の現状と指導主事設置についてであります。

本市の教育重点施策であります原っぱ教育は、思いやりの心、人に迷惑を掛けない温かい心、汗をかくことの尊さ、清く正しく協調性のある人づくりを目的として、本年度スタートしました。

秋田小学校では、隣に流れる鳩川の動植物の観察日記を後輩に受け継ぐとか、高根西小学校は村山祭りの中で、地域との関わりを持って、ふるさとを知るとか、須玉小学校は身近な地域での体験活動に加え、特色ある自然豊かな遠くの町に出かけ、そこに生きる人々との関わりを大切にしたい豊かな体験活動など、教科書を使わず、生の教材を取り入れた事業が行われております。

また、すでに市内の各小学校では地域の偉人や身近な小川に住む動植物の研究、また山に住む動植物の観察などをしており、それぞれ特徴ある教育課程プランにより事業を行っております。

自然との関わりにより原っぱ教育は、短い期間で実践の成果を問うことはできませんが、将来、必ず役に立つものであると信じております。これらを、さらに充実させるとともに、家庭教育、学校教育、地域教育を問わず、全国に誇れる本市の恵まれた大自然との関わりを持つ体験こそが、原っぱ教育であります。

各学校の工夫を凝らしたプログラムを積極的に推進し、その成果を期待しているところであります。

次に指導主事についてであります。

指導主事は、来年度から峡中、峡北、両教育事務所を統合し、広域的配置になる計画ですが、引き続き葦崎市と共同で設置し、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事していただくよう県へ要望しております。

なお、本市における小学校14校で217人の教員と、中学校は甲陵中を含め8校で、141人。合計358人の教員がおり、3月には小淵沢町が加わり、小学校15校、中学校9校で教職員は400名余りの大所帯となりますので、人事を含め、教職員の管理事務対応が膨大となります。

また、平成18年度から教員の評価制度が本格化し、教員が力を発揮できる教育条件づくりと、心の健康へのサポートの整備も急務であります。近年の学校教育を取り巻く環境は複雑で、地域や保護者からの要求も多く、対応に苦慮している現状であります。

財政的にも非常に厳しい状況ではありますが、本市負担により、来年度から管理主事の設置をしていただきたく、山梨県教育委員会に要請しております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

26番議員、再質問はございませんか。

中村勝一君。

○26番議員（中村勝一君）

先に指導主事、管理主事の面について、ちょっと質問したいと思います。

先ほど、市長の答弁のように、来年度から峡中教育事務所と峡北教育事務所が統合します。そして事務所の本体は、現在の峡北教育事務所へくるわけですが、それぞれの事務所に指導主事がそれぞれ2人ずついまして、来年度から4人体制の指導主事になることは、確かだと思い

ます。

峡中教育事務所と峡北教育事務所が合併して、4人の指導主事でまわると、現在の峡北教育事務所で学校を指導、援助している指導主事2名ですが、手がまわらなくことが事実のようです。というのは、その2名は中巨摩へ、相当出向かなければならない。講師別に専門性を持たせなければいけないという話が出ております。

それで、私ども3月の議会でもお願いしたとおり、市長も指導主事で考えたいという話をしていたわけですが、学校は教師を基本的に管理する、人事管理するというのは基本ではないと思います。実際、子どものために学習活動によりよく取り組むために、どうしたらいいかということ職員集団として、学校集団として考えていくのが、学校のあり方だと思います。

それで、先ほどの答弁のように、一人ひとりを管理するために、教師一人ひとり、500名以上になりますから、管理するために大変だと。そのために管理主事を置きたい。もし、それだけの予算を割くとしたら、私は指導主事を置く取り組みをしてほしいなと、そんなふうに思いますが、それについてのお考えをお聞かせください。

まず、それ1点です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

私どもも、今、中村議員さんのおっしゃるとおり、学校教育を取り巻く状況は非常に厳しいものですから、指導要領に基づいた生徒への指導、対応ということで指導主事の配置を強く希望しているものではございますが、たまたま今日現在の時点では、県の義務教育課、県とも相談し、それから教育事務所の今の、なりゆきの状況がご指摘を受けたように峡中、峡北支所という状況の中で、管理主事の4人の配置が今のところ、目安だということを今、聞いております。

改めて、北杜市への22校、小淵沢を含めて24校、その部分については管理主事、それから指導主事ということで、今現在、協議を進めておるところなんです。

市長が今、答弁したように、今は正直、この場で答弁することはいかがだと思いますけども、心の病を持った先生も数多くおります。その管理もやっぱり、必要だという見解の中から、管理主事で学校指導教育も含めて、管理をお願いできたらという考え方を一つ持っている。本来ならば、管理主事と指導主事と2人、配置してくれれば、これは一番、希望にかなうわけなんですけども、財政的な問題もございます。それから県の割愛人事ということで、県の配置の数の問題もございます。今、強く要望されたように指導主事ということですから、今は管理主事を要望して、今、折衝してございますけども、もう一度、県と相談をしながら、検討してみたいと思います。

いずれにしても、いずれか1名はなんとか配置して、教育にかける思いを北杜市としても表へ出していきたいと、こんなことを思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

26番議員、再々質問ございますか。

中村勝一君。

○26番議員（中村勝一君）

ぜひ、教育長のおっしゃるように、管理主事をというのではなくて、両方取り組みは必要だと思いますけど、子どものために、児童生徒のために、また原っぱ教育を推進するために、ぜひ指導主事をお願いしたいなと思っています。

再々質問ですが、ミニ水力発電事業についてですが、先ほどの中嶋議員の中でも話がありました。村山六ヶ村堰土地改良区とは、現在、協議中であって、そして協定書を結びたいというお話を聞きましたが、この例えば、実際、工事にかかる期間はいつなのか。すなわち水圧管を1,300メートルぐらいいけるわけですが、その水圧管をいけるときの取り入れ口に、実際、工事はいつからかかれるのかと申しますのは、六ヶ村土地改良区におきましては、4月の中旬ごろ、役員が出発して、水の取り入れ作業、通常工事を行うことになっているはずですが、ですから、今年度中に取り掛かるということを中心に考えてほしいなと思っているわけですが、具体的な工事への取り掛かり日数等をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（坂本伴和君）

ただいまのご質問について、お答えをいたします。

現在、事務を企画部と私ども生活環境部で進めておるわけでございますが、工事に関しまして、まず工事を行うための現地調査、それから実施設計書を作成しなければなりません。それにつきましては、今年度中に実施設計書を作成したいというふうに考えております。

それによりまして、土地改良区の皆さまとか、それから地主の方々との折衝がございます。それが済み次第ということになるうかと思っておりますので、実際に工事に入っていきますのは、平成18年度になるうかと思っております。

物理的に、実施設計書が今年度中いっぱいかかるということで、工事自体は、どうしても平成18年度にずれ込もうかと思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで26番、中村勝一議員の一般質問を終わります。

次に8番議員、鈴木今朝和君。

鈴木今朝和君。

○8番議員（鈴木今朝和君）

教育関係について、2つばかり質問をしたいと思います。

まず最初に今、中村議員の質問がありまして、私も3月、その問題を質問したわけですが、18年度からの実施というようなことで、ぜひお願いをしたいと思います。

できれば、指導主事ということで、現場の先生をはじめ、それからいろいろな細かい教育の指導、ぜひ指導主事をお願いしたいと、こういうことであります。

さて、今は変革の時代、混迷の時代、これから国際競争時代といわれて、もう久しいわけですが、最近の教育界を取り巻く、いろんな事情を考えるにつきまして、まさにその時代が到

来してきたようなことを、体で感じられます。

その1つは3兆円を地方へ税源移譲する、三位一体改革の中で、今まで聖域であった義務教育国庫負担金について、この制度を維持、堅持を明記した上で、国庫負担金を現行の2分の1から3分の1に引き下げたというようなことで、一応、決定というふうなことで話が進んでいます。

義務教育は国の責任において、無償で誰でもいつでも教育を受け、一定の教育水準を維持することが大切であり、そのために義務教育国庫負担金制度があるわけでございます。最も重要であり、最も弱い部分に税源移譲を託し、こういう結果になったということは、一抹の不安を感じております。

第2は毎日マスコミに報道されている、小学校の児童を対象とした忌まわしい事件であります。まさに、最近流行語の想定外という言葉がありますけど、思いもしない事件が続いております。

昔、安心して楽しく学べる学校、登下校には友だちとれんげの花の中を、鳥の声を聞き、楽しく通学した、あの平和の姿は、どこへ行ってしまったのでしょうか。市長がただいまも、原っぱ教育の一連の成果を答弁いたしました。まさに原っぱ教育、米百俵のまさに時を得たものだと思えます。これからも、その具体的な施策を大いに期待するものであります。

こういう時代背景の中だからこそ、子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、個人として自立し、たくましく生きる力をつけてやればなりません。そのために、学校ではきめの細かい指導が必要となるわけでありまして。その1つの方策である少人数学級の取り組みについて、質問をいたします。

小中学校の学級の定数については、公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律の規定により、40人まで1学級という措置が全国一律に今、捉えております。しかし、この配置基準に従った配置では、各学校の実情、例えば多動児、ADHD、あるいはLDという学習障害、あるいは不登校の実態、個に応じた細かい指導体制の確立をふまえての学校職員の組織をつくるには、非常に困難な状態が現実です。

30人学級の実現については望ましいことなので、いろいろな機会に、国にもお願いしているところではあります。国も三位一体、地方分権を叫ぶ中、最近では義務教育法を緩和し、弾力化して各地方自治体の判断で職員を配置してもよろしいというふうに、実際になって、具体的には山梨でも低学年の小学校の生徒については、加配をしているわけでございます。

教育を大きな柱の一つとして、推進しているわが北杜市も、国の施策を待つばかりでなく、本市としてできることを実施に移したらどうかということの、お考えをお伺いしたいと思います。

その1つとして、30人以上の学級が3学級以上ある学校に市単の教員を少しでも配置していただきたい。今、北杜市は先ほど出ましたように、22校の学校があります。小中で、約145学級という、普通学級ですけど、あります。

その学校全体の中で、1つの学校に30人以上の学級が3学級以上あるのは、北杜市の中で小学校4校、中学校3校であります。例えば、須玉小学校3学級、高根西小5学級、長坂小が5学級、武川小が3学級、高根中、長坂中、武川中は全学級が30人以上です。これはちょうど、境目の学級ということで、2クラスにならないという学級のところでございます。

やはり、そういうところ、ほかのところはほとんど、北杜市の中では20何人という学級数、

あるいは20人近所の学級数でございますけど、先ほど言ったような中で、きめの細かい指導や不登校とか、いろんな中で教育を進めていくには、ぜひとも、この3学級以上が3つあるような学級には先生たちを1人加配をしていただきたいなということをお願いと、お考えを伺うわけでございます。

すでに、例えばチームティーチングというようなことで、その方法を取りながら、1つの学級を2人の先生でやる方法もありますし、実際に長野県なんかでも、あるいは山梨の中でも、かなりそういうことで実施している学校もあります。

学習指導要領が目指す、子どもの個性を大事にし、生きる力を育て、充実することは将来にとって重要かつ緊急の課題でもあります。最近の多様な、いろんな状況の中で、1人の担任の力では限界があるといわれています。先ほど、教育長がおっしゃったように、教員の中にも大変な教員も出てくるというようなことで、そういうことも含めて、ぜひ、30人以上の学級が3つ以上ある学校には、ぜひ1人の加配をお願いしたいと、こう思うわけです。

少人数学級は、いわゆる箱物施設を造るよりも、ずっと、その市の魅力を増すことになると思いますが、そのへんの市長のお考えを伺いたいと思います。

次に北杜市市立図書館の組織整備について、伺います。

図書館は生涯学習の場であり、読書はいろいろな情報をとおして、潤いのある心豊かな市民や文化の香り高い地域をつくるのに、大切な施設であることは言うまでもありません。ご存じのように、北杜市には7つの市立図書館があり、他の市町村と比べると、非常に施設的に充実しています。

しかし、合併1年を経て、各図書館の職員の頑張りや、評価に値するものであるが、各図書館が名実ともに、その機能を発揮しているかどうかということは、必ずしもそうとはいえない現状であります。

北杜市図書館を充実するために、次の提言をし、お考えを伺います。

まず第1に、組織の整備でございます。

7つの図書館のうち、1館を中央図書館として、他の6図書館を分館、または地区館として、全体を1つに組織化し、1つの企業体として運営したらいかがでしょうか。

そうした中で、それぞれの特色を持った手となり、足となり、全体としては素晴らしい図書館が北杜市の中にできるのではないかと思います。

次に、その図書館の職員体制についてでございます。

現在、図書館の職員は北杜市全体で、38人で、その内訳は明野が4人、須玉が8人、高根が7人、長坂6人、大泉金田一記念図書館7人、ライブラリー白州4人、武川2人という内容でございます。

このうち館長が5人で、他の職務と兼務が3名、3名のうち正規の職員が1名、嘱託2名でございます。

正規の職員は図書館の全体で3名、須玉の図書館に2名、大泉1名ですけど、あとは嘱託臨時職員が21人ということ、それからアルバイトが9人です。

全体的に司書の資格を持っている人は、15人の約職員の半分でございます。この職員体制を見ると、ほとんどの、その運営は嘱託や臨時職員の頑張りやでなされているのが分かります。図書館は、その地域の文化のバロメーターといわれ、図書館をさらに円滑に運営し、充実したものにするために、7つの図書館にそれぞれ、あるいは2つに1つか、正規の職員を配置して

ほしいと思うわけでございます。

市長、教育長の考えを伺います。

また、嘱託、臨時の職員の中には10年以上、図書の業務に携わっている人も、何人もいますが、そういう人に責任ある役をお願いし、給与面でも考えていただきたいと思いますが、併せて考えを伺います。

以上、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

8番、鈴木今朝和議員のご質問にお答えいたします。

義務教育は国の責任でということであり、私も国の責任でやってほしいと、機会あるごとに主張している一人であります。ご理解ください。

最初に、少人数学級への取り組みについてであります。

義務教育の学級定員は40人というのが、公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律で定められており、許可権を持つ都道府県は厳格に、この基準を適用し、40人までは1学級という措置が全国でとられています。これにより、山梨県では平成16年度から40人未満の少人数学級が輝き30プランという形で実現しましたが、都道府県単位のみで市町村の裁量での学級定員の変更はできません。市町村独自の政策判断で、少人数学級などに取り組むことは財政的負担があまりにも大きすぎ、慎重な論議が必要であります。

ご質問の30人以上の学級における教員加配ですが、現在、県の配慮のもと、小学校にきめ細かな指導、新アクティブ、新任者研修など、各種制度により高根西小学校をはじめとする8校に20名が配置されております。

中学校でもきめ細やかな指導、小規模中学校、初任者研修などの制度により、市内全中学校に20名が配置されております。私も学校教育にける思いは、非常に強いつもりであります。本年度から学校の実態に合わせ、市単独で補助教員7名を臨時的に採用するとともに、すべての学校に図書館司書を配置したところであります。教育は単年度で成果がでるものではありませんが、これからも教育には意を尽くしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

図書館の組織整備につきましては、教育長から答弁いたさせます。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

8番、鈴木今朝和議員の北杜市立の図書館の組織整備についてのご質問にお答えいたします。

はじめに組織整備でございますが、現在、市内の7図書館は生涯学習課、社会教育担当に位置づけられた中で、横並びとなっており、暫定的に須玉森の図書館が7館のとりまとめ役をしております。しかし、図書館の重要性に鑑み、機能・充実、ならびに主体性を強化するため、蔵書数、利用者数、知名度などを勘案する中で、中央図書館を定め、図書館そのものが生涯学習課から独立した形態となるよう、検討をしております。

次に職員体制であります。現在7図書館は4名の正職員、25名の嘱託臨時職員および

10名のアルバイトで運営しております。このうち司書資格のある者は19名です。今後は職員体制の見直しを行う中で、各館の利用者数や蔵書数を考慮し、必要に応じて司書資格を有する正規正職員を配置するなど、運営の充実に努めてまいりたいと思います。

なお、嘱託臨時職員につきまして、図書館の組織や人的配置の見直しを行い、業務上の責任が軽減されるよう努力したいと思っています。

なお、給与面においては、財政厳しい折、また他の職種も勘案した中で、当面、従来どおりを考えております。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

8番議員、再質問はございませんか。

鈴木今朝和君。

○8番議員（鈴木今朝和君）

1つ、経済的に非常に苦しいことは承知しているわけですが、7人の市単の職員が配置されているというようなことですが、ぜひ、その数を増やしていただきたいというようなことと、もう1つ、教員の配置ですが、例えば高根西小は298人で24人、長坂小は199人で教員が15人と。それはどういうことで、そんなに差があるのかわかりませんが、やっぱり、そういう適正な教員の配置をぜひお願いしたいと思います。

それから、図書館の独立ということですが、これは教育委員会の一ポジションで独立させるということですか。そのへんをもう少し、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

先ほど、市長が答弁いたしましたように、学校教育にかける思いは市長も強いものを持っているという中で、7人の市単の教員を現在、17年度から配置をしてございます。併せて、図書館の司書教諭につきましては、全校に配置をしたところがございます。学校教育にかけるものにつきましては、一生懸命努力をしておりますし、今、再質問にもございましたように、また適正配置という部門で県教委のほうへも、できるだけ多くの配置が可能になるような努力を、年度末人事で努力をしてみたいと思っております。ご理解をいただきたいと思います。

それから図書館の位置づけについてでございますが、今現在は町村合併がされて、まだ1年というところで、現状、横並びの形で7館が生涯学習課担当の係に位置づけられているという状況でございますが、教育委員会の中の1つの図書館という課に、条例上の課に位置づけられるような形で、今検討をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

8番議員、再々質問はございますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで8番、鈴木今朝和議員の一般質問を終わります。

続きまして、4番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○4番議員（千野秀一君）

市長に2つの大きな項目について、お伺いをいたします。

本市は県下最大の面積を有しているものの、他の市のような核となる中心街を持っていません。今は7つ、来年3月には8つのそれぞれの特徴を持った地域の集まりとなります。そこで8つの光る個性となるわけでありませ

ん。ほかに例を見ない市全体が均衡ある発展を目指す、そして8つの光る個性を持つ、そのためには本庁と支所機能を有した地域交流プラザのあり方は、大変重要なものと思います。これが北杜市型だというようなお考えがありましたら、お聞かせください。

地域交流プラザの整備は武川、大泉、白州、小淵沢は新築であり、ほかは改築と、小淵沢の合併協議会の建設計画書にもあります。このことについては、小淵沢町の町民も期待し、注目をしていることと思います。そこで、その機能、内容、規模はどのようなものかをお知らせをください。

また、新築、改築の際には、それを利活用する地域の意見の反映についてもお考えがありましたら、お聞かせください。併せて、整備年度についても答えられる範囲でお答えをお願いします。

とかく、これまでの公共施設の建設には住民の声が反映されていなかったようにも思います。ちなみに今は、新築の方向ですでに設計に入っているのではないかと思います武川町の交流プラザへの住民の意見の取り入れ方というふうなものは、どのような形をとっていたか。それも教えていただきたいと思います。

次に地域委員会の機能の活用について、お伺いいたします。

最初に、これも新北杜市建設計画の中に、地域委員会の活用として明示してあります地域コミュニティの強化のため、地域委員会を中心とした地域活動により、地域に新しく移り住んだ方々と、従来からの住民が形成する地域コミュニティの活性化を推進するとあります。混在する現状をいっているものと思いますし、市民総参加の原則でもあり、顔が見える安全な地域づくりのためには不可欠だと思います。ここに明示してある、その方策については新しい方法のお考えがあれば、それをお聞かせいただきたいと思います。

先ごろ、行政区の再編が動き出しました。その中にご理解、ご協力をお願いしますというふうに書いてあります。簡素、効率的、効果的というのは理解もできます。それも重要だと思います。経費節減にもつながると思います。しかし、行政との距離が少し離れることにより、行政への協力体制、あるいは責任感の希薄化につながることも多少、懸念されます。市の基盤となる地区、地域コミュニティの抱えている諸問題の解決の手助けとなり得る地域委員会の活用は、市側も真剣にその方策を考えていただき、各地域委員会にご指導もいただきたいと思

います。続いて、地域委員会の権限の中に、市が処理する事務に関する事項について、市長に意見を述べることとありますが、この第4条の各項にこそ、地域委員会の光る地域づくりの根幹だと思います。多様な団体、人材で構成されている委員会だからこそ、地域の多くの意見が集まるはずで

合併して1年が経ちました。この間、この地域委員会から市に意見が出されましたでしょうか。もし出されていたとすれば、何件ほどありましたでしょうか。

また、その意見が行政に取り入れられた事例がありましたら、いくつか紹介をしていただきたいと思います。

最後に冒頭に申しましたが、光る個性を考えると、地域委員会に期待するところは、非常に大きいものがあります。そんな中、先ほど18年度地域委員会予算の一律10%カットは、財政難とは申せ、わずか2年目であります。今後に不安を感じさせないか、心配をしております。

このことについても、市民に納得できる説明も併せてしていただくことをお願いし、答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

4番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

最初に地域交流プラザの整備についてであります。

地域交流プラザは、それぞれの地域に密着した行政の拠点として、住民サービスの低下につながらないよう、旧町村の役場庁舎を総合支所として存続したものです。進捗予定の地域交流プラザの機能、内容については交流スペース、地域で必要とする施設、支所機能などが想定されます。

しかし、市内には総合支所に限らず、同じような施設が7つの町にあり、類似施設の統廃合は行政改革の中で、重要な課題となっています。新築を予定する地域交流プラザは、諸般の事情を総合的に勘案しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、新改築の計画が具体化される折には、議員をはじめ、地域住民のご意見を聞く中で、進めてまいります。

次に地域委員会の機能の活用についてであります。

まず地域コミュニティの活性化の推進であります。北杜市への転入者の中には、行政区への未加入者も多く、今までの生活習慣の相違からコミュニティの形成が図られない地域が見受けられます。各行政区では各種行事等の活動を通して、住民の連帯感や親近感が生まれ、地域コミュニティが形成されておりますが、転入者にはこうした地域活動に拘束を感じていること等が要因で、行政区は加入しないことが考えられます。

地域のことは地域で解決する仕組みとして、各町村に地域委員会を設置し、地域を代表する各分野の方々に構成する20名の地域委員により、住民と市が協働して、よりよい地域づくりを進めることとしております。

市といたしましても、各行政区の見直し等において、実情を把握し、地域にあったコミュニティ、いわゆる共同体を検討する中で、地域自治の活性化に向けて連帯感のある和の地域づくりを進めていきたいと考えております。

次に市長への意見の状況についてであります。

市議会定例会後に開催される地域委員会への市政報告会、また地域振興費の当初予算使途案

説明の折、意見をいただいております。全体では5件ほどの意見がありましたが、市政報告会の質疑の中では、新市建設計画の詳しい事業内容や峡北地区最終処分場の建設計画について、意見がありました。それらは市政に生かしていく考えであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

4番議員、再質問はございませんか。

千野秀一君。

○4番議員（千野秀一君）

簡単をお願いします。

住民の意見を反映するプラザを造るときに、そのときに、先ほど言いましたように、実際に行政側も不必要なものは造らない、あるいは住民もそのことについては理解をしていると思うんですけども、それを造る、造らないの判断をする前に、各旧町村においては、そういう計画がなされていたということ、それで住民もそれを期待しているというところがありますので、市の考え方を事前によく理解をしてもらえような方策を、これからとっていてもらいたいということと、当然造るのであれば、造るときに、その必要性というふうなことも、住民とよく話し合いの中で進めていってほしいということ、議会の報告のほかにもお願いしたいと思います。

それが1つ、地域委員会から市長に意見を申すことができるというのは、本当に地域委員会が一番、大切な仕事だと思うんです。それが7委員会の中で、5件あったということなんですけども、これは市長をはじめ大変苦労して、この難しい時期を乗り越えようとしているときですからこそ、この地域委員会をとおして、いろんな意見が活発にあがってきて、市政を担当するのにも役立てていく必要があると思うんです。ですからこそ、この委員会から意見がたくさんあがってくるような方策というか、呼びかけというか、そういうふうなことを市のほうからも行っていったらどうかという提案です。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

地域交流プラザについて、再質問をいただいたわけでありまして、私も先ほどの答弁で新築を予定する場合は、諸般の事情を総合的に勘案しながらうんぬんということでありまして。総合的とは言うまでもなく、議会の皆さんの考え方も聞かなければならない、あるいはまた、今北杜市が進めている行政改革推進委員会の皆さんの考え方も聞きたい、あるいはまた、市民の思いや、ときに財政状況等々を文字どおり、総合的に判断して、これを進めていくという考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

地域委員会のあり方、あるいはまた反映の仕方等々については、千野議員の貴重なご指導として承っておきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

4番議員、再々質問ございますか。

(な し)

以上で質問を打ち切ります。

これで4番、千野秀一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

2時30分に再開いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

25番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○25番議員(中村隆一君)

12月定例会にあたり、一般質問をいたします。

国政では小泉内閣が構造改革の名によって、進めてきた社会保障は医療、年金、介護、障害者支援で連続的な改悪が強行され、来年度には再び医療の大改悪が狙われています。

社会保障とは、本来、人間らしい暮らしの支えになるべきものですが、それが反対に人間の尊厳を踏みにじるものに貶められています。

市政では12月8日の市長の所信では、平成18年度の介護保険料見直しについて、現在の基準額2,455円を3,200円ぐらいになると見込まれると述べ、3割もの引き上げを事実上、発表しました。また、国保税についても税率を引き上げざるを得ないと、国保税引き上げを表明しました。

市長も引用したとおり、合併協定は被保険者の負担増とならないよう努めるはずではなかったでしょうか。今、市民生活は収入が伸びない中で、支出がかさみ、大変苦しくなっています。そんなとき、介護保険料、国民保険税、国保税の値上げは許されません。

質問に入ります。

質問の第1は、介護保険一部改定の実態と市の対策についてです。

介護保険導入時、政府はその目的を家族介護から社会が支える制度へ、介護の社会化、在宅で安心できる介護へ、サービスが選択できる制度へなどと盛んに宣伝しました。施行から丸5年が経過し、軽度の人介護サービスの切り捨てになる、施設利用者に大幅な負担増を押し付けるなど、介護に関わる幅広い団体、個人が批判の声をあげてきた介護保険改悪法案は、今年の6月に自民、公明、民主の賛成で成立しました。施設入所者などの食費、居住費が今までの1割負担から全額自己負担になる負担増が、この10月から実施されました。

私は施設入所者の負担の実態を調べに施設を訪問してきました。北杜市内のある老人保健施設では、今まで1カ月、6万円ぐらいだった人が一挙に4万円もあがり、10万円になるケースがあるとのことで、4万円の年金では払いきれず、家族に重い負担がのしかかっています。また、ある特別養護老人ホームでは、10月から平均5千円ぐらいの値上げ、一番上がった人は1万円ぐらいとのことでした。施設利用者は負担増、施設運営者は減収になり、双方から悲

鳴があがっています。

在宅の人を対象に負担増を抑えるために、自治体が独自の軽減制度を設けた例がありますので、2つ紹介します。

1つは、東京千代田区ではデイサービス利用者全員の食事と施設利用者の一部の食事、居住費を対象に、区独自の補助制度を実施しています。

2つ目は、東京荒川区です。荒川区ではデイサービスと、通称リハビリ、デイケアの食費について、世帯全員が区民税非課税の人を対象に、各施設が定める食費の自己負担の25%を補助しています。

北杜市でも在宅での国の低所得者対策がない中で、市独自のサービスを行うべきです。市長の見解を求めます。

介護保険改定の全面的実施は、来年4月からとなり、保険料の階層区分、要介護区分などさまざまな変更が予定されています。改正を具体化する作業が行われますが、住民にどのようなサービスをどれだけ提供するか、最後に決めるのは市町村の介護保険事業計画です。利用者の声を生かし、高齢者の支えとなっている介護サービスを充実するような計画が求められています。

北杜市でも、お年寄りや障害者が住みやすい町になるように、1つ、制度認定者に関する新予防給付について。軽度認定者が安心して、在宅生活が継続できるよう、予防の視点だけでなく、生活支援を含めた新予防給付の検討と、サービス基盤の充実を求めます。

2つ目は、地域密着型サービスについて、介護度や経済力に関わらず、この北杜市で安心して暮らしていけるように、地域密着型サービスの介護度、サービスの充実等を介護保険事業計画に盛り込むべきと考えます。

市長の見解を求めます。

最後に介護保険料の値上げは、やめるべきです。荳崎市などのように、介護保険料の減額免除制度をつくるべきです。市長の見解を求めます。

質問の第2は、原油高騰からハウスを利用しての花卉栽培、しいたけ栽培農家への緊急支援の実施を求めることについてです。

私は、6月議会で緊急支援を求めましたが、そのときの市長はそこだけ応援できないとの冷たい答弁でした。原油高騰は高止まりしていて、本格的な冬を前にハウスの暖房代がかさむときを迎えました。

旧高根町では減反の引き換えとして、花卉栽培農家を募集し、奨励してきた経過があります。また、旧須玉町のしいたけ栽培は地場産業育成のため、立ち上げのときには、町が補助金を出して、奨励してきた経過があります。

私は先日、しいたけ栽培の現場を訪ね、組合の担当者に話を聞いてきました。燃料代が昨年の3割増しで、経営は大変だと。でも止めるに止められないと。生産を続けていけば、少しずつでも最後の返済ができるからと言っていました。組合の担当者は、この緊急事態を乗り越えれば、花卉栽培、しいたけ栽培は地場産業に成長できると語っていました。私も同感です。この緊急事態にあたり、市が地場産業を守り抜く立場に立って、1つ、市の担当者は栽培農家の現場を訪ね、直接聞いて、対応を考えるべきと思うが、どうか。

2つ目として、ハウスの暖房に使う重油代への補助や、つなぎ資金として無利子融資を斡旋することや、国保税の減免措置などの経営安定支援を行うことを求めます。

以上2点について、市長の見解を求めます。

質問の第3は塩川ダム、大門ダム、水道事業の問題点についてです。

はじめに、私は他の議員とともに、11月16日に合掌づくり集落の世界遺産で知られる岐阜県白川村に、この夏、発電を開始した白水の力と名づけられるミニ発電所を研修視察して、いろいろと考えさせられました。

その1つは、9月定例議会で総額4億2千万円余のミニ水力発電に関わる補正予算案に、私は賛成しました。このことが誤りだったと、今痛感しています。改めて反対の立場を表明します。

もう1つは、白川村と北杜市の取り組みの違いを強く実感したことです。白川村ではミニ水力発電所の建設に、白川村地域新エネルギービジョン審議会の答申を受けて、水車形式の選定から発電所の施行までの一連の課程に、4年もの歳月をかけて、慎重に進めていました。

北杜市が今、進めているミニ水力発電所の建設は、白川村と手順が逆で、はじめからミニ水力発電計画があり、北杜市エネルギービジョン審議会は、あとから設置され、来年3月に答申を提出することになっています。

北杜市の計画は審議会の答申の前に、計画ありきです。白川村では、計画の段階から公募による応募を繰り返して、検討に検討を重ねてきており、そういうやり方でやってきました。北杜市は9月に、突然出てきた計画で、多くの債務を抱えている市に、今すぐ必要な施設か、投資効果など、いくつかの解明すべき点などがあり、無駄づかいを言われても仕方がないもので、白紙に戻すべきだと考えます。市長の見解を求めます。

次に山日新聞の報道では、市役所の担当は旧7町村間で水道料金の格差は時間がかかるが、少しずつ同一料金の地域を増やしていくしかないと言っていました。小泉内閣による庶民大増税が強行されようとしているとき、下水道料金値上げにも直接跳ね返る、水道料金の値上げはすべきではありません。安易な水道料金の統一が値上げにつながらないようにすべきです。

武川町、白州町など、ダムの水を使っていないのに、水道料金の統一をするつもりなのか。合併時の負担は低いほうに合わせるとの約束を守って、水道料金の統一をするつもりなのか。市長の見解を求めます。

そもそも大門・塩川ダム、2つのダムからの水道事業には、根本的に見直さなければならぬ問題点がありました。もともとダムはなくても、湧水を水源とする簡易水道で、維持できるものを、望月知事、小沢副知事の県政時代にダムありきで、金丸ダムと揶揄されたダムを維持するために、過大な水の需要計画に基づいて、責任割り当て水量を各町村に買い取らせて、水道企業団の会計を維持しようとしたのでした。地域の実情を無視した水量の責任割り当て制はやめるべきです。

○議長（清水壽昌君）

中村議員に申し上げます。

質問時間が終わりましたので、以降、簡潔にお願いします。

○25番議員（中村隆一君）

例えば、長坂町では割り当て水量の45.7%、明野町では47.1%しか使用していません。使う水量の約2倍の料金を払っています。ダムありきの山梨県政の失政のつけを、市民が払わされてはたまりません。水需要の課題な見積もりは、県が押し付けたもので、割り当て水量の買い取り制を改め、使った水の量だけ支払うという制度に変えるつもりはないか。県はダ

ムの設置者として、安全で安い水を確保する責任があります。ダム設置者である県に、応分の負担を求めるべきではないか。市長の見解を求めます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

25番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

最初に介護保険事業計画に、北杜市独自のサービスを加えることについてであります。

独自のサービスにかかる費用は、市が負担しなければなりませんので、たびたび同じ議論がありますが、財政状況が厳しい折、困難であります。

市としましては、国が定めた基準に従ったサービスを提供していきたいと考えております。

なお、地域密着型サービスについては、介護保険事業計画の中でお示ししていきます。

次に保険料、利用料の減額減免制度についてであります。

介護保険料につきましては、今回の改正で現行の5段階から6段階に変わります。今まで以上に低所得者への配慮がされるようになりました。

なお、介護保険に限らず、年金保険、医療保険は相互扶助の精神で行っています。低所得者に対する減額、減免分は高所得者に上乗せすることになります。保険料の上昇が見込まれる中で、高額所得者にさらなる負担増をお願いすることとなるため、市独自の減額減免制度の導入は、現状困難と考えます。

次に原油高騰に伴う花卉、しいたけハウス栽培農家への緊急支援についてであります。

原油高騰は世界的な問題であり、ハウス栽培農家のみならず、社会経済や市民の日常生活にも影響を及ぼしており、特定の方への支援は難しいと思っております。いろんな意味で心配はされます。ハウス農家の実態につきましては、調査をいたしましたところ、花卉栽培農家では重油単価は2円程度のアップが続いており、花の価格は横ばい状況で痛手である。また、しいたけ組合では燃料費が、前年度で8万円アップの見込みであるとのことでした。いずれの生産者も、大変厳しさを強調しておりましたが、状況は厳しいが頑張っけて乗り切っていきたいとのことであり、その意欲、意気込みには頭の下がる思いであります。

次に重油代への補助、または無利子融資についてであります。

国・県においては今のところ、補助制度創設の動きはありません。この状況下で市単独の救済措置を講ずることは、他への影響も考えると難しいものと思われまますので、今後の国や県の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

また、現状では無利子融資制度はありませんが、低金利融資制度としまして、近代化資金や農林金融公庫資金がありますので、ご相談いただければと思っております。

次に国民健康保険税の減免措置についてであります。条例に基づき生活が著しく困難になった方に対する減免措置は実施しております。

次に塩川ダム、大門ダム水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

まず、水道料金統一についてのご質問ですが、水道料金については、なるべく早い時期に地域的な統一を図るべきだと考えていますが、水道料金を低いほうに合わせることは、北杜市の財政状況を考えますと、非常に難しい課題と考えています。

なお、来年度には北杜市簡易水道運営委員会を立ち上げ、水道料金のみならず、水道事業全

般について、協議・検討をお願いすることとしております。

次に責任水量制についてですが、現在、北杜市、韮崎市、甲斐市および小淵沢町では責任水量制により水道水の供給を受けております。この件につきましては、水道企業団の財政計画もありますので、現時点では、引き続き責任水量制で水道水の供給を受けたいと考えています。

次にダム設置者である県の負担についてであります。

大門ダムにつきましては、山梨県が洪水調整の治水ダムとして計画しました。その計画過程の中で、関係町村が水道用水の供給のため、ダムを利用させていただけるよう、県に要望し、現在に至った経緯があります。

また、塩川ダムにつきましても、計画当初から水道用水の供給も含めた多目的ダムとして建設されました。さらなる県への負担を求めるには、いささか無理がある感じがします。

発言の通告がありませんですけども、せっかくですから、ミニ水力について。

私は市長誕生のときから、クリーンエネルギーの必要性、京都議定書とかなんとか以前に、そんな思いを持っておりました。そしてまた、北杜市の特徴に水を売りにすると、こんな思いでも、議会あるごとに表明してまいりました。

そして、もう一つ。いわゆる、いいことだから、啓蒙していただくだけでは、事業の決断はできないと。先が見えて、はじめて決断すると。こんな思いも強調してきたところであります。今回のミニ水力については、そういう思いで決断したところであり、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

中村隆一君に申し上げます。

一般質問は通告制になっておりますので、通告してある項目にのみ、質問を求めます。

注意いたします。

これで25番、中村隆一議員の一般質問を終わります。

次に9番議員、浅川哲男君。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

北杜市政の合併前からの山積する課題、難問を抱えながら、人と自然が躍動する環境創造都市を目指して、7町の個性と特性を生かした新しいまちづくりがはじまりまして、早1年が経過しました。市長は、財政状況が厳しいあまり、どこへいっても金はないと言い続けてきました。この財政圧迫の要因の一部分は、11月30日付けの山日新聞にも掲載しており、多くの市民は見ており、今後の財政状況は大変厳しいと理解されていると思います。

私は、この1年、予算決算の状況、今までの10カ年建設計画、合併協議会などの経緯から、私なりにいろいろ検討してきました。財政圧迫の要因は、平成12年度から合併論議、討議がはじまりまして、7町の町村長、各議長、関係委員からなる合併協議会で山積する課題や、いろいろのものを協議、調整し、平成16年11月1日に北杜市が誕生されました。合併前における多くの公共施設の建設と、合併の協議期間中に各町村とも、駆け込みとも見える類似的公共施設、いわゆる箱物を借金で数多く建設されまして、その数はなんと273施設ともなり、まさに施設と借金の持ち寄り合併だと思っております。

その借金の持ち寄りには、各町村を見ても、非常に差がありますが、一般会計で現在、約420億円。特別会計で約500億円。借金の総額は920億円にも達しまして、財政圧迫となっております。

合併後における10年間の建設計画も、その主な財源は地方交付税、合併特例債等を見込んで合併を推進してきましたが、合併特例債はその70%が交付税に算入されるにしても、借金は増えるばかりでございます。交付税につきましては、市の執行部は十分承知しておりますが、国税3税、いわゆる所得税、法人税、酒税の国の歳入総額の32%の総枠が、地方交付税として全国の自治体に交付されます。合併特例債等が交付税に算入しても、全国の自治体への交付税の額にはなりません。

市長は、この3月の定例議会において、所信表明で聖域なき見直し改革に取り組みをすると申され、また今定例会の所信表明においても、歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、事業効果や施策の優先度を厳しく精査すると申されました。

また、行政改革推進委員会においても、厳しい財政状況の中で起債発行額、いわゆる借金を抑制し、公共工事費を減少する必要があるという意見が出されているとのことであります。

そこで、次の点について質問します。

質問の1つとして、新市建設計画の見直しと総合計画の策定についてであります。まず新市計画の見直しですが、合併後における10カ年建設計画の中で、各町で懸案としている多くの主要事業は合併特例債を見込み、公共施設、いわゆる箱物等の建て替え改修が計画されております。大泉町においても、いくつかの箱物建設建て替え等の建設がされており、合併時において広報で、村民に公表されておりますが、私は各町の箱物などの新築、または建て替えについては各町の垣根を取り払って、市全体から見た見直しの必要があると、私は思っております。

現在、総合計画実施計画策定にあたっての10カ年計画の見直しと併せて、行政改革推進委員会からの答申もふまえながら、市民各層の声も聞き、市長の公約である力みなぎる北杜市をつくるには、まず優良企業の誘致に力を入れ、雇用の促進、また若者の定住と子育て支援策、それと少子社会の対策、それに教育の振興策、農業・観光の活性化、また生活環境の関連整備など、市民に直結した施策事業を優先して、北杜市未来の基礎づくりでなるような総合計画を策定してもらいたいが、市長の考えをお伺いします。

次に総合計画の策定についてでございますが、まちづくりのワークショップ参加者を市民から募集して意見を聞き、総合計画審議会で審議するとのことであるが、どのように現在、進行しているか、お伺いします。

次に来年、3月15日には北杜市に小淵沢町が編入合併となりますが、今後の10カ年建設計画の中に主要な事業と特例債等をどのくらい、小淵沢の関係で見込んでいるか、お伺いします。

質問の2として、谷戸城ふるさと歴史館の開館の見直しについてでございますが、本館は合併に伴う建設計画により谷戸城ガイダンス施設と現資料館の機能を併せた谷戸城ふるさと歴史館を合併前の平成15年から着工し、平成17年4月には完成、開館する計画でありました。補助対象の1階ガイダンスの部分の建築は完了しておりますが、計画の館全体の完成には、その財源、約1億7千万円、一般財源でこれは税金が必要であるとのことと、現在では利用方法が未定であるということで、1年を目途に工事を先送りすることにして、執行部におきましては、地域委員会等に理解を求め、説明がされました。

市長は、その利用方法については、非常に苦慮していると思いますが、市民、また町民、どのように利用されるのか。また、いつ開館の運びになるか、非常に心配しておりますので、今後の見通しについて、市長の考えをお願いします。

質問の3といたしまして、図書館の運営についてであります、まず図書館協議会についてでございます。

条例、規則では図書館協議会を教育委員会におき、館長の諮問に応じて、図書館運営などについて協議することになってはいますが、その協議会の内容と運営など、協議がどのようにされているか、教育長に伺います。

次に大泉金田一春彦記念図書館の名称変更でございますが、本図書館は故金田一春彦先生より、貴重な図書など約2万点余の寄贈を受け、平成10年7月より開館しました。また、本年は故金田一春彦先生の執筆原稿、蔵書など約8千点の寄贈を受け、そのうち2千点が整理されて、館全体の拡張が必要となったために、本年度予算で児童館併設の部屋および館内外の小整備が充実されて、現在は蔵書など8万点が貸し出しできるようになっております。

開館以来、北海道から沖縄まで、全国各地からと、また北杜市の議員も何人かが地域の方々と視察に訪れております。蔵書などの利用者も、非常に増えてございます。まさに全国に誇れる図書館であると思います。

大泉金田一春彦図書館の名称を、北杜市にふさわしい、また全国にふさわしい名称に条例改正をしたらと思いますが、市長の考えをお伺いします。

次に中央館の位置づけについてでございますが、市の図書館条例、規則には中央館の位置づけについて、なんの定めもありませんが、現在は各町持ちまわりでということで、運営されておりますが、新市になって中央館の位置づけについて、速やかに調整する内容であるというので、私は3月定例会におきまして、中央館の位置づけについての経過に疑問を持ち、市長に質問しました。そこで市長は、金田一春彦記念図書館は、北杜市が最も誇れる図書館の1つであるので、利用状況、その他、客観的な情勢を見ながら、できるだけ早く、検討したいという答弁がありました。どのように中央館の位置づけについて、市長は考えているか、お伺いします。

以上、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

9番、浅川哲男議員のご質問にお答えいたします。

最初に新市建設計画の見直しと、総合計画についてであります。

これからの地方自治体は、しっかりとした行財政改革をして財政面での自立を図っていかねばなりません。本市は7町村が合併したため、類似した公の施設が多くあります。そこで現在ある施設の見直しをするとともに、指定管理者への移行、また新市建設計画の中にある主要事業についても、今、策定している行政改革大綱の中で見直しをしなければならないと考えます。

次に総合計画の策定に際し、市民の意見を聞くため、北杜市まちづくりワークショップ委員の募集をしたところ、17名の応募がありました。このほか、各種団体等からの委員も含めて

構成する予定です。

このワークショップでは、新北杜市建設計画にある4つの施策体系、8つの個性が光るネットワーク都市、自然と暮らしが調和する環境共生都市、水と緑と太陽を生かした交流産業都市、地域で育む生活文化都市についてのご意見を伺うこととなります。

次に新北杜市建設計画は、平成26年度までの10カ年間で計画期間としております。この計画は7町村が合併したときに作成した、新市建設計画を基本とし、小淵沢町の総合計画の内容や住民の意向を加味した内容となっています。

また、平成18年度に策定予定であります北杜市総合計画の基本となるものであり、国・県の補助金、合併特例債、過疎債などの財源を見込んだ計画でもあります。

小淵沢町の主要事業といたしましては、町道西1級16号線改良、中学校の改修、小淵沢駅前周辺整備、公共下水道事業などが計画されております。

北杜市でも、さまざまな事業が計画されておりますので、事業内容を精査するとともに、必要性、優先度、効果を十分検討し、計画的な事業執行を図ってまいります。

なお、北杜市としての合併特例債の総額は10年間で277億円を見込んでおります。

次に、谷戸城ふるさと歴史館の開館見通しについてであります。

旧大泉村の計画では、平成17年4月に開館する予定でありましたが、北杜市として、どのような利活用を図るかの課題もあり、工事を1年延期したところであります。

谷戸城のガイダンス部分につきましては、当初の歴史館を建設する目的でもありますので、平成18年度内には展示部門を完成させ、平成19年4月から開館する予定であります。しかしながら、その他の部分につきましては、いまだよい利活用の方法が決めかねているというのが実情です。これらの内容は先日、文化庁の調査官が来庁した折、説明をし、ご理解をいただいたところであります。

現在、郷土資料館運営協議会のご意見もいただいておりますし、さらに行政改革も考慮する中で、本市にとって、よりよい利活用の方法を総合的に検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に図書館の運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、大泉金田一春彦図書館の名称変更についてであります。

この図書館は蔵書数において7図書館全体の28%、貸し出し冊数も40%を占め、また開館時間も一番長く、年間開館日数においても一番多い状況であり、最も多く利用されております。また、故金田一春彦先生の貴重な寄贈図書が多数整備されていることから、県内外にも広く、その名が知られ、北杜市を代表する図書館といえます。北杜市にとって、また全国に誇れる施設の1つであります。

したがって、名称においても大泉金田一春彦図書館の地域的な部分である大泉を取り、金田一春彦記念図書館に名称変更することを考えております。

次に中央図書館の位置づけについてであります。

先ほど、鈴木議員も同じ思いで質したと承知しておりますけども、大泉金田一春彦記念図書館は、先ほど言いましたとおり、蔵書数、利用者数、知名度、また開館時間や図書スペース等、どれをとっても充実しています。このようなことから、中央図書館は大泉金田一春彦記念図書館を中心に、教育委員会で議論をいただき、早急に結論を出していただきたいと思います。

図書館協議会については、教育長から答弁いたさせます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

9番、浅川哲男議員の図書館協議会についてのご質問にお答えいたします。

図書館協議会の委員は、各地区7町からそれぞれ1名ずつ選任され、7名で構成されております。今年の4月に委嘱してから、市内の7つの図書館の視察研修を含め、これまでに2回の協議会を開催し、その中で人的配置や他の市町村の蔵書、資料費の比較などから、組織を見直し、市民サービスの充実を図ることが必要との提言がされております。提言を尊重し、組織の見直しを検討していきたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

9番議員、再質問はございませんか。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

まず市長の答弁で、新市の建設計画の見直しと総合計画の策定について申されましたが、何か応募したところによると17名ということですね、一般は。それで、17名はいいですが、各町平均に出ればいいけれども、どんな状況か。それと、もう1つは、この10年、長期計画と同時に、今までつくった10年間の見直しをするんですから、非常に大事だと思います。そして、今まで10年間の建設計画は、本当に合併前に町民や市民と膝を交えて検討したかどうか疑わしい面がございます。

合併ありきで、合併の日を決めて、どんどん事務局でやってきて、それはそれで、現在でやむを得ませんが、今後の策定にあたっては、そういう急ぎでなくて、大事なことでありますので、もっと多くの方と、そしてもうちょっと、市の状況を説明した中でこうだという意見を、ぜひ聞いて、いい計画をつくってもらいたいと思います。

ただ、こっちで事務的にこうやって、こう示すも結構だけれども、もっとおおぜいの意見をこのガイダンスですか、ショップの参加者とか、そのほかにも各町へ行って、中間において、現在、こういうようになっているけども、どういう計画がいいとか、おおぜいの市民の声を聞いて、いいものを造っていただきたいと、こんなように思います。それについて、お願します。

そして、次に小淵沢が早速、合併に入るわけですが、この間の新聞を見ると、小淵沢でも非常に駆け込みではないと思うけれども、新聞において、いろいろの30億円のうち、12億円はあれで、18億円はこっちの金を予定する、そのほかに学校の建て替え、なんかいろいろ予定されて、まちづくりに意欲があるのは、結構だけれども、駆け込み的とか北杜の財政をみないで、どんどん計画されても困るなと思うんですが、そこで借金はどのくらい抱いて、持ってくる予定ですか。現在、わかっているのは、それも教えてください。

○議長（清水壽昌君）

浅川議員に申し添えます。

質問時間がなくなりましたので、ご承知おき願います。

○9番議員（浅川哲男君）

では簡単に、谷戸城の資料館のあれで、非常に苦労しているんですがね、自分で北杜のいろいろなところを歩いてみると、各町に乗鞍だかなんか、いっぱいあって、あそこへ持っていったらどうかという声も聞いておりますから、7町の資料館をぜひあそこへ、検討してみてもらいたいと思います。

よろしく願います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

先に、私のほうからはワークショップの応募の状況につきまして、申し上げます。

応募を募りまして、締め切りをいたしましたところ、17名という状況でございます。予定した方、一般の市民の方の応募は、もう少しあってほしかったというところも感じております。そんな関係で、この方たちは、これから、市の総合計画の策定の中の、いろんな細かいところの分野についても、ご意見をいただくような市民の方のご意見をいただくという、そういうことをお願いするつもりでございまして、今のところ、人数はもう少し増やすような形の中でいきたいと思っております。何人かという想定は、まだ、全部固まっておりますが、50名近いような方たちには、北杜市の中から一応、なるべく均衡を保つような中で、これから人選をしていきたいと。

その組織を立ち上げる中で、また総合計画の一番合併当時に見ていた見方と、合併した現在における、また見方では状況も、また多少の時代も違っていると思っておりますので、その見方をさせていただくような方々の集まりということで、今、検討させていただいております。

ワークショップの関係については、以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、企画部長のご説明したとおりでありますけども、基本的には合併のときの合併建設計画は尊重していきたいと思っております。また、当たり前の表現かもしれませんが、見直しをすることは見直していくというのが、基本的な考え方であり、それらを今回、諮問する委員会の中で議論していただければと思っております。

それから谷戸城ふるさと歴史館のお話でありますけども、1年間、執行は執行なりに、なんとか利活用はできないかという研究してまいりました。いまだ定まらないというのが、先ほど答弁で答えたとおりであります。

しかし、文化庁の補助事業でもありますから、先ほど説明したとおり、なんとか18年度中（19年の3月）までには、これをその部分だけは開館することを、この間、約束したところでもあります。

今、浅川議員がご指摘のいろんな意味での北杜市の諸施設の統合の問題でありますけども、埋蔵文化財みたいなものは、現地現場主義のほうがいいような気がします。その他の資料については、あまりこだわる必要がないと思っておりますので、そのへんの問題も、一つの検討余地はあ

と思いますが、これもまた本音であります。地域バランスを考えながら、それらの施設の統合も考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

もう1点、小淵沢町との合併に関わる、現在の小淵沢町の計画についての考え方をお願いいたします。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

それは先ほど、私言いましたとおり、北杜市7カ町村も合併に伴う建設計画を立ててきたわけでありまして。これも尊重しながらも見直しをしなければならないということですので、今ここで小淵沢町を目の前にして、あなた方の計画はとは言えないわけでありまして、いずれにしても、小淵沢町のふるさとづくりのために、いろいろ建設計画は立ててくるわけですので、これを尊重しながら、また議論していきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで9番、浅川哲男議員の一般質問を終わります。

次に28番議員、小林忠雄君。

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

私は2点について、お伺いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、生涯学習宣言都市に向けてという題でございます。活力ある都市づくりの創造は、市民の理解と協力に加え、市民、行政ならびに市民サービスの向上に専任し、市民と行政が一体となって相互理解と協力によって、よい都市づくりができるものと考えております。

その中であって、市民生活に密着した社会教育、社会体育に取り組み、実践して活力あふれる都市づくりができるものと考えているものであります。

さて、市政発展に向けて、独自の進むべき指針として、1つの大きな柱が必要ではないかと考えるわけでありまして。地域で市民が一体感を持って、活力ある生活を送るためには、地域の教育力の向上は欠かすことができないわけでありまして。

そこで社会教育、とりわけ公民館活動は住民のために公民館法によると、生活に即した教育・学術・文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。大変広い目的を持っているわけでございます。中身は当然、市民生活に直接関わる事業展開をすることとなるわけでありまして。

さて、公民館は各集落ごとにありまして、地域の中で共に学ぶ活動拠点として利用されております。その指導・助言については、現在、各旧町村、新しい町に教育センターが設置され、その指導のもとに、対象者は幼児から高齢者まで幅広く活動になっております。

教育センターには、専任の青少年育成カウンセラーも設置されております。また、学校5日制に伴う事業の推進、ならびに事業の実施にあたっては、教育センターの地域に対する役割は大きいものと思っております。

山梨県は、全国でも有数の公民館が設置されております。その活動も活発でありまして、北杜市も同様であります。さらにこれを充実強化させることこそ、市民の活力うんぬんでありま

す。少なくとも、活動を後退させることなく、今後も充実した社会教育施策を前進させ、誇れる北杜市であるよう、生涯学習宣言都市の実現に向けて、体制づくりが必要ではないかと考えるので、その方法を伺うものであります。

第2点でございます。第2点は、本庁と総合支所のあり方についてでございます。

総合支所は各町に市民の相談、要望、苦情など、市民生活に密着した窓口として理解されております。しかしながら、業務が本庁に属するものも多くありまして、市民が相談や要望などの際、往復しなければ解決できない状態で、不便で困るというような話が、よく耳に届きます。そのような声を聞いているか。また、そういうことがあって、改善策は講じているか伺いたいと思います。

総合支所は地域の情報を把握しておりまして、市民が安心して直接相談できる窓口として、極めて重要な業務を果たしている役割は大きいので、存続を強く望むものであります。市民が不便を被ることがあってはなりません。市民サービス向上のため、総合支所と本庁との連携を密にすることはもちろん、予算執行権を含めた見直しをすべきと思いますが、見解はいかがでしょうかということでございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小林忠雄議員の本庁と総合支所のあり方についてのご質問に、お答えいたします。

本庁と総合支所の事務分掌につきましては、本年4月に見直しを行い、工事関係については、基本的に本庁で行うこととしたところでありますが、その他の事務事業については、総合支所においても対応しているところであります。また、事務決済規程で収入および支出に関する事項の決済は、本庁の部長と総合支所長は同じ権限を有しており、相互に連携をとりながら事務執行をしているところであります。

窓口相談につきましても、IP電話により、本庁と各総合支所および教育センターとも通話できるシステムとなっておりますので、迅速な事務処理ができる体制は整っていると思っております。今後も職員とともに、市民の目線に立ったサービスに努めてまいります。

いろんな形で、この議会あるごとに、議員からは支所と本庁のあり方については、ご指摘いただいておりますけれども、この問題もできるだけ早く解決していかねばならない問題だとは、承知いたしております。

生涯学習宣言都市については、教育長から答弁いたさせます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

28番、小林忠雄議員の生涯学習宣言都市に向けてのご質問にお答えいたします。

公民館は実生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することが社会教育法に定められており、7つの教育センターでも地区の要としての公民館機能を担う中で、生涯学習事業を展開

するとともに、各分館事業への指導・協力にも対応しております。

しかし、同じ公民館分館活動においても、7地区では事業内容や事業量に差があるため、現在、公民館分館連絡協議会を設置して、公民館事業についての情報交換や研修を行い、より地域の分館活動が活発になるように努めております。

特にこの協議会の中では、地域に根ざした事業を行っていくために、地域が主体性を持ち、また必要な経費については、受益者もある程度負担していただき、地域住民自らが自主的に行う活動を提唱しています。

今後、市全体として行う学習活動と各教育センターを中心とした地域事業の連携を図りながら、市民自らが学習内容を企画し、そして実践していく住民参加型の生涯学習宣言都市実現に向けて努力をしていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

28番議員、再質問はございませんか。

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

まず、生涯学習宣言都市に向けてですが、まさに教育長のおっしゃるように、これは行政におんぶするとかでなくて、自主的にするのが、これは当たり前でございます。そのほかに足りない部分を行政のほうからお手伝いをいただくと。これが当たり前のことではございますが、やはり今の状況を見ますと、合併して1年経って、市民の間からは、いろんな面で閉塞感といいますか、そういう声をよく聞きます。このあと出てきますけど、サービスのあり方については、私は必ずしも、そういうことがあるよではなくて、大変スムーズにいったという例もございますので、この点は含めていただきたいと思います。

そういう中で、やはり1年間とった中では、そういうふうな閉塞感を持っていることも事実でございます。そこで、やはりわれわれは、地域の活力を一層、向上させるために、そういう地域の教育を高めるようにしなければならない、かように思っているところであります。

先ほど、教育長のほうから大変、あり方について、一言でいえばバラツキがあるというようなお話でございましたが、そのような声も聞いております。できるだけ高い水準に合わせるような形で、活力を生むように一つ、お願いしたいなと思います。

総合支所のあり方につきましても、どちらかという、本庁中心の今、考え方だと思います。先ほど、市長から答弁いただきましたけども、総合支所の権限とかについても、本庁の部長と、まったく同じでございます。決済権限も同じでございます。それはよく、私も承知しております。その総合支所は、旧町村にあったわけで、今、そういうことで各町にあるわけですが、やはりそこは、非常に市民にとっては、大変な拠りどころ、支えではないかと思えます。いろんな相談ができると。そしてまた、総合支所の職員も、市民もよく知っておりますから、非常に相談しやすいということで、できるだけ、ここについては、そういう決済権限とか処分分掌とかは、ともかくとして、非常に強く、そのへんを求めて、私どもも、そんなふうに思いますので、総合支所も本庁と同じように、同じようにといたしますか、市民の感覚が総合支所のほうがやや弱いような感覚を受けられないように、ひとつよろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

それぞれの生涯学習につきましては、先ほども答弁させていただいたところでございますが、ご指摘のように、まだまだ、それぞれの地域によつての活動内容の温度差はあるやに感じている部分もございます。そうした中で、先ほど申し上げましたように、公民館分館連絡協議会を十分に活用して、それぞれの連携を図り、そしてそれぞれの公民館活動が活発になって、市民の多くが生涯学習宣言都市にふさわしい活動ができるように、これからも努力していきたいと思ひます。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（清水壽昌君）

支所権限につきましては、要望ということでよろしいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで28番、小林忠雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

3時50分に再開いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時50分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

19番、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

以下、2点について質問させていただきます。

安心で安全な生活を過ごすことが、大変難しい時代になってきました。凶暴な事件も多発しており、また口先一つでだまされてしまう事件まで考えていきますと、被害は莫大な数に膨れあがっています。

特に高齢者や幼児など、体力もなく、素早い行動が取りにくい人たちが、どうしてもターゲットになってしまいがちであります。お宅の屋根は、もう老朽化しているから、修繕したほうがよいとか、シロアリが土台を食っているおそれがあるので点検させてくれ、消火器の取り替え時期がきているなどと訪問し、不安を募らせた上、必要のない工事や購入をさせたり、家人の失態や事故をまことしやかに伝え、高額の金銭を振り込ませるなど、実に巧妙で用心に用心を重ねていても、つい、その手口に乗ってしまい、被害にあってしまうわけあります。

CATVや広報などで警告していただいておりますが、これこれこういうことが起きています、気をつけてください、連絡は何々までということだけではなくて、もう少し、具体的に対応ができる方法を示すことが必要ではないかと考えます。

また、ここ幾日の間に幼い子どもたちの命が奪われていく事件が起きています。この世で最も尊く、大切にしなければならぬ命の代償は、単なる憂さ晴らしであったり、自己本位の興味のためであり、この悲しい事件には心痛むばかりであります。こうした意見を未然に防ぐために、早急に対策を講ずることが大切だと考えます。

教育現場では警察を交えての父兄への説明や話し合いを行い、登下校に際して、父兄の見回りも行われておるやに聞いております。また、このたび、地域ぐるみの安全体制整備推進事業として、2名のスクールガードリーダーが委嘱されておりますが、とっさの場合に対応できるようになることが、何より大切なことであります。

こうしたことから、危機管理に関するマニュアルや通報方法などを整備するとともに、警察や教育施設、福祉施設、地域住民、行政などが連携して手口や、だまされない方法、的確な対応方法をきめ細かく指導するとともに、福祉祭りなど、また子どもに関する行事など、市で主催する事業の中に取り入れて、地域ぐるみでの安全対策を推進していくことが大切だと考えますが、市としての取り組みについて、お伺い申し上げます。

2点目といたしまして、廃棄物の量は各自治体の努力にもかかわらず、減少させることは容易なことではありません。また、その種類も多様化し、その処理には多くの費用と労力を要しております。その中には、まったくの廃棄物もあるわけですが、新品同様のもの、また再生可能なものも、かなり含まれております。

生活の中で、使用期間が短いため、不要になったり、すでにあるものが重複してしまい、使えなくなってしまったものが、収納しきれず、ゴミとして出さなければならないケースもあります。物資にあふれ、修繕するより買ったほうが安いなどという、経済社会の中で、使い捨て文明が横行していたわけですが、ゴミの減量化は現在社会において、大きな課題となってきました。安易に捨てられるゴミは、臭気や腐敗などの問題もありますが、自然に返るものは、まだよいとしても、そのまま残ってしまうわけがあります。

やがて、地下汚染、水質汚染を起こし、可燃処理をすることにより、大気汚染、また引いてはオゾン層の破壊など、少しずつ、私たちを取り巻く自然環境を破壊していくわけがあります。京都議定書によりCO₂の削減、地球温暖化防止が叫ばれている中、ゴミの減少化は、私たちに日常できる身近な解決策の1つであると考えます。

そこで、いらなくなった人と必要とする人との情報交換の場を提供することにより、ゴミを減らすことができ、物を大切にすることが理解され、提供者・利用者とも相互により活用が期待され、望まれることが考えられます。

情報の受け付け、情報誌の作成のみ行政で行い、市役所や支所、主な公共機関等に配布し、相互に交換する方式であれば、行政としての負担も少なく、ゴミ処理、資源の利活用としての観点からしても推進すべきと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

最初に、安全で安心な暮らしの確保についてであります。

ご指摘のように、悪質なりフォーム工事や訪問販売などが横行しています。市では、これら

の情報が寄せられた場合には、防災無線による注意の呼びかけや広報誌による注意を促したり、また、駐在所だよりも広く啓蒙をしているところではありますが、言葉巧みな商法により、被害にあう方がおられます。

特に高齢者が被害にあう傾向にありますので、高齢者学級などを通じて、被害にあわないよう指導をしてきたところでもあります。さらに北杜市消費生活研究会においても、県の消費生活センターから講師の派遣をいただき、悪徳商法の対策について勉強会を開催し、受講者はそれぞれ地域において、高齢者等に伝達していただけるよう、お願いをしたところでもあります。

また、先般、広島・栃木両県で、下校中の子どもたちが被害者となる、誠に痛ましい凶悪事件が発生し、児童生徒を取り巻く治安の悪化が憂慮されております。市では防犯ベルを貸与するとともに、日ごろから児童生徒、保護者に対して不審者情報、通学路の点検など、指導をしてまいりました。子どもたちが安心して教育が受けられるよう、本年10月に県教育委員会より、スクールガードリーダー2名の委嘱をいただき、通学路の定期的な巡回、不審者情報などの提供を行うなど、一層の警戒を強化しているところではありますが、登下校時の安全が確保されたとは言えない状況であり、今後も警察、学校、保護者、地域住民と連携、協力し、犯罪防止に全力を挙げてまいりたいと考えております。

長坂警察署は、数年前からステッカーで、「向こう三軒両隣」をスローガンに地域の連帯感を呼びかけております。治安の悪化や環境を守るために、市民等しく団結して、目を光らせたいたいものであります。

次に不用品の利活用についてであります。循環型社会を形成する上から、不用品の再使用を推進することは、重要な要素であり、ゴミの減量化や資源の有効利用の観点からも重要であると考えております。北杜市でも、いろいろのイベント、収穫祭だとか、ふるさと祭りが行われます。そのときに、この間の武川の米米祭りにおいては、リユースときにまたデポジット等々が順に住民の市民生活に溶け込んできているような気がしますが、さらにこのような啓蒙運動、市民へのアピールをしてまいりたいと思います。確かに、その現場を見ていると、そのものは小さな運動であるかもしれないけれども、大変大きな意義を感じるところであります。行政としても応えていきたいと思っております。

以上、答弁に代えます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

19番議員、再質問はございませんか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

非常に安全ということに対して、いろいろな配慮をしていただいているということが、よく分かりましたが、この安全という、何々がどうだという文章ではなくて、具体的な例というもの示さないと、その場で対応できないということがたくさんございます。特に先ほど申し上げましたように、子どもだとか、高齢者の方というのは文章で読んで、それを理解するということが、なかなかできかねます。例えば道で声を掛けられたとき、車に乗った人に道で声を掛けられたときに、ドアの前に立っていれば、ドアを開ける瞬間、その不審者と子どもさんが接触するというふうなことは防げます。うしろになってしまうと、そのまま車に連れていかれるというふうな、具体的に子どもさんに示せるようなもの、そして、高齢者の方には、一例を挙

げますと、今、電話が非常に感度がよくなっておりまして、長電話をしていると、その家の状況が分かってしまうとか、昔は電話になるときは、自分の名前を名乗るというふうなお話をしているんですが、今はもう名前を名乗ること自体、危ないんだというふうなことを聞いております。

そんなことを実際に、体験ができるような、実際にその場に役立つような方法の示し方というのが大事ではないかと思えます。非常に文章で、何かということで、周知ということを非常に図っていただいてもおりますが、もっともっと具体的に、その場で対応できる、その場でなんとかできるというふうな方法を考えていただけたらと思っております。

そして、この北杜市におきましては、先ほど防犯ベルを貸与ということ聞いておりますが、非常に人家が少なく、防犯ベルが鳴っても聞こえないというふうなところが懸念されます。これは非常にお金もかかることで、今からぜひ検討していただきたいというところなんです。今、ベルを押しますと、保護者のほうに連絡がいくというふうな電話ですか、携帯電話のようなものができています。特に畑だとか田んぼだとか、山の中を通っていくような部分が多い、この北杜市におきましては、防犯ベルでなくて、そういった直接保護者のほうに連絡がいくようなものを考えていただけたらと思っております。

そして、先ほどのスクールガードのお話なんです、そこで出ました案の中で、例えば街路灯をつけるだとか、それからここの樹木がちょっと危ないから、切っていただいたらというふうなことが、提案されました場合、行政としては、どんな形に対応していただけるのかということ、以上3点、お聞きしたいと思います。

それから、別の観点で先ほどの不用品の利活用というところでもお願いしたいと思います。先ほど、私が申し上げましたのは、不用品の情報コーナーという部分で考えていただけるかという質問をさせていただきました。非常にゴミに対しての考え方というのが、今までなかったものですから、ボランティアで不法投棄の連絡員なんかも募集されているようでございます。そして、なぜ、こんなに不法投棄が多いかという意味の中に、それを処分に困っているという観点が非常に大きいと思われま。それで、ぜひ情報誌なり、不用品の交換の場をつくっていただきたいということで、大きく分けまして2点、4点ほど質問させていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

具体的に安全に対する文章といいたいまいしょうか、肌身で教える必要があるではないかとか、あるいはまた通学路といわず、暗いところの樹木の問題だとか、特にベルの問題とか、いろいろご指摘していただいたわけでありまして、率直に言って、日本は治安だとか教育は世界に1、2で誇れると、誰しもが思っていた状況でありました。いろいろ見て、わがふるさとでも治安の問題が、そこまで心配の議論をしなければならないのかなと心配をいたしているところでもあります。

いずれにしても、安心・安全で暮らせるような環境づくりは末端行政の大きな役割であると思えます。私も市政推進の政策の柱に、安心、安全で明るい杜づくりは大きな柱にいたしているところでありますので、警察といわず、防犯関係者といわず、学校当局といわず、これから協議しながら、それぞれに対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思

います。

○議長（清水壽昌君）

不用品の情報コーナーの設置について、答弁をいただけますか。
生活環境部長。

○生活環境部長（坂本伴和君）

不用品の情報コーナー的なものを設置したらいかがという、ご質問でございます。
ご指摘の不用品の活用につきましては、これからどのような形で取り組みが可能かということ、いろいろな先進事例もあろうかと思しますので、そのような先進事例を参考にしながら、前向きに検討していきたいというふうに考えております。
よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。
19番議員、再々質問はございますか。
保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

検討いただけるというご答弁をいただきましたが、検討という部分で、なかなか進まない部分がございます、この安全には今、コストがかかってしまうような時代になりました。非常に大事な事件でございます、よその話ではない、もう明日、あさってには自分の身のまわりで起こってしまうのではないかというふうな危惧を覚えるところでございますので、早急な対応ということをお願いしたいと思います。

それから、先ほどの情報誌のほうでございますが、非常に残って困る、処分に困るという部分で、ついつい捨ててしまうというふうな意見をたくさん聞いております。捨ててしまうのは、本当に悪いことだと思いつつ、処分に困っている。そして、これは民間のほうでなんとか動いていけばいいのではないかという話もありまして、そのお互いに情報交換をしていく部分があるんですが、なかなかそれが広がらないという部分もあります。それで、ぜひ市のほうで検討していただきたいというふうに思っておりますので、それに対して、ちょっとお答えをいただけたらと思います。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂議員は、いろいろの活動をされておられて、いろいろご指摘をしていただいて、うれしくも思いますけども、私もよく機会あるごとに言うんですけども、言ってみれば、基本的には自分でやる、自立感が必要であります。でも、今までなんとなく自立できないのは、公助という言葉は私はよく言うんですけども、公に頼ったところもたくさんあったと思います。でも公に限界があるから今度は共助を、もう一つ共に助け合うと。自助、公助の間へ共助を入れて、いろいろやってもらわないと、行政が行き詰まりそうだということで、ときにボランティア活動の重要性やら、NPO法人に対する期待やら等々もあるわけであります。

そういった意味の、いろいろな意味の情報誌だとか、さっき言ったような話についても、ときに、私たちのふるさとを私たちが守っていく、育てていくという意味からすれば、決して行政が逃げるということではありませんけども、自助、公助、そしてもう一つ、そこに共助とい

う考え方も入れていただいて、ともども、そんな時代に対応していきたいという思いであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで19番、保坂多枝子議員の一般質問を終わります。

続きまして、16番議員、小林元久君。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

里山対策はということで質問いたします。

北杜市が誕生し、1年が経過し、厳しい財政状況の中、市民の目線に立って計画を実行してきたと思います。われわれ議員も定例会のたびに、市政に対し、意見等述べてきました。平成18年度に向けた取り組みを、ぜひお願いしたく、里山対策について質問いたします。

県内でも広大な面積を持つ北杜市は、人と自然が躍動する環境創造都市を目指し、先人・先輩が育てた緑豊かな大地を大切に、山林資源を守るため、下草刈り、間伐、枝打ち等をし、守り続けてきた緑豊かな里山を守ることが、私たちの義務であります。

近年、地主の高齢化による後継者不足、山林資源の価格の低迷などにより、里山は管理が行き届かず、山は荒廃する状況で誠に残念である。下草刈りをしないために、鳥獣、松くい虫が増えるばかり、松くい虫は伐採処理よりは被害のほうが進み、少しばかりの処理では追いつかない状況にあります。また、鳥獣の増加による農産物の被害は年々増加の傾向であります。

そこで北杜市の山は素晴らしいといわれるように、地主の理解を得ながら、緑をさらに育てていきたいと考える。造林は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止という森林が果たすべき整備を進めていかなければならないと思う。

こうした取り組みは下草刈り、鳥獣対策、松くい虫等、対策を別々に取り組むでなく、3つを合わせた取り組みでなくては駄目だと思う。松くい虫対策は毎年、枯れ木を伐採、造林保育計画をされているが、個々の取り組みでなく、モデル地区をつくり、地域ぐるみで地主の協力を得て、造林計画を進めていかななくてはならないと思います。

松くい虫の状態の現状だと、処理しても周りが、また同じように増えていくばかりでございます。そんなことで、3点について質問をいたします。

1つ、人と自然と躍動する環境創造都市を目指し、どのような取り組みを行ってきたか。また、今後の取り組みは。

2つ、野生・鳥獣害による農産物被害と、緑豊かな自然を守るための対策は。

3つ、松くい虫による自然破壊対策を具体的に。

以上、3点の答弁を求めます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小林元久議員の里山対策についてのご質問にお答えいたします。

北杜市の森林面積は4万4,200ヘクタールで、北杜市の総面積の77.6%を占めてい

ます。かつて山林は人間社会の中で、大変大きな役割を果たしてきました。山は信仰の対象でもあり、建築材料、たい肥、薪などを生み出してくれる、人間生活に欠かせない貴重な資源を与えてくれました。

しかしながら、近年は生活様式の変化により、山林資源の価値が低下したことによって、山林が著しく荒廃してきています。森林の環境を整えることは、景観はもとより県土保全、水源涵養、自然環境の保全、地球温暖化防止、災害防止および有害鳥獣対策等にも必要であります。また、北杜市民や北杜市を訪れる人々が自然が織りなす魅力的な調和の取れた森林空間を楽しんでいただくためにも、森林を整備し、まさに山を再生することが必要であると考えています。

最初に里山対策の取り組みについてであります。

私は、市長に就任以来、ことあるごとに50年、100年先を見据えた中で、先人・先輩たちの守り育ててきた里山の整備をし、北杜の山は違うといわれるようにしたいと言い続けてきました。市では現在、森林の荒廃を防止し、緑を育てるため、民有林内における植林、間伐、除伐、保育等の事業を行おうとする個人および団体に対し、補助金を交付することとし、現在、その準備を進めております。

財産区集落、NPO法人など、営利を追求せず、里山の維持管理および有害鳥獣対策等を目的とした取り組みを行おうとする団体、または所有者、個人の里山整備に対し、国・県の補助金と合わせて85%を限度に補助することを考えております。

したがって、個人負担分については国・県補助、市単独を問わず、15%の負担をしていただきたいとするものであります。

また、その目的達成のために、里山整備事業推進委員会を組織し、推進活動を積極的に行い、北杜市の調和の取れた森林空間を形成していくことに努めていきたいと考えております。

次に野生鳥獣害により、農産物被害の緑豊かな自然を守るための対策についてであります。

山梨県内の農林産物等への平成16年度の被害面積は2,753ヘクタール、被害額は6億4千万円であります。また、北杜市の野生鳥獣の被害総額は2,850万円であり、このうち1千万円がサルによる被害であります。

こうした野生鳥獣による農林産物等への被害が増加している実態に対処するため、捕獲等の体制を確立し、適正な駆除、防除および保護対策の推進を図るため、12月1日に北杜市野生鳥獣害対策協議会を設立し、26名の委員を委嘱したところであります。

また、北杜市内に設置した電気柵は101キロメートルに及んでおりますが、被害はさらに増えており、深刻な状況であります。野生鳥獣の防止対策としては、何よりも集落をあげた組織的な対応が必要であり、根気よく追い払うことが大切であります。

また、農地に接している里山の整備をすることによって、野生鳥獣の姿が確認できるようにすることや、実のなる木の植樹などを行い、農地に入る前に食い止めるなどの対応をとることも有効であります。

北杜市といたしましては、今後も野生鳥獣害対策協議会とも検討を重ねる中で、有効な対策を講じていきたいと考えております。

次に松くい虫による自然破壊対策についてであります。

松くい虫の被害は、拡大の一途を辿っていますが、松くい虫である松の材線虫を運ぶカミキリムシが散乱すると、次の年には周囲2キロメートルの範囲で、約15倍程度に被害が増えるといわれています。このように旺盛な繁殖力を持つ害虫への対策は、大変厳しいものがありま

す。

現在の対応としては、市の職員と峡北森林組合の職員で被害木を確認し、薫蒸、または薬剤による駆除処理を行っています。

山林所有者が自主的に駆除を行うことは少なく、第三者の通報を受け、状況把握をする中で、危険度の高いところから所有者の受託を得た上で、駆除処理を行っているのが現状であります。

北杜市の平成17年度における松くい虫防除事業の見込みは、約2,800万円で処理本数は約1,800万円でありますが、これは国の補助額の減により、目標の半分程度しかできないのが実情であります。

いずれにいたしましても、対策が後追いとなり、処理予算が追いついていかないのが現状で、今後も温暖化の影響を受け、松くい虫の被害エリアの拡大が予想されるため、松くい虫防除事業から、自主転換事業に切り替えてきております。

今後も松くい虫処理と併せ、山林の巡視や樹種転換事業等への啓蒙、推進に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

16番議員、再質問はございませんか。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

昨日、建設経済常任委員会で北杜市里山事業要綱案というようなことで、案が出されたわけでございます。

市長が申されているように、緑豊かな自然を守りと取り組んできた里山事業が、いよいよ始まるかなと、こんなふうに、遅らせながらではございますが、喜んでいる一人でございます。

先ほど、18年度造林計画および保育計画というようなことで、地区に、これは林務事務所と市だと思いますが、出されたわけでございます。この中に自力で1カ所の場合は50アール、森林組合に委託すると、10アールの申し込みでもって補助金がつくというようなことの見返りがまわってきました。

この昨日の策定書によりますと、個人も団体も同じ10アールでもって補助対象と、こういうようなことが書かれております。これも私、昨日、ちょっと読ませていただいたわけでございますが、この見返りと、ちょっと内容が変わっていますが、今年、18年度の取り組みについて、同じ扱いができるのかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

それから、あと松くい虫対策で、今、市長がおっしゃったように、薫蒸ですか、薬剤処理をするというようなことでございますが、何か松くい虫に対して、木が枯れたものについては、もう虫はすでに抜けておるといようなことを聞いておりますが、もしそれが本当だとすれば、そういった薬剤処理について、切ったあと、薬剤処理をするのが正しいのか、悪いのか。その点も、ちょっとお聞きしたいと、こんなふうに思います。

これを、枯れたものを切って薬剤処理をするということは、大変金のかかるし、労費もかかるわけでございます。それをなくせば、ほかの伐採についても、だいぶ役に立つのではないかなと、こんなふうに思います。そんなこともひとつ、お考えを伺いたいと思います。

それから、これは環境省が18年度予算概要要求要望、主要新規事項等の概要というような

ことで、今年の8月に環境省から出されたものでございます。これによりますと、いろいろ里地・里山保全再生モデル事業というようなことでもって、これは16年からモデル地区の地域の戦略策定とか、18年からモデル事業に取り掛かるというようなことが出ております。

こういったこと、また、この中には京都議定書の目標達成に向けた森林吸収源対策の着実、かつ総合的な推進というようなことで、いろいろな補助金制度が出ております。こういった制度を取り入れると職員は大変でございます。ぜひとも、こういう財政厳しい中でございますから、こういったことに目を向けていただいて、少しでも役に立つ補助金を利用して、生かしていただきたいなと、こんなふうに思います。

これには、今、緑の雇用対策による担い手の確保とか育成、こんなような事業も盛り込まれております。そんなことで、ひとつ、できれば、ぜひ市民のために知恵と汗を出していただけるような市政にしていきたいなと、こんなふうに思います。

市長のお考えをひとつ、よろしく願います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小林議員ご指摘のとおり、国もいろいろな意味で、森林には見直しをしてきているような気がして、うれしく思うところであります。

まず松くい虫のお話でありますけども、私が説明するまでもなく、マダラカミキリに松の材線虫が寄生して、そして、それが木から木へ伝染するわけであります。したがって、マダラカミキリの幼虫が飛び出さないうちに処理しなければ、なんの意味もないと、そういう意味では枯れ木を切ったって、意味がないという議論になるのかもしれない。しかし、専門家はそういう意味からすれば、マダラカミキリの幼虫が飛び出さない前の松を承知していますので、それを重点的に切っていることは確かであります。

ただ、先ほど私も申し上げましたとおり、1,800本の木を2,800万円かかるわけですから、1本当たり1万円以上かかるということですから、大変な事業であることは確かであります。それぞれの地域で松くい虫にやられて、早く伐採しなければというご指摘も聞いておるわけでありますけども、そのへんのバランス、予算の絡みが非常に難しいということでもあります。

くどいようでありますけども、もう松くい虫で枯れた木が2年、3年経ってからだとすれば、なんの意味もないということでもあります。

昔は、よくいわれる話ですけども、標高でいえば600メートルか700メートルくらいしか、マダラカミキリは飛んでいかないではないかということでしたけども、最近は温暖化の影響かどうか知りませんが、1千メートルいってもぼつぼついるということで、大変心配しているところであります。

それから、森林整備計画の補助の問題については、担当部長のほうから説明いたしますが、基本的には平成18年度に森林整備計画をしっかりと立てて、そして県に、国へとあげていただいて、本格的な事業は平成19年度からというふうに、おおむね予想をしているところであります。

あとは部長が答えます。

○議長（清水壽昌君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松好義君）

里山整備事業の補助金につきましては、先般も所管の委員会でご説明申し上げたところでございます。

この事業につきましては、先ほど回覧がまわりました、造林植林計画、これと併せまして事業を進めていくというものでございますけれども、里山整備事業におきましては、1 占用地の面積が10アール以上の山林ということでございます。それから植林、下草刈り、除伐、間伐、枝打ち、こういったものにつきまして、種別ごとに1回だけ補助しましょうというものでございます。

なお、この対象でございますけれども、そういった森林の間伐、除伐、保育をする個人および団体ということになっております。この団体でございますけれども、財産区管理会、また一部事務組合が管理しているもの。それから組合議会で管理している、こういった管理地については、当面、除外をさせてもらうということで進んでいきたいと思っております。

なお、先ほどの回覧でまわっております補助事業、これと併せまして、なるべく市としましても、財政的に厳しい折でございます。先ほど出ました里山整備の再生モデル事業、こういった補助事業を取り入れていく中で、この事業も一緒に併せて進めていきたいと、こんなふうに思いますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

16番議員、再々質問ございますか。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

昨日、里山整備委員要綱が出て、委員案が出ました。そして鳥獣対策委員も、ちょっと12月と言ったのか、そのへんが分からなかったのですが、聞き取れなかったんですが、12月1日にできたというようなことで、できれば、その要綱もひとつ、あとで結構ですが、また出していただければ、ありがたいなというふうに思います。

それから、この里山整備に対しまして、今、本当に山が荒れております。鉄砲を持っておられる方なんかは、今から山へ入ることが多いと思っておりますが、現状では犬も入れないような状態になっております。そんなことで、この里山整備と鳥獣対策の委員が1つになって、ぜひとも北杜市が誇れるような山に再生していただきたいと、こんなふうに思いまして、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

要望ということで、よろしいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで16番、小林元久議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月14日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻ご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。
大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時38分

平成 1 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 4 日

1. 議事日程

平成17年第4回北杜市議会定例会(3日目)

平成17年12月14日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

20番 内田俊彦君
24番 坂本治年君
11番 小尾直知君
36番 古屋富藏君
3番 篠原眞清君

2. 出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番 坂本 静	2番 植松一雄
3番 篠原眞清	4番 千野秀一
5番 五味良一	6番 利根川昇
7番 渡邊陽一	8番 鈴木今朝和
9番 浅川哲男	10番 秋山九一
11番 小尾直知	13番 風間利子
14番 田中勝海	15番 浅川富士夫
16番 小林元久	17番 小澤 寛
18番 篠原珍彦	19番 保坂多枝子
20番 内田俊彦	21番 鈴木孝男
22番 細田哲郎	23番 林 泰彦
24番 坂本治年	25番 中村隆一
26番 中村勝一	27番 岡野 淳
28番 小林忠雄	29番 小澤宜夫
30番 内藤 昭	31番 秋山俊和
32番 小野喜一郎	33番 渡邊英子
34番 中嶋 新	35番 小林保壽
36番 古屋富藏	37番 清水壽昌

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正壽

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（4名）

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美
議会書記	平井光

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営ができますよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の一般質問は、5人の議員が市政について質問をいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 昨日に引き続き、通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問まで、持ち時間は15分でありますので申し添えます。

20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

改めまして、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、朝一番よりトップバッターとして、一般質問を通告に従いまして、5項目させていただきます。

まずはじめに、納税者前納奨励制度の見直しについて、質問させていただきます。

国の三位一体改革は、2002年6月より閣議決定され、今日に至っております。おおよそ、今の概要でいいますと、ほぼ、その流れは位置づけてきたかなと思います。

補助金の削減、見直し、そして地方交付税の見直し、最後の税移譲というような三本柱できているわけではありますが、その内容を見てみますと、補助金については地方にも提案をさせたり、いろいろな部分で論議がされ、今日に至ってきたなというふうに思っております。

そこで北杜市の行政改革の一つとして、納税者前納者にとっては、これは耳の痛い話になると思います。反対の意見もあるとは思いますが。この納税者の前納奨励制度については、納税組合といったような、過去の歴史もある中で、これは続いてきているものと、私も思っております。しかし、今昨今、この状況を見ますと、それらの多くの方にも理解を求めて、報償率の引き下げや、また廃止も視野に入れながら、検討をする時期かと思われまます。また、これは全国的にも、ここへきて、かなりたくさんの方があがっております。これについては、個人の住民税ですとか、個人の固定資産税といった部分のことになりますが、市民税については、倉敷市については平成14年から、かなり早く、各自治体も16年から18年に、いろいろ論議をされながら検討中のところ、また、これからするところがあるようでございます。県内で見ますと、甲府市、またほかの県を見ましても高松市や奈良県五條市などがあります。

これらのことを考えてみたところで、北杜市としても財政難打開策の一つとして採用してみたいかがかと思いますが、どういうお考えか市長にお伺いいたします。

続きまして、森林セラピー事業について、お伺いいたします。

本日、朝起きますと、下は八ヶ岳、そして南アルプス市、瑞牆山、茅ヶ岳、もう本当に自然に恵まれた広大な土地を有しながら、私は本当にいいふるさとに住んでいるなというふうに、朝起きて実感いたしました。当然、街から、都会から、この地域に癒しを求めたり、明日へ

の活力を求めたり、ある意味、心の療養ですとか、また保養ですとかということで、たくさんの人々が訪れてきていることと確信しておりますし、先日の観光客の出入りの統計調査の中でも示されたわけであります。この森林資源は、後世に伝えるとともに、その利活用が大変、注目されているところであります。

昨年度から、林野庁が推進する森林セラピー事業の森林セラピー基地、森林ウォーキングロードの第2期募集が11月上旬より開始されました。これにつきましては、調査費の自治体負担もあるといわれておりますが、人と自然が躍動する環境創造都市・北杜市としても本事業の認定を受け、イメージアップや森林整備活用に努めていく必要があると思われませんが、いかがお考えか、お伺いいたします。

3つ目といたしまして、子育て世代の休日窓口相談についてお伺いいたします。

近年、国の政策によりまして、数々の子育て支援が実現されております。本市でも、子育てについては、重々、市長の方針どおり、努力がされていることと思っております。そこで、子育て世代の悩みといいますと、たくさんあります。まずは、子どもの健康のこと、子どもの教育や学校のこと、安全のこと、そして、どうしても今は共働きということで、仕事の、残念ながらリストラにあうとか、パートがクビになってしまうとかというような問題も多々あります。また、住宅の問題もございまして、そして、子育て世代の、そうはいつても、両親の介護というところまでも、いろいろな問題を抱えていることと思っております。

ここの議場にいる皆さんは、そういった問題をたくさん相談受けていることと、私は信じております。日ごろ、忙しく働く、子育て世代の父親、母親にとっては、市役所の窓口で平日、直接、相談にくるといことは、なかなか時間的に難しいのではないかなと思っております。

また、中には北杜市で育ちまして、都会で働いておりましたが、諸事情によりリターンされる方も多くいるのではないかなというふうに、私も思うものであります。

また、そういった人たちに、甲府市は一般窓口を実は土日とか祝日に始めているということは聞いておりますが、これは北杜市としても大変、部課長の皆さんには申し訳ございませんが、おそらく部課長の皆さんは土曜とか日曜とか祝日とか、宿直で出てやれると思います。本当に給与も下がって、そんなに働かすのかと怒られてもいけないんですが、できれば、そういった方々のお力をお借りいたしまして、休日の子育て世代の窓口相談を開設いたしまして、働く世代の人たちの意見を幅広く聞き、子育て支援や、また支援に反映していただくことが、北杜市発展の一つにつながると思いますが、いかがお考えか、お伺いいたします。

4点目といたしまして、これはたくさん、いろいろ、皆さんも新聞記事、また、いろいろな流れの中でご承知ですので、前段は割愛させていただきますが、浅尾地区に明野最終処分場の候補地が決定されました。地元同意につきまして、さまざまな角度から論じられております。市長は、この地元同意について、いかがお考えかお伺いいたします。

また、併せまして、今日までいろんな努力もされてきたと思います。その努力の取り組み、そして、今後の方針について、お伺いいたします。

5番目といたしまして、過日、記憶に新しいところでございますが、甲府クラブがJ2になりまして、ヴァンフォーレ甲府になりました。私の知り合いもたくさん、あの会場の中にはいました。それは役員であったとか、審判員であったとか、またサポーターであったとか、残念ながら選手の方は一人もいませんでした。

しかし、本当にJ2からJ1へ昇格を決めたとき、その感動と県民の期待はたくさん膨らん

だのではないかなと思いますし、その足跡を辿りますと、幾多の苦難があります。そして、その中に、この北杜市の出身、在住の多くの人々が貢献したことは言うまでもないと思っております。

1人の選手を育てるには、確かに大変なことであります。しかし、指導者を育てることは、もっと私は、大変だなというふうに思っております。そこで北杜市として、指導者、リーダーの育成について、後押しをしてみたらというふうに、私は思うわけですが、具体的に言いますと、北杜市の一番、手っ取り早い話になってしまって、申し訳ないんですが、北杜市の職員は本当にスポーツ振興に長けている職員がたくさんいます。ボランティアでスポーツ少年団を見たり、また地域のクラブを面倒みたり、また、はたまた年配の方々になると、議員さんの中にもいらっしゃる、グラウンドゴルフを一生懸命やったり、また体育関係で一生懸命やっている議員もいっぱい、います。

そういった中で、ぜひとも、そういった形の人たちを後押しできる方法がないかなというふうに思いますが、その点についてお伺いいたします。

以上、5点を質問いたします。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

最初に市税における前納奨励金制度の見直しについてであります。

市税の前納奨励金につきましては、合併に伴います統一措置としまして、固定資産税および普通徴収分の個人市県民税の交付率を100分の1から100分の0.5に引き下げて交付したところであります。

今年度における本制度への納税者数の実績ですが、固定資産税については、納税義務者数3万1,439人中、67.5%の2万1,225人、市県民税は7,559人中、44.9%の3,400人となっております。

ご承知のとおり、この制度は地方自治の確立のため必要な財源確保と、納税者の方々の納税意識の向上を目的として、地方税法第321条で市県民税を、同じく365条で固定資産税を規程しています。

しかしながら、近年は自主納税の意識の高まりにより、金融機関等の窓口での納税や口座振替による納税などが普及してきました。全国的には交付率の見直しや制度自体を廃止する自治体が増加している傾向にあります。

なお、県内では甲府市と市川三郷町の2市町だけが、本制度を制定しております。

いずれにしましても、今後は県内、自治体の状況も勘案しながら、対応していきたいと考えております。

次に森林セラピー事業についてであります。

県内では山梨市が2カ所、森林セラピーの認定を受けています。内田議員と同様、私も本当によいふるさとも持ったと、ふるさとに誇りを持っているところであります。

北杜市は森林環境の条件がよいので、森林セラピーの認定を受けておくと、認定個所をベー

スに森林を質の高い観光資源として売り出せ、観光客の新たな誘客につながると思います。

森林セラピーという用語は、国土緑化推進機構が認定しないと使えないこととなっております。認定に関わる調査費用や業務が、多少負担となりますが、北杜市のイメージアップや観光を宣伝するには、よい事業だと考えております。場所の選定および事業の種類を含めて、第2期の応募について検討しているところであります。

次に子育て世代の休日窓口相談についてであります。

子育て相談については、保育士、保健師、児童家庭相談員、青少年育成カウンセラーが対応しています。最近ということではないですけど、伝統的には民間で愛育会の活動等々も大変、ありがたく感じているところであります。

仕事の都合などで、休日夜間でなければ相談に来られない方々については、事前に児童家庭課までご連絡いただければ、平日は午後8時ごろまで、また土曜日、日曜日でも相談に応じます。広報誌でもお知らせいたしました。12月1日に県が開設いたしました山梨子育てネットでは、インターネットを通じてさまざまな情報を提供しており、また安心子育てテレフォンでは、24時間365日、子育て支援情報を聞くことができます。

今年3月策定した北杜市次世代育成支援行動計画は、子育て中の市民のアンケート結果に基づき策定したものであります。今後もこの計画を基本に幅広い意見を伺いながら、子育て支援を実施してまいりたいと考えております。

次に明野最終処分場の今後についてであります。

県では、峡北地区最終処分場整備検討委員会の意見集約の結果を尊重するとともに、市町村や産業界からの要望等をふまえ、先般、明野町浅尾の現計画地を建設地として決定したところであります。

浅尾の現計画地については、平成6年に朝神8地区の条件つき同意を得ていること、これを前提として環境整備事業団では、平成12年から地元の財産区と処分場の借地契約を締結しており、借地料も6年間払い続けていることなどから、県では地元合意がなされているものとしており、私としても同様に考えております。

私は、市議会や地域委員会、また明野の地区説明会でも主張してきたのでありますが、いわばのど仏の棘を早く取りたいのであります。市民の声も明野地区の皆さんも、そのような声であると承知をしているところであります。

そこで、私は今後、明野最終処分場の建設を進めるにあたっては、処分場の規模の見直しや安全対策の向上など、地元の理解をさらに深めるよう、取り組みを進めていくことが重要であると考えており、これらの推進が確実に図れるよう、過日、県に対し要望を行ったところであります。

今後も、こうした取り組みにより、地元の理解をさらに深めるよう、状況によっては先進地視察の実施も要望していきたいと考えております。

なお、スポーツ指導者の育成については、教育長から答弁いたさせます。

よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

20番、内田議員のスポーツ指導者の育成についてのご質問にお答えいたします。

はじめに内田議員もご案内したように、ヴァンフォーレ甲府のJ1昇格については、市民と共に喜びたいと思います。

さて、ご質問の内容でございますけども、まずスポーツは自ら健康を守るとともに、市民相互の親睦を図る上で、非常に重要であり、今後の北杜市発展に欠かせないものと考えております。

文部科学省の体力、スポーツに関する調査によると、スポーツ振興に関する行政への要望の1つにスポーツ指導者の育成が挙げられております。また、文部科学省は成人の2人に1人が週1回以上、スポーツを楽しむことを目指した総合型地域スポーツクラブを提唱しており、北杜市では現在、白州地区において、スポーツクラブが設立され、活動を展開しているところであります。今後、他の地区においても、スポーツクラブの設立にあたっては、多くの指導者が必要となってきます。

さて、北杜市のスポーツ少年団には11種目、45団、団員数で963人が登録されています。指導者は197名の登録が現在あり、うち133名が認定指導者資格を取得し、それぞれの単位団で指導活動をしておりますが、認定を受けていない指導者については、山梨県体育協会で実施しております指導者養成講習会への参加を、その都度、ご案内し、要請しております。

また、一般のスポーツでは市の体育協会の各専門部が中心となり、自らが競技スポーツの指導者として、スポーツ振興を図っているところであります。

スポーツ活動の多様化、高度化により、スポーツ指導者には幅広い教養と専門的知識が求められており、国や地方公共団体、スポーツ団体等では、スポーツ指導者の養成、確保を目的とした各種事業が実施されていますので、希望者に参加を促しているところでもあります。

このような中、スポーツ振興に熱意のある多くの人々が認定指導者となれるよう、市においても、スポーツ指導者研修会等の事業に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

20番議員、再質問はございませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再質問を行います。

まず1点目の、納税者前納報償制度について、最初に再質問させていただきますが、これは今の市長の答弁へいきますと、他の自治体をかなり参考にしながら、今後、検討を進めていくということで答弁がありましたけども、これはどうしても、納税というのは1年スパンでいくものですから、では、いつごろということ、私は今、聞きたいと思います。

一番早いところであれば、来年の4月からということになります。それ以降は、いろいろ事情があると思いますけども、その時期については、いかがお考えか、まず1点をお伺いいたします。

続きまして、森林セラピー事業ですが、この森林セラピー事業というのは、どうしても、大きく分けて4部門、多岐にわたってしまう事業ではないかなと思っています。1つは観光、1つは林業の関係であります農林課、また福祉、そして教育というふうな多事業になってまいりますので、これは二次募集をとということで考えていくということであれば、その体育の人員とか

配置換えとか、またどこが担当するかということは、かなり内部的にもめるのではないかなというふうに思いますが、その点について、これへ応募するということで考えていたところ、どういうふうにお考えか、お伺いいたします。

続きまして、子育て支援の休日窓口についてですが、本当は今の答弁で見ますと、前向きな中で、夜8時だとか、土曜、日曜も電話でとかというふうな形で考えておられまして、本当にうれしく思います。

ただ、1つ言えることは児童家庭課だけでは、なかなか難しいというような問題も、子育て世代の中にはあります。それはどういったことかという、どうしても子育て世代は子どものことだけの支援ということではなくて、中には介護を抱えていますとか、そういった多岐にわたった相談が必要かなと思っております。

ですから、そこでずばりお答えをもらえなくても、市ではこういう対応をしていますよというようなことだけでも、休日の窓口で教えていただけますと、子育て世代のお父さん、お母さんは忙しいので、どうしても市役所に平日でもなんとか時間はとるけども、1回で済ませたいというのが、すごい希望であります。ですので、そういった部分では十分、休日、部課長の皆さんには大変、迷惑がかかるかなというふうには思うんですが、現実になるかなと思っておりますので、そのへんをどう検討していくか、もう一度、お伺いいたします。

あとスポーツ振興についてですが、これは教育長にお伺いいたします。

本当に北杜市の職員さん、また各団体の方々というのは、スポーツ振興についてすごく大事なというふうに思っております。特に職員の皆さんは、私の知る限りでもたくさんのスポーツの指導者として、スポーツ少年団や、また社会人のチームを引っ張っていらっしゃる。これは唐突でございますので、これは答弁できるかどうか分かりませんが、北杜市の職員の皆さんが、どのくらいスポーツの指導者として活躍されているか、人数が把握していれば教えていただきたいと。また、把握されていなければ、これは今後、しっかり調査検討を進めていただきたいと思いますということをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

まず、前納奨励金制度の再質問でありますけども、方や、大変未納の人も増えていることも確かであります。そしてまた、最近では未納率が高いと、自治省の交付金に対してのペナルティもあることも確かでありまして、前納奨励と未納の解消という背に腹感はあるわけでありまして、先ほども答弁しましたとおり、時代の流れもそうであることも、並行であることも承知をいたしております。他の自治体との流れも見ながら、できるだけ、そういう方向で検討してみたいと思っておりますけども、ただ、周知期間もありますし、あるいはまた、この交付率の問題もありますので、何年後からというのは、なかなか数値的に言えないのでありますけども、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど、私の答弁はいささか舌足らずというか、ちょっと方向が違ったかもしれませんが、子育て支援の一環としての役所の土日窓口については、確かにそのような声を多々聞いているところであります。

ただ、いろいろな意味で窓口等を広げると、業務も広がってきまして、どこまでを窓口にし

たらしいのかという問題もあります。専門的に職員を配置しなければならないという問題も出てくるのかもしれませんが。

ただ、証明業務については、今いささか機会がありますので、できるということがありますけども、そんなこんなの問題を含めて、流れも、土日窓口が他の自治体でも始まっているところがあるので、北杜市としても検討してまいりたいと思います。

それから、セラピーと教育問題については、担当のほうで説明させていただきます。

○議長（清水壽昌君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松好義君）

森林セラピーの関係でございますけども、現在のストレス社会におきまして、森林がもたらす生理的リラクセス、この効果、今現在、国民の関心、期待が高まっているところでございます。この森林が持つ癒し効果を生かして、森林療法、これが森林セラピーといわれていますけども、注目されております。

そんなことで、先ほど議員さんがおっしゃいました4部門、観光、それから森林、福祉、教育、そういった部門に生かせるではないかということがいわれております。

その森林セラピー基地の認定を受けるにあたりましては、一定の条件がございます。一定の距離のウォーキングロードを備えているか。これはおおむね20分間ほどの歩行距離があるもの。それから一定の面積の森林があるか。これにつきましては、おおむね300ヘクタールあるかと。それから、森林セラピーをもとにした森林の整備の条件があげられております。これらの条件がございますけども、この申請につきましては、以上の条件を満たす自治体、それから民間企業、団体および、これらの共同体が申請できるということになっております。

この申請の認定を受けるには、大変な条件がございます。生理的実験、こういったものを行わなければなりません。フィールド整備実験というものがございます。これは都会と、それから申請地におきまして、人体の影響、こういった実験を行わなければならないと。それから、それには、その実験をする、検査をする人が最低12名必要となります。

こういった都市と、それから申請地との人的な実験を行いまして、そういった結果がよければ認定が受けられるという事業になります。

それらは、先ほどおっしゃいましたように、かなりの費用もかかってきます。これらにつきましては、また担当等もありますけども、当面、1年ぐらい調査が必要になってくるということがいわれております。特に専門の大学の先生、それから国立大学の学生を使っての実験というようなことが考えられますので、これにつきましては、また部署等につきましては、十分、検討していきたいと、こんなふうに思います。

なお、認定をされますと、本当に新しいスタイルの観光システムが構築できるものと思っております。継続性も求められてきますので、十分、検討した中で、部署等についても検討したいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

北杜市の職員がスポーツ少年団、あるいはスポーツ指導者としてという把握でございますが、

申し訳ございません、残念ながら全体の把握はしてございません。また、のちほど全職員を対象にそれぞれの関係者の調査をしてみたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

20番議員、まだ質問はございますか。

内田俊彦君。

内田俊彦君に申し添えます。

質問の残り時間は49秒ですので、ご承知おき願いたいと思います。

○20番議員（内田俊彦君）

その49秒間を、精一杯使わせていただきますが、教育長にすみません、もう一度、お伺いいたします。

今、これから職員の皆さん、調べていただけるということでございます。

職員の皆さん、本当に仕事をしながら頑張っているということで、ぜひとも職員間で、いろんな調整ができるように、私は望むわけですが、そういったことが、この調査後、検討できるかどうか。1点、お伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

現在、先ほども答弁させてもらったように、11種目、45団というスポーツ少年団を持っております。そうしたところに関わっている職員は、相当数いるという部分については、私もある程度の、アバウトですけども、把握はしているわけなんです。そうした中で、その職員が、また競技者でもある場合があります。そうした人たちが。そうしたところでもって、当然、限られた職員数の中ではございますけども、できるだけ、有給休暇、あるいは年次休暇、そうしたものも利用しながら、ボランティアで活動しているわけですから、できるだけそうしたところの配慮をしながら、職員の応援については検討していきたいと思っております。それぞれの横の連携も図りたいと思います。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで20番、内田俊彦議員の一般質問を終わります。

続きまして、24番議員、坂本治年君。

坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

2項目、4点について、市長にお伺いします。

まず、1つ目としまして、人間マップによる観光振興をであります。

私が言うまでもなく、北杜市は北は八ヶ岳連峰、西側一帯は甲斐駒ヶ岳から鳳凰山地につながる南アルプス、東は瑞牆山、金峰山、南は日本一の富士山を遠望できるなど、日本を代表する美しい山々の景観を有しているところでございます。

しかし、ここ近年、この景観を生かすことのできる観光地と、生かせない観光地の差が出ているのが、現状だと考えます。いかに滞在型観光地にするかが課題だと思うわけでありまして。市でも清里駅前開発に取り組み、また市と小淵沢町は観光地づくりモデル事業の一環として、

県から指定を受けた観光振興計画懇話会が設置されました。観光が活性化し、宿泊客が増えることが市の発展と、それに連動した農業振興の地産地消につながると確信するものであります。この観光振興計画懇話会に大いに期待するものであります。

そこで私は、ソフト面の充実を強化し、人間マップを作成し、観光振興計画懇話会に反映することを提言し、この考えに対し、市長の考えを伺います。

2つ目であります。

北杜市の交通安全対策はについて、お伺いします。

北杜市には国道20号、141号という大きな幹線道路があり、市道と農道が交差し、われわれ市民の生活道路として使用しています。しかし、国道においては北は北海道から南は九州の車が通過する現状であり、これらの県外の車は2つの幹線道路の状況等が分からず、事故が起きやすく交差点での人身事故や出会い頭の車両事故等が多く、沿線住民が常に危険を強いられておる現状であります。

ちなみに北巨摩全体の車の所有台数は、大型・普通・軽自動車合わせて5万4,210台であります。北杜市・小淵沢町の人口は、5万340人。おおよそ1人1.1台等の所有をしているわけであります。この車社会において、交通安全に対する施策の重要さは、私の言うまでもないわけであります。そこで市長に伺います。

市の交通安全に対する考えと、2つ目、市における5年間、年度別の車両事故の人身事故の件数は、3つ目、人身事故の起きた危険に対する対策について、お伺いします。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

最初に人間マップによる観光振興についてであります。

北杜市には素晴らしい観光資源がたくさんありますが、この観光資源をいかに活用し、観光客をいかに惹きつけるかが課題でもあります。

ご提言の人間マップは観光資源の価値を理解し、それぞれの分野で専門知識を持った人たち、例えば郷土史に精通している人、植物に詳しい人などを市が募集し、登録して観光資源の案内をお願いすることかと思えます。このような人間マップ等を作成し、活用していくことも、これからの観光振興を図るため、必要なことと思えます。

現在、観光振興計画懇話会で魅力ある観光地づくりについて、検討していただいているところでありますので、これらのことも、この懇話会にご相談申し上げたいと思えます。

次に北杜市の交通安全対策についてであります。

まず、市内の国道、主要幹線道路や市道などの生活路線が整備されていることで、市民の交通の利便性は向上する反面、交通環境の変化は、交通事故を誘発させることにもつながっています。交通事故を未然に防ぐには市民の一人ひとりが、車社会の一員として自覚と責任を持ち、日常的に交通安全を実施していくことが大切であると思えます。

このため、市では1年間を通じて、県下一斉に実施される交通安全運動の期間中において、警察署、交通安全協会との連携を密にしながら、広報活動や街頭啓発により、交通安全思想の

啓蒙、普及に努めております。また、日ごろ、専門交通指導員が保育園、学校および高齢者学級などで交通安全教室を開催し、積極的に幼児、児童、高齢者の交通事故抑制に取り組んでおります。

今後も家庭、地域、学校ぐるみによる創意と工夫を凝らした交通安全運動の展開により、市民の交通安全意識とモラルの高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に過去5年間における市内での人身事故発生状況は、平成12年は162件、平成13年は164件、平成14年は182件、平成15年は214件、平成16年は245件となっており、年々増加しております。

なお、市内の交通事故多発地点や危険個所については、各総合支所が窓口になっての地域の要望や意見をふまえて、その対策を講じております。また、市が管理する道路へのカーブミラー、ガードレール、警戒標識の設置は市が直接整備しておりますが、国道・県道については、それぞれの管理者に施設整備の要望書を提出して、措置が講じられるよう、働きかけております。

また、道路交通規制表示や信号機の設置については、県公安委員会に設置権限があるため、所管の警察署と協議を行った上で、警察署長宛てに要望書を提出する対応をとっております。

いずれにしましても、市単独では交通安全対策を推進することはできませんので、警察、県、市協などとの連携をとりながら、市民一丸となって、交通安全対策に取り組み、安全で安心な北杜市の実現を目指してまいりたい所存であります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

24番議員、再質問はございませんか。

坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

再質問を市長にします。

まず、最初の間人マップの件ですが、実はこの件は旧高根町の時代におきましても、この問題はいろいろ行いました。しかし、観光業者がなかなか、動かなかったというようなことも聞いております。しかし、私が、ここでなぜ、このようなことを言うかということ、ハードの面はもうほとんど必要ないと。ソフトの面で、例えば高根町、長坂町、明野町に例えば今、言いましたように、そばづくりの名人とか、蜂追いの名人とか、きのこ採りの名人というような方がおります。その人を登録して、その人を中心に明野町、高根町、その人を中心に執行で、その人を支援しながらサミットをして、例えば関東、関西、東北にインターネットとかパンフレット等を送って、そういうサミットを開いて、北杜市へ人を集めるということ、私は提案しておるわけでありまして、なおかつ懇話会の皆さんも、そういうことを念頭に置きながら、ソフトの面において、観光振興を図っていただいたらという提案をして、市長にぜひ、その面に協力していただきたいと思うわけでありまして。

次に交通安全の問題ですが、今、事故の件数を見たら12年から16年におきますと、ちょっと倍の計数の事故が起きているというようなことでございます。特に、私たちが住んでおります箕輪地区におきますバイパスでは、5年間で5人の尊い命が失われておるわけでありまして、先般も私たちが区長、班長、交通安協の方たちとバイパスの交差点等で、いかに見通しが悪いかわいかわいということを検討しました。その時点におきまして、街路樹で見通しが悪いというよ

うなことで、数を数えたところ、およそ300本の街路樹が邪魔になるというような数字が出ました。しかし、その件を、あのバイパスは国道ということで、県の土木事務所のほうへも、一応話はしました。しかし、街路樹を、私たちは切ってくれといいましたら、街路樹は移植をすると。移植をするんだから、非常に莫大な金がかかるから、いっぺんに300本ということはないというようなことを申されました。

例えば、街路樹を植えるときに小さくても、5年、10年経って大きくなれば、見通しが悪くなるということは分かっているわけでありまして、切れなくて移植するといえば、莫大な費用がかかるわけでありまして、例えば、今後、その木が大きくなって見通しが悪くなったときに、今、5人の人命が失われているわけですが、なおかつ、今後も、その重大な事故が起こらないということも分かりません。そのようなことで、木を切るか、人の命を守るかということになったら、やはり、おのずからどちらがいいということは、私は言えませんが、やはり、これは市で、市長がどうのこうの言っても分からないんですが、やはり県との対応があるわけですが、私たちも、今後これを市と県のほうへ陳情するわけですので、その点をやはり、市長も絶大なるご協力をいただきながら、なおかつ、この安全のために努力していただきたいと思いますが、そのへんのところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

まず人間マップの再質問でありますけども、確かにサービスとは何かということを考える時代でもあります。ハード、ソフト、ある面で言うならばソフトの面が大切な時代だと、これもよく理解できるところであります。

今、へぼ追いの話が出ましたけども、数年前でしたか、清里で全国のへぼサミットも開かれたことがあります。小淵沢町ではご承知のとおり、馬の町でホースサミットもあります。北杜市になりまして、清流を守るサミットもありまして、私もこの夏、犬山市に行ったことがあります。ある面で、そんなこんなが求められる時代なのかもしれません。

また、北杜市内には大変、皆さんご承知のとおり、芸能家といいたしましうか、芸術家といいたしましうか、著名人がたくさん、いらっしゃいます。今、各支所で、適当な言葉であるかどうか分かりませんが、プライバシーの問題もありますから、分かる範囲で、それら在住している人たちの名簿といいたしましうか、整理もいたしているところであります。その暁には、単にそういった芸能だとか文化だけでなく、広く、人間マップですか、私たち北杜市でいろいろな意味で、またその人たちとタイアップできないかというようなことも考えているところでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

今、坂本議員から交通安全の問題の再質問で、とりわけ141号線のお話が出ました。私も、あそこは通勤道路でありますので、そのへんのことは事故があるたびに、痛く感じるところであります。確かにグリーンベルト、街路樹の問題は交通安全上、課題として感じるところであります。

あそこは確かに、ドウダンツツジがちょっと高すぎないかという思いは、私も感じるところでありますので、交通安全上、県が管理している国道でありますので、県のほうに、なんとかそのへんのドウダンツツジの、もう1メートルぐらいになっていますね。あれをなんとか、どのくらいがいいかは、専門家に任せるとして、下げてもらうように働きかけてみたいと思いま

す。そのようなケースは141号線沿いだけでなく、市内の道路にあるかもしれません。そのへんは、またご指摘をいただきながら、関係機関と協議してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

24番議員、再々質問ございますか。

坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

人間マップの件ですが、やはり市長もそのへんのところを、心得ておっていて、ありがたいわけで、この件はやはり旧高根町の中の、やはり観光業者も、そのように目覚めておられて、「坂本さん、こうだぞ」というようなご指摘も受けておられますので、ぜひそのへんは北杜市全体のソフトの面で観光振興を、ぜひ協力に進めていきたいと思うわけであります。

また、交通安全の件ですが、やはりこれは国道の問題はやはり市では直接、意見ができないわけでありますが、やはり県、国の問題でありますが、やはり住民がそこに生活している関係で、やはりそのへんの交差点の問題、住民の安全の問題は、これからも非常に重要な問題であります。このへんを、気を配っていただいて、やはり住民の安全、地域の安全という面に、ぜひ行政のほうでも、やはり聞く耳を傾けていただきたいと思うところであります。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

ご意見・要望ということでよろしいですか。

（はい。の声）

以上で質問を打ち切ります。

これで24番議員、坂本治年議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時10分に再開いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

11番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

行政改革についてと、住宅事情についての2件の質問をさせていただきます。

はじめに行政改革についてですが、現在、開催されている行政改革推進委員会では、多くの議論を重ね、来年3月までに基本理念や推進事項などを盛り込んだ行政改革大綱と実施計画となる行財政改革アクションプランを作成するとありますが、国・地方を取り巻く行財政状況はますます厳しくなり、市民の目線で先に見える改革プランでなければ、意味をなさないと考え、

以下の2点についての質問をいたします。

現在の委員会での検討内容を公開する考えがあるか。

2点目は、市長の改革の方針は決まっているのか。それらを短期、中期、長期に分けて示していただきたいと思います。

もう1つの住宅事情についてですが、現在、市内の市営住宅について、1つは入居待機者の数、これをお知らせ願いたいと思います。全体と旧町ごとの数。

それから、もう1つは古い住宅があると思うんですが、それらの耐震化と耐用年数の過ぎた住宅の措置とどのように考えているか、お示しいただきたいと思います。

もう1つは、新たな市営住宅の建設をお考えがあるかどうか、この3点について、以上5点、質問をいたします。

終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

最初に行財政改革についてであります。

社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政を実現するため、8月に行政改革推進委員会を設置し、今月8日に第4回目の委員会を開催したところであります。

現在、委員会においては、改革の実施事項および具体的な取り組みなどについて、委員の皆さんから、多くのご意見をいただき、審議を重ねているところであります。

改革の基本目標は、3本の柱で構成しております。

第1の柱が財政の健全化であります。財政の健全化についての具体的な取り組みは、24項目でおおむね審議は終了しております。

第2の柱は、（仮称）施策の再構築と市民との協働であります。具体的な取り組みについては、24項目を審議中であります。

第3の柱は、（仮称）市役所の構造改革とスリム化であります。これについては、今後の審議となります。

次に検討内容の公開についてであります。委員会で検討している事項等については、公開することはできるものと思います。

また、審議内容につきましては、委員会に諮って委員会の同意があれば、会議録等の公開ができるものと考えております。現在、北杜市には審議会等の会議の公開に関する条例等が制定されておりません。今後、数多くある審議会等の会議の公開につきましては、条例の制定等を視野に入れ、検討をしたいと思っております。

次に改革の方針についてであります。将来が見える計画を基本として、市民と行政の役割分担の明確化を基本理念に、行政計画に取り組みます。また、行政改革大綱および実施計画については、平成18年度から平成22年度までの5年計画としております。改革の迅速性や実効性を考慮し、平成18年度から3年間を集中推進期間を考えておりますが、実施に移行するまでに時間を費やす項目もあるものと考えています。

今後、継続して委員会を開催し、委員会の答申を受け、来年3月には行政改革大綱および行

財政改革アクションプランを策定する考えであります。

次に住宅事情についてであります。

住宅に困窮する低額所得者のため、市営住宅を建設・管理しており、現在39団地、925世帯分の市営住宅があります。市営住宅の入居待機者は11月30日現在、北杜市全体では12世帯で、その内訳は明野町が1世帯、須玉町が2世帯、高根町が3世帯、長坂町が3世帯、大泉町で3世帯であります。

次に古い住宅の耐震化についてですが、躯体の安全性を高めるため、昭和56年に建設基準法が改正されましたので、法改正以降に設計・建築された鉄筋コンクリートづくりの住宅は耐震設計の基準が大きく強化され、耐震性が確保されているものと判断しております。

昭和55年以前に造られた住宅につきましては、現在、策定中の北杜市公営住宅改善事業計画に基づき、建て替え、または取り壊しをしていきたいと考えております。

次に耐用年数の経過した住宅の措置ですが、順次、用途廃止をし、取り壊ししていきたいと考えております。

次に市営住宅の建設についてですが、現在、高根町村山西割の西原団地の建て替えのため、鉄筋コンクリート造り3階建て、3棟、48戸の基本設計を行っているところであります。今後の建設につきましては、公営住宅改善事業計画に基づきながら、順次、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

11番議員、再質問はございませんか。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

行財政改革の件ですけれども、来年3月に小淵沢が北杜市に編入されるということで、特に人の件についてお伺いしたいんですが、小淵沢町が入って、職員の数がおよそ1千人と記憶しているんですが、それらをどのようにしていくのか。また、それらのお考えと、また、3年後については、われわれ議員については、もうすでに26名、半分ぐらいということで決まっているものですから、それらも含めて、市長のお考えをお伺いしたいのが1点。

それから、住宅の待機者の件ですけれども、この待機者が全体で12世帯、少ないというのは、要するに3人以上待っていると入れない、だからよそへいってしまうと、こういうことが実情ではないかなと思われるので、もう少し、そのへんのところの実際の間い合わせとか、そういうものがあると思いますので、そこらへんの実情も、もう少し詳しく調査をしていくところが必要ではないかと思っておりますので、この2点についてお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

実際の入居待機者は、この数ではないではないかというようなご指摘でありますけれども、確かに、その感は私もします。いうまでもなく、公営住宅の場合は、所得制限という問題もあります。等々でありますので、これは法律の中でクリアできないものでありますけれども、その間

題があることも承知しながら、住宅政策を進めたいと思います。

これも露骨な表現になるかもしれませんが、甲府はご承知のとおり、マンション計画が10くらいあります。そうすると、これが完成の暁には、また違う意味で、そちらのほうへと吸収される可能性があって、住宅政策で負けたでは癪だなと思っているのが、実際の気持ちであります。

したがって、民間の皆さんにもご理解いただきながら、誘致企業も1つ、2つと、おかげさまで見えてきて、あと手を挙げそうなものが3つ、4つとありますので、そのへんの企業の受け入れ体制も、市政としては考えなければいけないと思いますので、民間とも相談をしながら、住宅政策を進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

あと小淵沢町の合併に伴う人事の問題については、総務部長のほうから答弁させます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

小淵沢町の方々の人事がどうなるかというお尋ねでございます。

現在、小淵沢町、保育士を含めまして67名の職員がいるわけでございます。そうした中で、3月15日に合併されるわけでございますが、小淵沢町にも総合支所を設けるわけでございます。現在、北杜市におきまして、総合支所に配置されている人数が20名から24名くらいがされておりまして、その方々は、小淵沢町のほうへ残っていただきまして、また保育園の方も小淵沢町の保育園に残っていただき、それ以外の方につきましては、本庁のほうへ来て勤務していただくということでございます。

その場所につきましては、今後、事務量等々も考慮する中で配置してまいりたいと、こんな考え方でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

建設部長。

○建設部長（真壁一永君）

申し込みの入居の流れと申しますか、人数的なものですけれども、16年度につきましては、申し込みの受け付けが37名、それから入居が23名、それから退去が34名でございます。これは11月から3月までということで、それから17年度は4月から11月までの流れでございますけれども、申し込み受け付けが75名、入居が60名、それから退去が44名というふうな状況でございます。いずれにしましても、こんなふうな状況で進んでおります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

11番議員、まだ質問ございますか。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

最後に、人口5万人の規模で職員の数、今の北杜市で700人ちょっとだと思んですが、約800名になるわけですが、これらの規模が適正かどうかという部分を含めて、そういうものをどういうふうに考えているか。市長のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

現在、小淵沢町を含めると、全体の職員数925名ほどになります。これにつきましては、病院が2施設等、それから高等学校の関係も入ってまいります。合併当時、北杜市におかれましては、600人という職員がいたわけでございます。そうした中で、人口4万4千人の規模に対して類似団体と比較したところ、124名多いと、こういうお話の中で、現在、北杜市の定員の条例の中に124名、10年間で削減していくという考え方で、条例をつくったところでございます。

今回、また小淵沢町が加入してまいりましてでございますけれども、5万人の人口に対して、適正化ということでございますが、類似団体等も調査する中で、今後、また検討してまいりたいと思っておりますし、定員管理の関係でも、今後策定してまいりたいと、こんなふうな考え方を持っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで11番、小尾直知議員の一般質問を終わります。

次に36番議員、古屋富藏君。

古屋富藏君。

○36番議員（古屋富藏君）

議長から発言の許可をいただきましたので、地震による災害を最小限に食い止めるためにを基本に、市長に質問をいたします。

市の将来構想実現の施策の柱の1つに、安全で快適な暮らしづくりがあります。

北杜市は広大な面積を有しているばかりでなく、地形も複雑であること。山間地にも集落が多くあることから、自然災害に強いまちづくりを進める必要があります。昨年は日本各地で度重なる台風や集中豪雨による災害に見舞われ、10月23日には新潟県中越地震が発生し、大きな被害が発生しました。東海地震についても、安政の東海地震から150年が経過し、地震を起こすエネルギーが駿河湾沖を中心とした震源域に相当、蓄積していると考えられ、地震はいつ起きてもおかしくないと言われております。

北杜市合併以前、平成14年4月24日に中央防災員会議から、旧須玉町、高根町、長坂町、大泉村が東海地震防災対策強化地域に指定され、北杜市全域が指定地域となりました。災害はいつ、どこで起こるか分かりません。山梨県では、本年5月9日に山梨県東海地震被害想定調査報告書を公表しました。この調査は国の防災会議、東海地震に関する専門調査会において検討された新たな東海地震を想定し、震源域などをふまえたものです。

この調査から想定される被害を最小限に食い止めるためには、まず自分が自分を助けるという自助、それから家族、あるいは近所の人を助ける、あるいは助かる共助、そして公の公助の順序で助け合うことが必要であるわけでありましたが、今回の場合におきましては、公助について、以下3点について市長に質問をいたします。

第1点目、北杜市地域防災計画の作成見通しについて。

北杜市防災会議条例第2条1項に、北杜市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進す

るとあります。そこで北杜市民の生命、身体および財産を災害から保護するために、一日も早い北杜市防災計画の作成を希望するが、作成作業の進捗状況について、市長にお伺いをいたします。

第2点目、住宅耐震診断と補強指導について。

山梨県東海地震被害想定報告書によると、北杜市の1950年、昭和25年でありますが、以前の建物が6,976棟あり、建物の31%にのぼるわけであります。そこで地震による災害を減らす対策として、建物耐震診断と補強について、今後どう指導していくかについて、伺います。

第3点目、食料その他物品の備蓄状況について、非常食、毛布、その他ライフラインが普及するまでの機材を含め、備蓄状況について伺い、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

古屋富藏議員のご質問にお答えいたします。

最初に北杜市地域防災計画の作成見通しについてであります。

災害から市民の生命、身体および財産を守るためには、市をはじめ各防災関係機関の防災対策のみではなく、市民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを認識し、行動することが被害を少なくする原点であります。

防災計画の整備状況については、現在、計画案の作成を終え、今後、山梨県地域防災計画および関係法令等との整合性の確認作業を県と行い、年度末までには策定することとしております。今後も防災に対する啓蒙と各行政区の自主防災組織活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に住宅耐震診断と補強指導についてであります。

県が5月20日に発表した東海地震被害想定では、北杜市は全壊18棟、半壊1,229棟、死者2人とされております。市では地震による木造個人住宅の倒壊を防ぐため、木造住宅耐震診断事業を実施することとし、広報誌等で周知するとともに、希望者を募集しているところであります。

なお、耐震補強につきましては、耐震診断事業の結果を見て検討したいと思っております。今後も耐震診断については、広報誌等で周知してまいりたいと考えております。

次に食料その他の物品の備蓄状況についてであります。

地震が発生した場合、発生後、2日から3日間は電気、水道等のライフラインをはじめ、食料の流通が途絶える可能性がありますので、市民の皆さんにも常日頃から防災に関心をお持ちいただき、食料、水、常備薬など、各家庭においても備蓄を行うよう、日ごろから広報をしているところであります。現在、市における備蓄として、非常食約1,300食、毛布400枚、防水シート100枚、浄水器14台、発電機46台、投光機27台、緊急医療セット、担架、テントなどを備えてありますが、今後も計画的に整備をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

36番議員、再質問はございませんか。

古屋富藏君。

○36番議員（古屋富藏君）

まず北杜市地域防災計画の作成でございますが、年度末までにはということでございます。大変、早くいいんではないかと思えますけども、そこで心配されることが1つあるわけですが、合併協議会だよりの特集号の中に、地域防災計画に関する項目がありまして、その中に地域防災計画については新市において、速やかに策定するというので、これが年度ということでもあります。しかし、現在、新計画が作成するまでの間、まだ時間が数カ月ございますので、現在のものを踏襲していくためには、現計画となる旧7カ町村の防災計画で運用するというふうになっているわけでもあります。

したがって、旧7カ町村の7つの道があったんでは、その命令系統がうまくいかないんではないかというふうに思ひまして、そのへんがどのようになっているか、伺いたいと思ひます。

第2点目の住宅耐震診断の補強についてであります。昭和56年6月建築基準法が改正される。それ以前に建てられた木造家屋は、本北杜市には1万2,597戸あるというふうにいわれております。建物のうちの約56%に達すると。先ほども市長から出ましたけども、山梨県東海地震の被害想定調査報告書によりますと、揺れ、あるいは液状化による全破壊地帯は、先ほどの数値でいきますと、18戸。半壊においては1,295戸というふうな数字が出されたわけでもあります。こういった中でありまして、耐震診断は支援事業で、それぞれあるわけでもあります。専門家による診断もあるわけではありますが、防災意識の高揚という面から、現在におきましては、山梨県の土木建築指導課等から出ております。わが家の耐震診断というふうなパンフレットや、その内容があるわけではありますが、何かこういったものを利用しながら、広報等をどうして、防災意識の高揚ということも含めて、自己診断を呼びかけていったらどうかというふうに思うわけではありますが、市長のお考えをお願いいたします。

最後に食料その他物品の備蓄状況についてであります。本市は地理的に可住地、住むところが可能な土地であります。標高差があり、河川や谷あい、あるいは山地が多く、斜面崩壊も想定されるわけでもあります。

先の備蓄数で、このところがしのげるかということ、大変問題もあろうというふうに思うわけではありますが、特に本市におきましては、観光地ということがたくさんあるわけでもあります。観光地の入り込み客というのは何万人かに達するわけではありますが、この人たち全員というわけにはいきませんが、安全な防災に対して強い観光地であるというイメージをつくるためにも、何か備蓄について、もう1個、考えていただければ幸いですというふうに思ひます。

以上3点、再質問いたしました。お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

お答えをしたいと思います。

新市において、防災計画を速やかに作成するということであるわけでございますけども、先ほど市長のほうから回答いたしたとおり、今年3月末に作成していくという考え方でござい

す。それまでの間に災害が起きたらということでございますけども、当然、旧町村で策定しております防災計画、これに基づいて、現在、行っているところでございますが、指示系統につきましては、当然、北杜市長が指示していくということでございます。

本年の9月3日におきまして、北杜市の防災訓練も行ったところでございますけども、いろいろな災害を想定しながら、訓練を行ってきたところでございますが、地域行政区等におきまして、訓練を行ってきたところでございます。そうした中で、本年3月末には北杜市の防災計画が整うわけでございます。こんなことで、それまでの間は旧7町村の防災計画に基づきまして、市長が命令していくということでご理解をお願いしたいと思っております。

それから、備蓄の関係でございます。

ただいま回答させていただいたわけでございますけども、当然、各支所におきまして、現在、おのおの備蓄をしております。本庁におきまして、備蓄はされているわけでございますけども、当然、現状の数で間に合うわけではないわけでございまして、個人的にも各家庭におきまして、備蓄もしていただきたいということで啓蒙もさせていただいております。

それから、観光地の関係でございます。

先日の新聞にもありましたように、防火の関係につきましては、基準の適マークというようなことで、認証を交付する制度があるわけでございますけども、今回、富士河口湖町、今朝のNHKのテレビでもお話があったわけでございますが、防災での基準づくりというのは、富士河口湖町が全国で始めてということで、2006年から導入を検討しているということでございます。

それにつきましては、定期的な訓練、それから宿泊客用の非常食、水の備蓄等々を柱に、今後、検討していくというような報道もされたわけでございます。

北杜市におきまして、ホテル、旅館等もあるわけでございます。関係者とも協議をする中で、検討を重ねてまいりたいと、こんな考え方を持っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

建設部長。

○建設部長（真壁一永君）

先ほどの再質問の、さらなる啓蒙というふうなことでございますけども、今現在、本年度の今、ちょっと耐震の状況でございますけども、募集を今、かけているところですけど、今17戸の応募がありました。それで、なかなか住民の高齢化とか、改修に高額な費用というようなことで、なかなか減災への備えが進んでいない状況でございますけども、先ほど、申されましたように、県のほうでもわが家の耐震診断ということで専門的な部分もありますけども、個人でもある程度、自分の家がどうなっているかと判断できる材料がございますので、これもどういう状況で皆さんのところにお知らせするか、また検討させていただきまして、できるだけ皆さんに防災意識といいますか、そういう意識を持っていただくように啓蒙をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

36番議員、まだ質問はございますか。

古屋富藏君。

○36番議員（古屋富藏君）

防災計画であります、県との協議もあろうというふうには思いますけども、ぜひ、安全で快適な暮らしができるような、防災計画の作成をお願いして、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで36番議員、古屋富藏議員の一般質問を終わります。

続きまして、3番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

平成17年度第4回北杜市議会定例会にあたり、一般質問を行います。

市長は去る12月1日に、山本知事に対し、明野町浅尾地区での処分場建設の受け入れを表明するとともに、安全対策を中心とする5項目の要望を提出いたしました。

処分場の規模がどの程度、縮小されるのか不明であり、また縮小することにより埋め立てる廃棄物の品目も変わる等の可能性を含めて、処分場計画の主要な部分が未定の段階であるというふうな状況の、この時期に早々と受け入れ表明をすることは、市長がこの問題で従来より主張し続けた、この計画が地元にとって安心・安全なものなのか否かの確認を、受け入れる地元首長として自ら判断せず、山梨県ならびに環境整備事業団まかせとするものであると言わざるを得ません。

改めて申し上げるまでもなく、市長はこの処分場が地元にもたらす影響を自ら判断し、明野住民をはじめ、北杜市民に説明する責任があります。重ねて申し上げますが、今回の市長の行為は、この責任を自ら放棄するものであり、地元明野町選出の議員として強く抗議をいたします。

さて、通告に従い、質問に入ります。

私は本定例会において、最終処分場問題、指定管理者問題、北杜市の審議委員会の情報公開について等、大きく3点について市長にお尋ねをいたします。

まず、処分場問題についてでございます。

先ほどの内田議員のご質問と一部重なる部分もあるかと思いますが、質問をさせていただきます。

去る10月14日に峡北地区最終処分場整備検討委員会は、地元合意の有無を判断材料とせず、候補地を明野町浅尾の現計画地に絞り込みました。このことは、委員会の所掌事項である地元の合意形成に反する決定であるが問題はないのか、市長のご見解をお尋ねいたします。

次に検討委員会は、地元北杜市長に地元同意の取り付けをまかせる決定を行いました。すでに予定地の地元である浅尾地区は、建設反対決議を行っておりますが、市長は合意形成にどのように取り組むのか、具体的にお示しをいただきたい。

次に大きい2点目でございます。

指定管理者制度について、お尋ねいたします。

今回の地方自治法改正に伴う、指定管理者制度の導入は地方分権、規制緩和の流れの中で大きな制度改正の1つと位置づけられております。しかし、今回の改正は3年という短い移行期間の上に法に定められた制約は、個別法の優先と議会の議決ぐらいで、極めて少なく、地方自

自治体の裁量にほとんどまかせられていることが特徴であります。

よって、首長方針や財政状況、施設管理状況等、自治体が抱える固有の事情によって、導入施設の選別、公募条件の設定、出資法人の処遇などで、自治体間で相当な温度差が出ております。

特に指名競争入札ではなく、提案内容を評価する公募式プロポーザルという手続きを踏む自治体は慌しく導入作業に追われ、対応に苦慮しているというふうに聞いております。そして結果として、制度導入後のメリットやリスクについて、十分検討ができないまま、見切り発車をするケースも全国的にはあるといわれております。

さて、北杜市においても、事業者選定まで短期間に取り組み、担当職員をはじめとして大変なご苦労があったものと推察をいたします。

市民サービスの向上と経費節減を目指すものでありますが、制度導入後の指定管理制度の目的達成と安定経営を得るためには、導入後の事業評価のあり方が大変重要であるというふうに考えております。この点について、北杜市として具体的対応のお示しをいただきたいと。

次に現在の雇用者の指定後の処遇について、お尋ねいたします。

雇用のあり方については、応募事業者の提案を含め、執行の考え方等も具体的にお示しをいただきたいと。

3点目でございます。

各種審議委員会の審議内容を市民に公開するため、市のホームページに委員会の議事録を公開すべきと考えておりますかという質問をさせていただくつもりでございました。先ほどの小尾議員の行財政改革の質問の中で、市長から答弁がございまして、大筋については公開という前向きな取り組みという方向が示されました。

私はさらに一步、踏み込んで提案をさせていただきますが、すでに先進の各自治体においては、ホームページ上に各種委員会の議事録がそのまま公開をされて、いつでも見ることができるといふような取り組みをされているところが、たくさん出てきております。私ども北杜市もホームページを持っております。ぜひ、現在進められております、特に行政改革推進委員会、審議内容、大変前向きな意見が出ているという向きの話も聞いておりますが、せっかくの専門の方を含め、貴重な意見をいち早く、議論の結論の前にどういう中身の議論がされているかを、しっかりと市民に知っていただく意味合いからも、ホームページへの議事録の公開をぜひ、お願いいたします。

また、重ねて、来年4月から予定されております国保の保険料改定、大幅な値上げが予想される厳しい財政状況、これらをふまえて、国保運営協議会等で議論を重ねておりますが、これらの内容につきましても、いち早くホームページ上で公開することによって、おそらく実施に伴い、市民の間から大きな反響を呼ぶ事態が予想されておりますので、現在の北杜市の実情というものを、しっかり知っていただく意味合いからも、その協議の内容をいち早くホームページ上に、Web上にのせることが大事ではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ前向きなご検討をお願いしたいと思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

明野最終処分場につきまして、いくつかお尋ねをいただいております。

最初に、峡北地区最終処分場整備検討委員会の決定についてであります。

峡北地区最終処分場整備検討委員会は、県が設置した検討組織であり、設置要綱に規定されている事項について、意見を述べるというのが役割であります。

なお、公共関与による廃棄物最終処分について、地元合意を形成し、事業を推進していくのは、県および事業主体である環境整備事業団が基本であります。検討委員会では、県からの要請に基づき、昨年4月から明野最終処分場問題の解決に向けた検討を開始し、これまでの経緯をふまえ、浅尾の現計画地も含めた中で、建設候補地の選定を進め、先般、現計画地を建設候補地とすることを意見集約したところであります。

次に明野最終処分場に対する、今後の取り組みについてであります。

浅尾の建設地につきましては、すでに地元合意がなされているものと考えておりますが、地元住民の中に反対の動きがあることも事実であります。

こうした中、明野最終処分場の建設を進めるにあたっては、処分場の規模の見直しや安全対策の向上など、地元住民の理解をさらに深めるよう、取り組みを進めていくことが重要であると考えています。

まず処分場の規模につきましては、埋め立て廃棄物量を減少することは、処分場の安全性の向上につながることから、見直しを行っていく必要があると考えています。規模縮小は、最大限勝ち取っていきます。また、処分場の安全対策を向上するため、住民の代表も参加した安全管理委員会の設置や公害防止協定の締結などを進めていく必要もあると考えています。

規模の縮小と安全対策は、私は県議時代、そして市長となっても、終始変わらない、基本的スタンスであります。これらの推進が図られるよう、過日、県に対し、要望を行いましたことは、内田議員の答弁でも申し上げたところでありますが、要望書を提出するにあたり、明野廃棄物最終処分場問題対策協議会の代表の皆さんと、また市代表の整備検討委員会のメンバーと市議会全員協議会等において、県への要望事項の理解を求めたところであります。そして12月1日、知事へ要望書を提出いたしました。私は、その中でも、地元住民のご理解を、さらに深めるよう求めました。今後も、地元住民の理解をさらに深めるよう、私としても積極的に対応していく考えであります。

次に指定管理者制度についてであります。

まず、導入後の事業評価については、毎年度終了後に指定管理者から提出される業務報告書等により、市と締結した協定書の内容どおり、管理されているかどうか、実施状況の確認を行います。

確認の結果、業務の実施状況および施設の管理状況についての条件を満たしていない場合は、条例に基づき、業務管理の改善が勧告できます。改善勧告を受けた指定管理者は、速やかに改善しなければなりません。応じない場合は、その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部、もしくは一部の停止を命じることもできます。

次に現行雇用者の取り扱いについては、引き続き雇用していただけるよう、指定管理者に強く要望していきたいと考えております。

次に市の各種審議委員会の情報公開についてであります。

市政に対し、市民の皆さんのご理解とご協力をいただくためには、行政情報を積極的に提供していく必要があります。このため広報誌や、ホームページ等を通じて、広く市民の皆さんに情報を提供するとともに、北杜市情報公開条例により、公文書の公開も行っているところであります。市が設置する審議会や委員会等の議事録、審議内容の公開につきましては、委員の皆さんの大部分が一般の市民や市外の方でありますので、委員のプライバシーや公開することが前提になると、忌憚のないご意見が出にくくなるなどの課題もあります。

今後、審議会等の会議の公開に関する条例の制定などを考え合わせながら、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

3番議員、再質問はございませんか。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

再質問させていただきます。

処分場の問題についてでございますが、都度、この議会の中で、この同意という問題のやりとりを市長とさせてきていただいているわけでございますが、まず事実関係ということで、ぜひ、ご理解を賜りたいことがございます。それは、先ほどの内田議員、それから私の質問に対する答弁の中でありましたが、もう同意がすでに得られているという、特に内田議員の答弁の中では平成6年という、条件つき賛成というものををもってという、具体的な発言がございましたが、時の経過を眺めていただければ、本当にこれが同意を得られているかどうかというものの理解は、非常に難しい部分があるというふうに言わざるを得ません。

先ほど、内田議員の中で、12年に地元と賃貸借契約を結んだと、それが1つの例だというふうなお話がありました。しかし、私が処分場に白紙撤回を掲げて当選させていただいたのは、平成15年でございます。しかも、そのあと、山本知事が私と話し合いをしたいということで、1年数カ月わたって話し合いを継続してまいりました。この事実は何を意味するのでしょうか。平成6年に条件つき賛成が、同意が得られているとするならば、検討委員会を新たに開く必要もなかったでしょうし、知事も私と話をする必要もなかったんじゃないでしょうか。少なからず、自主的に私が村長に選ばれたということをもって、地元の理解の同意が不明確であることを自覚したための対応ではなかったんじゃないでしょうか。そのへんの理解をやはり、地元の首長として、しっかり持っていただくこと、そのことがなければ、地元の反対する人たちの理解は進まないというふうに思いますので、改めて、その点についての見解を求めます。

それから、指定管理者制度に関してでございますが、毎年度の事務報告の中で、実際の運営の確認をするというご答弁をいただきました。確かに大事なことでございますが、それと同時に、今後、協定を結ぶ段階で、協定の中身での表現というものが非常に、事後の管理にとっては大事だということを、私が申し上げるまでもないと思います。ぜひ、その協定の中身において、抽象的な表現ではなく、より具体的に、協定の中身の文言を盛ることが、のちの管理にとっては大事だというふうに思います。

少なからず、この指定管理者事業者に管理をまかせるということは、初めてのことでございますから、市にとってもリスクがありますと同時に、業者にとっても事業のリスクを大きく背

負っているわけですから、そのへんに鑑み、より具体的に協定を結ぶ必要があると、私は考えております。その点も、ご答弁をいただきたいと思います。

それから雇用者に関しては、事業者に要望するというものではございますが、現に当然、プロポーザルで提案がなされているわけですから、それぞれの施設の運営について、事業者が雇用に関しても、提言をされている部分がいくつかあるかと思っておりますので、ぜひ、その内容をせっかくの機会ですから、1、2、ご紹介を具体的なケースでご紹介をいただきたいというふうに思います。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

具体的なお話も述べてみたいと思うわけでありまして、予想される浅尾の処分場の土地、言ってみれば財産区の土地でありますけれども、これは平成12年に処分場を造るという、処分場の用地ということで借地契約を結んでいるわけでありまして。それ以来、今日まで、この契約関係は結ばれているという現実を考えてみても、やはり、この浅尾計画地についての、地元の同意については、一つの大きな参考資料になるとは、私も承知いたしているのは、先ほど、内田議員の答弁にも答えたとところであります。

それから、篠原村政が誕生しまして、山本知事と数回、会議をされた等との問題については、私は内容については承知していないところであり、知事と明野の村長の問題の域だと思っております。

私も平成16年11月に北杜市の市長として誕生してからは、私はたびたび、この議会でも申し上げているとおり、この10年間の処分場の問題に対するプロセスは大切にしなければならぬと、ある面で言うならば、尊重しなければならぬという基本的スタンスで、今日まで市政を推進してきました。併せて、先ほどもお話したのでありますけれども、この問題は基本的には県政課題であります。でも私は、終始、先ほどの答弁でもお話ししましたが、この明野の最終処分場、一言で言えば迷惑施設であります。規模の縮小等、安全性の問題については最大限、議会あるごとにご説明もしてきました。議会の皆さんもそれぞれ、新潟県といわず長野県といわず、ご視察もしていただいたわけでありまして。そういう意味からすれば、数年前の計画が仮に、私が言いました二重、三重の候補であったとすれば、今、いろいろの戦いを進めながら、この明野の最終処分場が四重に五重に、安全工法でやろうとしていることも高く理解してほしいところでもあります。併せて、先ほども私は決意を述べたのでありますけれども、規模縮小についても同じであります。

だから、これからどういう形で、事が進むかわかりませんが、基本的には県と事業団と北杜市が基本協定くらいは結び、あるいはまた公害協定やら、いろいろ具体的話は、さらに具体的項目として、協定書を結んでいかななくてはならないなというふうにも考えているところであります。

せっかくの機会ですから、お話ししてみたいと思うわけでありまして。市民の皆さんにもご理解をいただきたいと思っておりますけれども、いろいろの課題があるときに、私は一人の為政者として、時に100を見ながら市政を推進しなければならぬときもあります。でも1も大切に

しなければならぬことも確かであります。ある面で表現を変えるならば、時に森を見たり、時に1つの木も大切にしなければならぬということかもしれません。そのときに、今回それで、今言ったのは一般分であります。

その市政推進の基本的考え方を持ちながら、今度、明野の最終処分場を見たときに、私もこの最終処分場をたびたび言う、早くのど仏にある棘を取りたいという意味からすれば、全力で規模縮小と安全管理については、当たってきたつもりであります。これから基本協定なり、個々の協定を結ぶ上においては、そのような考え方をど真ん中に置きながら、県政対応をしていきたいと思っておりますので、処分場問題に対処していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

私のほうからは、それ以外にいただきましたことにつきまして、お答えを申し上げます。

まず、指定管理者に関わることでございます。

事業評価、そういうものにつきまして、篠原議員が申されますように、抽象的な文言だけに留まらず、協定の中ではということでございます。私どもも、そのように捉えておりまして、また、これからの、ご説明を申し上げる機会もあろうかと思っておりますが、議会の皆さま方のご意見、ご提言等もいただきながら、より具体的な内容で取り入れたいと思っております。

1つの、まったくこれは私の私案と申しましょうか、1つの例と申しましょうか、ご参考までに申し上げますが、例えば、その施設を利用している方たちは、市が当初設置いたしました目的に沿った運営がなされ、地域住民の方、ないしはその施設があることによって、訪れる人たちに満足を与えているものであるかという、そういう経営がなされるかどうかというふうなことの評価をいただくのは、われわれ行政も、また当事者もそうなのでございますが、そこを訪れる人たちの意見も、また反映する、お聞きしたい、そのためには指定管理者の義務といたしまして、一定の期のときに例えばアンケート調査というのは、訪れた人の意見を聞くような、そういうような対応をとるようなことも、協定書の中でも捉えていきたい。これは本当に些細な部分ではありますが、具体的にはそんなところも捉えながら、より具体的な運営がなされるように、何はともあれ、訪れる人たちが喜び、また地域の地産地消、そういうものに発展が求められていくような指定管理者のもとに、その施設が運営されることを行政としては当然、望むわけでございます。そんなことが事業効果に対するところでございます。いろんなご意見を、議会の皆さん方にも、これから賜っていきたくと、申しただければと、こんなように思うところでもございます。

それから、もう1点につきましては、その施設で雇用している人たちが従前の指定管理のもとに経営がされる場合もありましょうし、またまったく、がらり、違うところに指定がこれからはなされることもあろうかと思っております。そういうときには、もうヒアリング、それからいろんな状況をお聞きしたときの中で、相手方にはこれはひとつ、いろんな分野の共通の項目として、指定管理者の選定基準の中にも盛り込んでございます。現在、働いている方たちが、指定管理者の制度のもとに切り替わったときに、継続して雇用していけることを、ひとつ強く望むという、それは1つの、行政が望むことの1つであると、最たるところであるということ、

その基準、そういうものについては基準点も高く設定も当然しておるわけで、これは共通の中で、すべての施設について、ヒアリング等の中で申し出をしていると思います。

私が関わったのは、観光の部門に関わりましたが、1つの例をとりますと、業者の人たちも応募した時点で、もうその施設を数回訪れている業者の皆さんが多かったように、私は記憶しております。そういう中で感じ得たことを申された業者もありました。素朴な対応、それからあとは、その素朴な対応のよさを指摘いただく反面、やはり少し、もう少し、全般的な配慮をしていただけるような、お客さんとのコミュニケーションを保つような接客も必要ではないかというふうな意見も、ざっくばらんにありました。そういうことを捉える中で、市のほうでは当然、継続的に雇用をお願いしてありますが、指定管理が決まったときには、さらに、その方たちが了解をいただければ、継続して雇用していただけるように、協定等の中で申し合わせをしていくわけでございます。

ただ、そのときに、やはり業者の考えとしては、営業をしていく上では、ある程度の教育を受けて、その教育にある程度耐えていただけるような、理解していただけるような方であれば、もう間違いなく継続雇用いたしますという、そういう考えもお聞きしております。ですから、そんなこういう時代で指定管理のもとに、厳しさがいろんな、個人的にも行政的にも、いろいろ及んでくるわけでございますが、そういうところはお互いに頑張り抜いていながら、よい施設の指定管理のもとに運営がなされるようにというのが、現在、行政、私どもが思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

3番議員、再々質問はございますか。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

再々質問を行わせていただきます。

先ほど来、市長からのお答えの中で、私は常に思っているんですが、確かにこの事業は、この処分場の事業を計画するのが県であり、実施自体は財団法人 環境整備事業団であります。しかし、受け入れるのは北杜市です。北杜市としての将来にわたって、この事業を評価して、北杜市の将来構想の中で、この事業がどういう影響があるかということを、あるいは北杜市に生活する人たちの安心・安全含めて判断をされるのは北杜市、市長であります。ぜひ、その点はしっかりと押さえていただきながら、対応をしていただくことが大事であるというふうに、私は考えております。

それから100を見ながら、あるいは1をというふうなお話もありました、まさしくそのとおりだと思います。心配をする人、反対をする人、納得ができない人、おおぜいいる、それらをどう対応するかと、この例えをしっかりとふまえた中で、ご検討をいただきたいというふうに思います。

それから常日頃、市長がおっしゃられておりますが、棘を抜きたい、私が心配するのは今ある棘より、もっと太い棘が新たに刺さるのではないかなと、そういう受け止めもあることを心配し、質問をさせていただいております。

それから指定管理者に関してですが、るる、企画部長から説明いただきましたが・・・。

○議長（清水壽昌君）

篠原眞清議員に申し添えます。

質問時間が終わりましたので、簡潔にお願いいたします。

○3番議員（篠原眞清君）

私が申し上げたいのは、当然、雇用に関して、市からお願いをしていただくことは、ごく当たり前のことだと思うんですが、私が申し上げているのは、提案をしてきていると思うんですが、業者が、事業者が。その中で、事業者が雇用をしますと、現状の人たちを雇用しますというような提案があったのかどうかを、提案の中身として、そのことを私は知りたくて質問させていただいております。こちらから、お願いするのは、あるいはこれから取り組むのは当然のことだと思いますが、提案としてあれば、そのまま、その人たちは確保できるわけです、雇用が。そういう提案があったのかどうかを知りたいということで、質問させていただきます。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

業者の提案の中で、はっきりそういうことを謳った業者があるかということでございます。私、観光部課に所属いたしまして、観光部会の中にございました。また、細部につきましては、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原議員の再々質問にお答えしたいと思います。

篠原議員のご心配も、私も分かるところであります。これが北杜市になって湧いてきた話であるのと、私が言う10年間のプロセスがあったという現実、時の為政者として判断が変わることは確かだと思います。私も市長になって1年間、この問題は頭のど真ん中に置きながら、市民と接してきましたけども、一言で言えば、早く解決してほしいと。それが北杜市のためだという、私も認識に立って、今、このような答弁を積み重ねているところであります。

そういう意味からすれば、いわゆる理解できない多くの人に向かっての、先ほど来、申し上げているとおり、地元住民の理解をさらに深められるよう、全力で当たりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番、篠原眞清議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月16日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後12時21分

平成 1 7 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 6 日

1. 議事日程

平成17年第4回北杜市議会定例会（4日目）

平成17年12月16日
午前10時00分開議
於 議 場

- | | |
|---------------|--|
| 追加日程第1 | 指定管理者制度特別委員会設置の件 |
| 追加日程第2 | 指定管理者制度特別委員会委員の選任について |
| 日程第1 議案第195号 | 北杜市一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 議案第196号 | 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定について |
| 日程第3 議案第197号 | 北杜市農地・農業用施設火災復旧事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第4 議案第198号 | 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の制定について |
| 日程第5 議案第201号 | 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 議案第213号 | 元気な地域づくり交付金長坂町間の原地区土地改良事業計画の議決を求める件 |
| 日程第7 議案第205号 | 中央市の設置に並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について |
| 日程第8 議案第206号 | 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について |
| 日程第9 議案第207号 | 峡北広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更について |
| 日程第10 議案第208号 | 峡北地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び峡北地域広域水道企業団規約の変更について |
| 日程第11 議案第212号 | 韮崎市1市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部を変更する規約について |
| 日程第12 議案第199号 | 北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 議案第200号 | 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 1 4 議案第 2 0 2 号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合を組織する地方公共団体及び組合規約の変更について
- 日程第 1 5 議案第 2 0 3 号 篠原山恩賜県有財産保護組合の解散について
- 日程第 1 6 議案第 2 0 4 号 大平山恩賜県有財産保護組合の解散について
- 日程第 1 7 議案第 2 0 9 号 北杜市・小淵沢町衛生組合の解散について
- 日程第 1 8 議案第 2 1 0 号 北杜市・小淵沢町病院組合の解散について
- 日程第 1 9 議案第 2 1 1 号 北杜市・小淵沢町学校組合の解散について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 4 号 北杜市公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 5 号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 6 号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 7 号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 8 号 北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 9 号 北杜市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 0 号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 1 号 北杜市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 2 2 号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 3 号 北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 2 2 4 号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 2 2 5 号 北杜市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 2 2 6 号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 2 2 7 号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 2 2 8 号 北杜市生活安全条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 2 2 9 号 北杜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 6 議案第 2 3 0 号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 7 議案第 2 3 1 号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 8 議案第 2 3 2 号 北杜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 9 議案第 2 3 3 号 北杜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 0 議案第 2 3 4 号 北杜市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 1 議案第 2 3 5 号 北杜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 2 議案第 2 3 6 号 公益法人等への北杜市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 4 3 議案第 2 3 7 号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 4 議案第 2 3 8 号 北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 5 議案第 2 3 9 号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 6 議案第 2 4 1 号 北杜市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 7 議案第 2 4 2 号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 8 議案第 2 4 3 号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 9 議案第 2 4 6 号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 0 議案第 2 4 7 号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 1 議案第 2 4 8 号 北杜市証紙条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 2 議案第 2 4 9 号 北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 3 議案第 2 5 0 号 北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 4 議案第 2 5 1 号 北杜市財政調整基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 5 議案第 2 5 2 号 北杜市減債基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 6 議案第 2 5 3 号 北杜市学校建設等基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 7 議案第 2 5 4 号 北杜市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 8 議案第 2 5 5 号 北杜市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 9 議案第 2 5 6 号 北杜市介護保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 0 議案第 2 5 7 号 北杜市簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 1 議案第 2 5 8 号 北杜市中山間地ふるさと・水と土保全対策基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 2 議案第 2 5 9 号 北杜市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 3 議案第 2 6 0 号 北杜市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 4 議案第 2 6 4 号 北杜市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 5 議案第 2 6 5 号 北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 6 議案第 2 6 7 号 北杜市社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 7 議案第 2 6 8 号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 8 議案第 2 6 9 号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 9 議案第 2 7 0 号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正するについて
- 日程第 7 0 議案第 2 7 2 号 北杜市体育指導委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 1 議案第 2 7 3 号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 2 議案第 2 7 4 号 北杜市文化財保護条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 3 議案第 2 7 5 号 北杜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 7 4 議案第 2 7 6 号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 5 議案第 2 7 7 号 北杜市保育の実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 6 議案第 2 7 8 号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 7 議案第 2 7 9 号 北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程第 7 8 議案第 2 8 0 号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 7 9 議案第 2 8 1 号 北杜市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 8 0 議案第 2 8 2 号 北杜市長坂高齢者体力づくりセンター条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 8 1 議案第 2 8 3 号 北杜市老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 8 2 議案第 2 8 4 号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 8 3 議案第 2 8 5 号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 4 議案第 2 8 6 号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 5 議案第 2 8 7 号 北杜市保健センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 6 議案第 2 8 8 号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 8 7 議案第 2 8 9 号 北杜市犬取締り条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 8 議案第 2 9 1 号 北杜市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 8 9 議案第 2 9 3 号 北杜市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 9 0 議案第 2 9 4 号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 1 議案第 2 9 5 号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 2 議案第 2 9 7 号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 9 3 議案第 2 9 8 号 北杜市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 9 4 議案第 2 9 9 号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 9 5 議案第 3 0 0 号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 9 6 議案第 3 0 1 号 北杜市たかね有機センター及び明野町高品質堆肥製造施設
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 7 議案第 3 1 0 号 北杜市火入れに関する条例の一部を改正する条例につ
いて

- 日程第 9 8 議案第 3 1 5 号 北杜市小規模企業者小口金融融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 9 議案第 3 1 6 号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 0 議案第 3 1 9 号 北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 1 議案第 3 2 0 号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 2 議案第 3 2 1 号 北杜市道路法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 3 議案第 3 2 2 号 北杜市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 4 議案第 3 2 3 号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 5 議案第 3 2 4 号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 6 議案第 3 2 5 号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 7 議案第 3 2 6 号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 8 議案第 3 2 7 号 北杜市看護学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 9 議案第 3 2 8 号 北杜市立塩川病院訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 0 議案第 3 2 9 号 北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 1 議案第 3 3 0 号 北杜市財産区管理会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 2 議案第 2 4 0 号 北杜市立甲陵高等学校の教育職員の給与等に関する地区別措置に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 3 議案第 2 4 4 号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 4 議案第 2 4 5 号 北杜市小淵沢町総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 5 議案第 2 6 1 号 北杜市立甲陵高等学校職員退職手当基金条例の制定について
- 日程第 1 1 6 議案第 2 6 2 号 北杜市甲陵中・高等学校校舎建設基金条例の制定について
- 日程第 1 1 7 議案第 2 6 3 号 北杜市甲陵中・高等学校財政調整基金条例の制定について
- 日程第 1 1 8 議案第 2 6 6 号 北杜市甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の制定について
- 日程第 1 1 9 議案第 2 7 1 号 北杜市小淵沢観音平グリーンロッジ条例の制定について
- 日程第 1 2 0 議案第 2 9 0 号 北杜市北部ふるさと公苑条例の制定について
- 日程第 1 2 1 議案第 2 9 2 号 北杜市環境基本条例の制定について
- 日程第 1 2 2 議案第 2 9 6 号 北杜市下水道処理区域内個別排水処理施設の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 3 議案第 3 0 2 号 北杜市小淵沢町特産品開発センター条例の制定について

- 日程第124 議案第303号 北杜市小淵沢町生産物直売・食材供給施設条例の制定について
- 日程第125 議案第304号 北杜市小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設条例の制定について
- 日程第126 議案第305号 北杜市小淵沢町久保農林水産物処理加工施設条例の制定について
- 日程第127 議案第306号 北杜市小淵沢町農林漁業体験実習館条例の制定について
- 日程第128 議案第307号 北杜市小淵沢町高野高齢者活動促進施設条例の制定について
- 日程第129 議案第308号 北杜市小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設条例の制定について
- 日程第130 議案第309号 北杜市小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設条例の制定について
- 日程第131 議案第311号 北杜市小淵沢町子供等自然環境知識習得施設条例の制定について
- 日程第132 議案第312号 北杜市小淵沢町高野ふれあい農園温室条例の制定について
- 日程第133 議案第313号 北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設条例の制定について
- 日程第134 議案第314号 北杜市小淵沢町花と緑のうるおい空間整備事業交流ターミナル施設条例の制定について
- 日程第135 議案第317号 北杜市小淵沢町物産会館条例の制定について
- 日程第136 議案第318号 北杜市小淵沢町八ヶ岳登山歴史館条例の制定について
- 日程第137 議案第331号 北杜市小淵沢町生涯学習センターこぶちざわ条例の制定について
- 日程第138 議案第332号 北杜市立甲陵中学校・高等学校設置条例の制定について
- 日程第139 議案第333号 北杜市小淵沢町高齢者健康づくりの家条例の制定について
- 日程第140 議案第334号 北杜市青年小屋及び権現小屋条例の制定について
- 日程第141 議案第335号 小淵沢町の編入に伴う国民健康保険税の適用の経過措置に関する条例の制定について
- 日程第142 議案第336号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
- 日程第143 議案第337号 北杜市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第144 議案第338号 高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第145 議案第339号 北杜市甲斐大泉温泉の指定管理者の指定について
- 日程第146 議案第340号 北杜市知的障害者通所授産施設の指定管理者の指定について
- 日程第147 議案第341号 北杜市泉温泉健康センター及び大泉デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第148 議案第342号 北杜市白州福祉会館及び白州デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第149 議案第343号 武川町デイサービスセンター等の指定管理者の指定について

- 日程第150 議案第344号 北杜市明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定について
- 日程第151 議案第345号 北杜市育苗施設の指定管理者の指定について
- 日程第152 議案第346号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第153 議案第347号 北杜市高根町林産物展示販売施設及び北杜市高根町花開所の里・南清里フラワーパークの指定管理者の指定について
- 日程第154 議案第348号 北杜市高根町花開所の里・南清里フラワーパークの指定管理者の指定について
- 日程第155 議案第349号 北杜市高根クラインガルテンの指定管理者の指定について
- 日程第156 議案第350号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について
- 日程第157 議案第351号 北杜市大泉町特産品育成施設の指定管理者の指定について
- 日程第158 議案第352号 北杜市白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について
- 日程第159 議案第353号 アグリーブルむかわ等の指定管理者の指定について
- 日程第160 議案第354号 北杜市武川町農業機械センター及び北杜市武川町麦類等乾燥調整施設の指定管理者の指定について
- 日程第161 議案第355号 北杜市農畜産物処理加工施設等の指定管理者の指定について
- 日程第162 議案第356号 北杜市須玉町農業体験農園施設の指定管理者の指定について
- 日程第163 議案第357号 北杜市須玉町農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第164 議案第358号 北杜市須玉町森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第165 議案第359号 北杜市須玉町特産品育成施設の指定管理者の指定について
- 日程第166 議案第360号 北杜市須玉全国植樹祭会場跡地公園の指定管理者の指定について
- 日程第167 議案第361号 北杜市白州町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第168 議案第362号 北杜市明野ふるさと太陽館及び北杜市明野町滞在型宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第169 議案第363号 北杜市みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定について
- 日程第170 議案第364号 北杜市すたま自然健康村施設の指定管理者の指定について
- 日程第171 議案第365号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程第172 議案第366号 北杜市三分一湧水館の指定管理者の指定について
- 日程第173 議案第367号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第174 議案第368号 長坂駅前駐車場等の指定管理者の指定について
- 日程第175 議案第369号 北杜市大泉レストハウス赤い橋の指定管理者の指定について
- 日程第176 議案第370号 美し森観光案内所及び甲斐大泉駅前観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第177 議案第371号 北杜市白州町緑地等利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第178 議案第372号 北杜市白州町尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定について

- 日程第179 議案第373号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について
- 日程第180 議案第374号 須玉歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第181 議案第375号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定について
- 日程第182 議案第376号 北杜市明野テニスコート及び北杜市明野多目的屋内運動場の指定管理者の指定について
- 日程第183 議案第377号 北杜市高根体育館及び北杜市高根総合グラウンドの指定管理者の指定について
- 日程第184 議案第378号 北杜市大泉体育館等の指定管理者の指定について
- 日程第185 議案第379号 北杜市白州運動広場施設の指定管理者の指定について
- 日程第186 議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第187 議案第181号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第188 議案第182号 平成17年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第189 議案第183号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第190 議案第184号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第191 議案第185号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第192 議案第186号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第193 議案第187号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第194 議案第188号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第195 議案第189号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第196 議案第190号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第197 議案第191号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第198 議案第192号 平成17年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第199 議案第193号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第200 議案第194号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第3 同意第11号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 追加日程第4 発議第6号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について
- 追加日程第5 発議第7号 真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書の提出について
- 日程第201 継続審査の件

2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 静	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰彦
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正壽

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げまして、あいさついたします。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議事日程により、日程の変更および追加をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第1 指定管理者制度特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

指定管理者の指定についての案件については、36人の委員で構成する指定管理者制度特別委員会を設置し、これに付託して調査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、指定管理者の指定の案件については、36人の委員で構成する指定管理者制度特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第2 指定管理者制度特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

指定管理者制度特別委員会委員の選任について、および委員長、副委員長の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

指定管理者制度特別委員会委員の選任については、36人の議員全員を指名し、委員長に浅川哲男君、副委員長に細田哲郎君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました36人の議員全員を指定管理者制度特別委員会委員に選任し、委員長に浅川哲男君、副委員長に細田哲郎君を選任することに決しました。

続きまして、以降の議案審議に入る前にお諮りをいたします。

議案第180号から議案第379号につきましては、市長の議案説明において提案理由の説明がなされております。

会議規則第37条第2項の規定により、説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第1 議案第195号 北杜市一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終わります。

これより、議案第195号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第195号 北杜市一般職の任期付き職員の採用に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 議案第196号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終わります。

これより、議案第196号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第196号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第3 議案第197号 北杜市農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終わります。

これより、議案第197号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第3 議案第197号 北杜市農地・農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第4 議案第198号 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第198号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第4 議案第198号 北杜市学校体育施設等の利用に関する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第5 議案第201号 北杜市塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第201号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第5 議案第201号 北杜市塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第6 議案第213号 元気な地域づくり交付金長坂町間の原地区土地改良事業計画の議決を求める件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第213号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第6 議案第213号 元気な地域づくり交付金長坂町間の原地区土地改良事業計画の議決を求める件は、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第7 議案第205号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第8 議案第206号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第9 議案第207号 峡北広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

日程第10 議案第208号 峡北地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び峡北地域広域水道企業団規約の変更について

日程第11 議案第212号 韮崎市外1市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部を変更する規約について

の5議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、5議案を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終わります。

これより、5議案に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

議案第205号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

議案第206号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

議案第207号 峡北広域行政事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合理約の変更について

議案第208号 峡北地域広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び峡北地域広域水道企業団組合理約の変更について

議案第212号 韮崎市外1市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置組合理約の一部を変更する組合理約について

の5議案は、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第12 議案第199号 北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第200号 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第202号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合を組織する地方公共団体及び組合理約の変更について

日程第15 議案第203号 篠原山恩賜県有財産保護組合の解散について

日程第16 議案第204号 大平山恩賜県有財産保護組合の解散について

日程第17 議案第209号 北杜市・小淵沢町衛生組合の解散について

日程第18 議案第210号 北杜市・小淵沢町病院組合の解散について

日程第19 議案第211号 北杜市・小淵沢町学校組合の解散について

の8案件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、8議案を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終わります。

これより、8議案に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

議案第199号 北杜市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第200号 北杜市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第202号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合を組織する地方公共団体及び組合規約の変更について

議案第203号 篠原山恩賜県有財産保護組合の解散について

議案第204号 大平山恩賜県有財産保護組合の解散について

議案第209号 北杜市・小淵沢町衛生組合の解散について

議案第210号 北杜市・小淵沢町病院組合の解散について

議案第211号 北杜市・小淵沢町学校組合の解散について

の以上、8案件は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第20 議案第214号 北杜市公告式条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第215号 北杜市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第216号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第217号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第218号 北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第219号 北杜市情報公開条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第220号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第221号 北杜市行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第222号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第29 議案第223号 北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

日程第30 議案第224号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第31 議案第225号 北杜市防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第32 議案第226号 北杜市防災行政無線通信施設条例の一部を改正する条例について

日程第33 議案第227号 北杜市駐車場条例の一部を改正する条例について

日程第34 議案第228号 北杜市生活安全条例の一部を改正する条例について

日程第35 議案第229号 北杜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

日程第36 議案第230号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例について

日程第37 議案第231号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第38 議案第232号 北杜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 9	議案第 2 3 3 号	北杜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4 0	議案第 2 3 4 号	北杜市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4 1	議案第 2 3 5 号	北杜市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第 4 2	議案第 2 3 6 号	公益法人等への北杜市職員の派遣等に関する条例の一部を改正す る条例について
日程第 4 3	議案第 2 3 7 号	北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例について
日程第 4 4	議案第 2 3 8 号	北杜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ いて
日程第 4 5	議案第 2 3 9 号	北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
日程第 4 6	議案第 2 4 1 号	北杜市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4 7	議案第 2 4 2 号	北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第 4 8	議案第 2 4 3 号	北杜市税条例の一部を改正する条例について
日程第 4 9	議案第 2 4 6 号	北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 5 0	議案第 2 4 7 号	北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 の一部を改正する条例について
日程第 5 1	議案第 2 4 8 号	北杜市証紙条例の一部を改正する条例について
日程第 5 2	議案第 2 4 9 号	北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正 する条例について
日程第 5 3	議案第 2 5 0 号	北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例の一 部を改正する条例について
日程第 5 4	議案第 2 5 1 号	北杜市財政調整基金条例の一部を改正する条例について
日程第 5 5	議案第 2 5 2 号	北杜市減債基金条例の一部を改正する条例について
日程第 5 6	議案第 2 5 3 号	北杜市学校建設等基金条例の一部を改正する条例について
日程第 5 7	議案第 2 5 4 号	北杜市地域福祉基金条例の一部を改正する条例について
日程第 5 8	議案第 2 5 5 号	北杜市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例につ いて
日程第 5 9	議案第 2 5 6 号	北杜市介護保険給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例に ついて
日程第 6 0	議案第 2 5 7 号	北杜市簡易水道事業基金条例の一部を改正する条例について
日程第 6 1	議案第 2 5 8 号	北杜市中山間地ふるさと・水と土保全対策基金条例の一部を改正 する条例について
日程第 6 2	議案第 2 5 9 号	北杜市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
日程第 6 3	議案第 2 6 0 号	北杜市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
日程第 6 4	議案第 2 6 4 号	北杜市立学校設置条例の一部を改正する条例について
日程第 6 5	議案第 2 6 5 号	北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
日程第 6 6	議案第 2 6 7 号	北杜市社会教育委員条例の一部を改正する条例について
日程第 6 7	議案第 2 6 8 号	北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
日程第 6 8	議案第 2 6 9 号	北杜市図書館条例の一部を改正する条例について

- 日程第69 議案第270号 北杜市郷土資料館条例の一部を改正するについて
- 日程第70 議案第272号 北杜市体育指導委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第71 議案第273号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第72 議案第274号 北杜市文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第73 議案第275号 北杜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第74 議案第276号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第75 議案第277号 北杜市保育の実施条例の一部を改正する条例について
- 日程第76 議案第278号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第77 議案第279号 北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第78 議案第280号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第79 議案第281号 北杜市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第80 議案第282号 北杜市長坂高齢者体力づくりセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第81 議案第283号 北杜市老人医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第82 議案第284号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第83 議案第285号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第84 議案第286号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第85 議案第287号 北杜市保健センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第86 議案第288号 北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第87 議案第289号 北杜市犬取締り条例の一部を改正する条例について
- 日程第88 議案第291号 北杜市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例について
- 日程第89 議案第293号 北杜市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第90 議案第294号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第91 議案第295号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第92 議案第297号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第93 議案第298号 北杜市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第94 議案第299号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第95 議案第300号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第96 議案第301号 北杜市たかね有機センター及び明野町高品質堆肥製造施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第97 議案第310号 北杜市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第98 議案第315号 北杜市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

- 日程第 99 議案第 316 号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 100 議案第 319 号 北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 101 議案第 320 号 北杜市地下水採取の適正化に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 102 議案第 321 号 北杜市道路法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第 103 議案第 322 号 北杜市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 104 議案第 323 号 北杜市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 105 議案第 324 号 北杜市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 106 議案第 325 号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 107 議案第 326 号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 108 議案第 327 号 北杜市看護学生奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 109 議案第 328 号 北杜市立塩川病院訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例について
- 日程第 110 議案第 329 号 北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 111 議案第 330 号 北杜市財産区管理会条例の一部を改正する条例について

の 92 案件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、92 議案を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終わります。

これより、92 案件に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

ただいま、議案となっております、採決いたしました 92 案件についての議案の読み上げについては、省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

読み上げを省略いたします。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

- 日程第112 議案第240号 北杜市立甲陵高等学校の教育職員の給与に関する特別措置に関する条例の制定について
- 日程第113 議案第244号 北杜市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の制定について
- 日程第114 議案第245号 北杜市小淵沢町総合保養地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第115 議案第261号 北杜市立甲陵高等学校職員退職手当基金条例の制定について
- 日程第116 議案第262号 北杜市甲陵中・高等学校校舎建設基金条例の制定について
- 日程第117 議案第263号 北杜市甲陵中・高等学校財政調整基金条例の制定について
- 日程第118 議案第266号 北杜市甲陵高等学校授業料、入学金及び入学審査料条例の制定について
- 日程第119 議案第271号 北杜市小淵沢観音平グリーンロッジ条例の制定について
- 日程第120 議案第290号 北杜市北部ふるさと公苑条例の制定について
- 日程第121 議案第292号 北杜市環境基本条例の制定について
- 日程第122 議案第296号 北杜市下水道処理区域内個別排水処理施設の整備に関する条例の制定について
- 日程第123 議案第302号 北杜市小淵沢町特産品開発センター条例の制定について
- 日程第124 議案第303号 北杜市小淵沢町生産物直売・食材供給施設条例の制定について
- 日程第125 議案第304号 北杜市小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設条例の制定について
- 日程第126 議案第305号 北杜市小淵沢町久保農林水産物処理加工施設条例の制定について
- 日程第127 議案第306号 北杜市小淵沢町農林漁業体験実習館条例の制定について
- 日程第128 議案第307号 北杜市小淵沢町高野高齢者活動促進施設条例の制定について
- 日程第129 議案第308号 北杜市小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設条例の制定について
- 日程第130 議案第309号 北杜市小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設条例の制定について
- 日程第131 議案第311号 北杜市小淵沢町子供等自然環境知識習得施設条例の制定について
- 日程第132 議案第312号 北杜市小淵沢町高野ふれあい農園温室条例の制定について
- 日程第133 議案第313号 北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流促進施設条例の制定について
- 日程第134 議案第314号 北杜市小淵沢町花と緑のうるおい空間整備事業交流ターミナル施設条例の制定について
- 日程第135 議案第317号 北杜市小淵沢町物産会館条例の制定について
- 日程第136 議案第318号 北杜市小淵沢町八ヶ岳登山歴史館条例の制定について
- 日程第137 議案第331号 北杜市小淵沢町生涯学習センターこぶちざわ条例の制定について
- 日程第138 議案第332号 北杜市立甲陵中学校・高等学校設置条例の制定について

日程第139 議案第333号 北杜市小淵沢町高齢者健康づくりの家条例の制定について
日程第140 議案第334号 北杜市青年小屋及び権現小屋条例の制定について
日程第141 議案第335号 小淵沢町の編入に伴う国民健康保険税の適用の経過措置に関する条例の制定について

の30議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、30議案を一括議題といたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終わります。

これより、30議案に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

ただいま、採決いたしました30議案に対する議案の読み上げは、省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、30議案は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第142 議案第336号から日程第185 議案第379号までの44案件につきましては指定管理者制度特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第336号から議案第379号までの44案件につきましては、指定管理者制度特別委員会に付託することに決しました。

暫時休憩します。

2時10分に再開いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時10分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託されました、

議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第4号）の総務常任委員会所管分

議案第189号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）

の2案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、2案件を一括議題といたします。

ただいま、議題といたしました2案件は審査を総務常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、秋山九一君。

○総務常任委員長（秋山九一君）

平成17年12月16日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会総務常任委員会委員長 秋山九一

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、去る平成17年12月8日、平成17年第4回北杜市議会定例会において付託された案件審査を12月12日、午前9時から第1委員会室において慎重審議をいたしました。

その経過と結果について、報告いたします。

1. 付託された案件は次のとおりであります。

議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第4号）所管分

議案第189号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）所管分について

2案件でありました。

2. 出席した委員

委員長 秋山九一

副委員長 植松一雄

3. 委員

浅川哲夫、小澤 寛、保坂多枝子、細田哲郎、中村隆一

小林忠雄、小澤宜夫、小野喜一郎、小林保壽、清水壽昌

4. 会議案件説明のために出席した者

総務部長 小林奎吾、総務課長 柴井英記

地域創造課長 浅川一紀、税務課長 植松 忠

企画部長 坂本 等、政策企画課長 松永直樹

情報政策課長 小池昭一、財政課長 細川清美

監査委員事務局長 小澤功宜、行革調整室長 小松正壽

白州総合支所長 植松治雄、武川総合支所長 福井俊克
高根総合支所長 深沢架装雄、明野総合支所長 萩原武一

5. 会議書記

小澤永和

総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会に付託された議案の議案審査の経過ならびに結果について、ご報告いたします。

まず、審査結果から申し上げます。

いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に審査の経過、主なるものについて、その概要を申し上げます。

まず議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第4号）所管分についてであります。

歳入であります。

繰越明許費、道整備交付金事業において、ルートが決まらないのはどうしてか。また、埋蔵文化財調査により、工事が遅れることは庁舎内における連絡体制が執られていないのではないかとの質しに対して、武川地内の市道小学校前線3,100万円の繰越明許費は、橋の位置を決定するための県との河川協議に日数を要しているため、測量および設計が遅れているので、年度内完了が困難であるためである。また、埋蔵文化財調査などの諸事業においては、庁舎内に連絡体制を整え、不備がないよう対応したいとの答弁がありました。

次に、北杜市固定資産基礎資料整備事務委託の債務負担行為について詳細にとの質しに対し、小淵沢町の編入合併と平成21年の評価替えに向けて、評価システムの統一デジタル化を構築することで固定資産の課税客体を正確に効率よく把握し、評価業務を公平かつ的確に行うための基礎データ整備を目的に債務負担行為を行うとの答弁がありました。

次に市税について、税込4億2,400万円の増額補正理由と今後3月定例会に向けても、増額補正する見込みはあるかとの質しに対し、今回は法人の3月期連結決算および9月中間期連結決算が好調だったこと、そして大規模償却資産の総務大臣配分が確定したことなどによるものであり、3月定例会に向けての増額補正については、現時点では難しいとの答弁がありました。

また、差押件数はとの質しに対して、合併後から現在まで50件の差し押さえ処分を執行したとの答弁がありました。

次に市営バス使用料200万円の増額の説明をとの質しに対し、平成16年度の実績の80%で予算計上をしましたが、北杜高校のスクールバスの廃止、コース変更などの状況のもと、長坂駅経由北杜高校を1便増やしたことで利用率が上がったためであるとの答弁がありました。

次に歳出であります。

総務管理費の文書費の報酬について、顧問弁護士はどこで何人か。また今、何件の訴訟を抱えているのかと質したのに対し、甲府の柳町法律事務所の細田弁護士であります。訴訟件数は8件でありますとの答弁がありました。

次に企画費の工事請負費の減額1,361万6千円の説明をとの質しに対し、7町のサイン工事に伴う工事差金でありますとの答弁がありました。

次に公聴広報費についてであります。ケーブルテレビ特別会計繰出金について詳細をとの質しに対し、清里地内における道路改良工事に伴う電柱移転であります。一部は県の負担で、一部は市負担になっております。2011年に地上デジタル放送に伴い、県が三ツ峠に共同アンテナを設置し、CATV連絡協議会員21社が出資し、管理運営会社を設立するため出資金であります。

次に、CATVの導入が困難な地域は、どのような対策を考えているかとの質しに対し、可能な限り努力していくとの答弁でありました。

次に議案第189号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)所管分についてであります。異議なく可決されました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告とさせていただきます。

○議長(清水壽昌君)

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

総務常任委員会に付託された2案件につきましては、質疑を省略し、討論を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

中村隆一君。

○25番議員(中村隆一君)

議案に反対する理由は、私は11月30日に開かれた臨時会で、人事院勧告によって所得が減少する北杜市職員給与条例の一部改正に反対しましたので、今回の補正予算についても、その中に減額が示されていますので、反対をいたします。

○議長(清水壽昌君)

ほかに討論ございますか。

(なし)

討論を終結します。

採決をいたします。

総務常任委員会に付託されました、議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第4号)総務常任委員会所管分についての採決をいたします。

本案に対する総務常任委員会の報告は、可決でございます。

委員長の報告のとおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数。

よって、議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第4号)総務常任委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第189号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第189号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

続きまして、文教厚生常任委員会に付託されました、

議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第4号）のうち文教厚生常任委員会所管分

議案第181号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第182号 平成17年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第183号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第184号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第185号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第186号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第187号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）

議案第190号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算（第2号）

議案第191号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

の以上10案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、10案件を一括議題といたします。

ただいま、議題といたしました10案件は審査を文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成17年12月16日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、去る平成17年12月8日の平成17年第4回北杜市議会定例会において付託された案件審査を12月12日、午前9時に北杜市役所議員協議会室において慎重審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりです。

議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第4号）文教厚生常任委員会所管分

議案第181号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第182号 平成17年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第183号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第184号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第185号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第186号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第187号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）

議案第190号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算（第2号）

議案第191号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

の10案件でありました。

2.出席した委員

委員 長 渡邊陽一

副委員長 千野秀一

3.委員

篠原眞清、鈴木今朝和、風間利子、田中勝海、内田俊彦

坂本治年、中村勝一、岡野 淳、内藤 昭、古屋富藏

4.会議案件説明のために出席した者

保健福祉部長 古屋克巳、市民福祉課長 藤原良一

児童家庭課長 輿石みや子、長寿福祉課長 名取利之

障害福祉課長 三井 茂、健康増進課長 斉藤功文

生活環境部長 坂本伴和、環境課長 深沢朝男

上水道課長 大柴隆夫、下水道課長 堀内 誠

教育 長 小清水淳三、教育委員会次長 小池光和

教育総務課長 藤原よしみ、生涯学習課長 原 哲也

4.会議書記

小澤永和

5.審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず、議案第181号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第186号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)、議案第187号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第2号)、議案第190号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第2号)、議案第191号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)については、主なる質疑はありませんでした。

次に議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第4号)所管分であります。

スクールガードリーダー事業について、委嘱された2名が週2日、1日4時間程度、地域内を巡回するとのことであるが、その具体的な状況を聞きたいとの質疑に対し、スクールガードは県より委嘱された2名が通学路の安全点検やパトロール、児童への安全指導、危機意識の啓発などを行い、地域との連携を密にしながら実施するとの答弁がありました。

次にアスベスト工事について、業者発注ができない状態であると思われるが、いかがかと求めたのに対し、石綿除却工事が多く、業者が混んでいる状態だが、3月末までには実施したいとの答弁がありました。

次に須玉中学校体育館の工事費の減額8,500万円は予定価格の78%であるが、審議会等の審議がなされたのかとの質疑に対し、北杜市は最低価格を示していないので、審議会は開催されません。また、工事は順調に進捗している状況ですとの回答がありました。

次に梅之木遺跡の発掘状況の概要と年代調査、将来的な保存の方向付けはとの質疑に対し、本年度は環状集落本体に加え、湯沢川に至る斜面、川岸で道の探査等をしております。また理化学的手法も用いて遺構の年代測定を進めております。調査指導委員会の学術的な価値判断を尊重し、遺跡の取り扱いについては、今後、文化庁・県教委とも協議してまいりますとの回答がありました。

次に、いずみ保育園の建設年度の見直しをするが、今後の計画はとの質疑があり、総合計画

策定の中で考えていきますとの答弁がありました。

次に給食の調理室の暖房がなく寒い。また、保育園のまわりの草刈作業等について、保護者でなく、委託でやってもらいたいとの要望があるがとの質疑があり、厨房の暖房はどの施設も整えてあるが、もう一度調査します。園の草刈りは、保護者の方に年1、2回お願いしているが、今後検討しますとの回答がありました。

次に、歳出の障害者福祉費の心身障害児者支援費の減額についての詳細説明をとの質疑に対し、障害児タイムケア事業の減額分であります。この事業は国の採択基準に広域での事業実施を優先するとのことで、葦崎市への協力を依頼する中で検討を重ねてきましたが、協議が合わず今回は断念するが、引き続き検討していきますとの回答がありました。

次に議案第182号 北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

介護認定審査会について、メリットはとの質疑に対し、市としての体制が整ったことにより、負担金にも関わってくる。人件費も減額ができ、市単独処理により連携体制もよくなるもので、総合的に判断した結果でありますとの回答がありました。

次に議案第183号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

長坂町分の繰入金約2千万円減額されているが、減額の理由はとの質疑に対し、長坂町の繰入金は他会計繰入金の関係で、1千万円の減額は別事業関連の補助金であり、上水道の補償費が下水道会計からの補償費が減額されたもので、基金の関係で880万円は、舗装復旧費等の財源ということであったが、舗装復旧ができなかったということで減額をさせていただいたものでありますとの回答がありました。

次に上水道の関係で石綿管が使われているのか、健康への影響はどうかとの質疑に対し、石綿管については、各支所のほうに調査を依頼し、調査した数値は北杜市全体で約12キロメートルという状況であり、平成20年度を目途に、すべての送水管を布設替えしていきます。なお、健康への被害は関係機関に問い合わせましたが、問題になる数値ではないとの回答がありましたとの答弁がありました。

次に明野の畑総事業関係で計画に伴う減額があったが、これは変更か。着工遅れに伴う減額かとの質疑に対し、ルートの変更で、本年度の施工期間については、本年度実施しますとの答弁がありました。

次に議案第184号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

須玉町の第3処理区は、増富温泉の関係で一般下水ということで処理をされている。下流には塩川ダムもあり、法的な問題も絡み、現在、合併浄化槽で対応されているが、市として第3処理区をいつごろまでに建設するののかとの質疑に対し、国・県の事業認可が下ったが、処理場の地権者の方々との協議を済ませ、同意が済んだら実施し、平成22年度までに完了したい。増富温泉の生活排水については下水道処理の計画だが、温泉水の部分は特殊な成分なので、ご遠慮をいただきたいとの答弁がありました。

次に総務管理費で、小淵沢町と合併の中で篠原地区の小泉南部処理場に接続するのかどうか。処理能力を計算し、余力ある設備投資や増設をふまえ、対応していただきたいとの質疑に対し、小荒間の浄化センターに入れる予定で検討します。また処理場がマックスとなるか、順次調査をし、対応していきたいとの答弁がありました。

次に下水道の工事完成年次はいつか。未着工の工事距離はどのくらいあるのか。また、高根町下黒沢の和田地区は日野春処理区へつなく計画があるのかとの質疑に対し、工事完成は平成22年度までで今後、須玉第三処理区、大泉石堂地区、武川眞原地区の整備も行っていく、和田地区については、18年5月には使用できる予定ですとの答弁がありました。

次に議案第185号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

農業集落排水事業の予定完了年度はとの質疑に対し、完成のめどは平成22年度でありますとの答弁がありました。

以上について、慎重審査の結果、付託された10案件については原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定されました。

以上、本委員会に付託された案件についての、審査結果の報告を終わります。

○議長(清水壽昌君)

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました10案件につきましては、質疑を省略し討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論なしと認めます。

これより文教厚生常任委員会に付託されました、10案件について採決をいたします。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会に付託されました10案件につきましては、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

次に建設経済常任委員会に付託されました、

議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第3号)のうち建設経済常任委員会所管分

議案第188号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第3号)

議案第192号 平成17年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第193号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第194号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第3号)

の以上5案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、5案件を一括議題といたします。

ただいま、議題といたしました5案件は、審査を建設経済常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

建設経済常任委員長、篠原珍彦君。

○建設経済常任委員長（篠原珍彦君）

平成17年12月16日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会建設経済常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会建設経済常任委員会委員長報告書

建設経済常任委員会は、去る平成17年12月8日、平成17年第4回北杜市議会定例会において付託された案件審査を12月12日、午前9時、北杜市役所第3委員会室において慎重審議をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

1. 付託された案件は次のとおりです。

議案第180号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第3号）建設経済常任委員会所管分

議案第188号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算（第3号）

議案第192号 平成17年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第193号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）

議案第194号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第3号）

の以上、5案件でありました。

2. 出席した委員

委員長 篠原珍彦

副委員長 浅川富士夫

委員 秋山俊和、坂本 静、利根川昇、渡邊英子、林 泰彦

五味良一、中嶋 新、小林元久、小尾直知、鈴木孝男

3. 欠席した委員

なし

4. 会議案件説明のために出席した者

産業観光部長 植松好義、農業委員会事務局長兼農林課長 浅川清朗

観光商工課長 植松 本、農林整備課長 矢崎一郎

農林課長補佐 比奈田善彦、農林課農政担当 清水博樹

建設部長 真壁一永、土地政策課長 相吉正一

建築住宅課長 岡田茂雄、道路河川課長 浅川和徳

明野総合支所産業振興課長 小林一大、武川総合支所産業振興課長 長坂栄造

4. 会議書記

議会事務局長 三枝基治

5. 審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

議案第93号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第3号）建設経済常任委員会所管文
について

分担金について、区による市単独農道整備事業が実施されたことによる区としての分担金はとの質疑があり、担当部長より、土地改良事業には県単独事業、県団体営事業、市単独事業があり、小規模の事業については100万円を限度として、3分の2は市から補助があり、事業をした区に対して補助金を出す旨の回答があり、また道水路等県団体営事業については10%の負担があり、市に分担金として納入する旨の説明がありました。

次に、まちづくり交付金事業長坂駅周辺多目的広場整備について質疑があり、担当課長よりまちづくり交付金事業は、地域の特性を活かした個性あるまちづくりを行い、地域住民の生活の質の向上と地域経済の活性化を図るため、長坂地区は平成16年6月事業採択され、事業内容は長坂駅前広場の整備、駅周辺多目的広場の整備、駅前交差点の整備等が、16年度から20年度までの5年間の事業説明があり、歳入において、まちづくり交付金として交付対象事業費に対して40%の1,480万円の交付決定と、歳出において長坂駅縦貫道路内上下水道実施設計400万円の追加補正も加えて答弁がありました。

次に水田農業構造改革対策事業、生産調整について、詳細に説明を求める質疑に対し、県単独事業産地づくり補助金、市単独事業産地づくり補助金、大豆価格補償、そば価格補償、花豆価格補償、地域内整備補助金について答弁がありました。

次に仮称清里吐龍の滝線道路設計委託については、事業効果を考えるとともに、地元と十分に協議してとの質疑に対し、担当課長より委員会指摘のとおり対応するとともに見直しも含め地元と協議し、事業効果も含めた中、計画推進にあたる答弁がありました。

併せて、まちづくり交付金事業長坂地区、清里駅周辺地区整備について、中間報告がありました。

次に、アスベスト対策の具体的実施の時期と工事方法について質疑があり、担当課長より日程調整のもと、今月中に工事完了する旨、答弁がありました。

全委員が慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定されました。

議案第188号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第3号)

議案第192号 平成17年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第193号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第194号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第3号)

以上について全委員が慎重審査の結果、付託された4案件については、質疑がなく原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定されました。

以上、建設経済常任委員会に付託されました5案件についての審査付託結果の報告を終わります。

○議長(清水壽昌君)

建設経済常任委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

建設経済常任委員会に付託されました5案件については、質疑を省略し討論を行いたと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し討論を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

建設経済常任委員会に付託された、5案件について採決をいたします。

本案に対する委員会の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、建設経済常任委員会に付託されました5案件につきましては、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第3 同意第11号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

○議会事務書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

同意第11号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
北杜市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 北杜市須玉町江草4949番地

氏 名 清水文一

生年月日 昭和5年9月9日

平成17年12月16日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第11号の、北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、新たに委員を選任する必要が生じたため、北杜市須玉町江草4949番地、清水文一、昭和5年9月9日生まれについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第3 同意第11号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第4 発議第6号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、保坂多枝子君から提案理由の説明を求めます。

19番議員、保坂多枝子君。

○19番議員(保坂多枝子君)

発議第6号

平成17年12月16日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者	北杜市議会議員	保坂多枝子
賛成者	〃	小野喜一郎
〃	〃	中村隆一
〃	〃	浅川哲男
〃	〃	小澤宜夫
〃	〃	植松一雄

議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について

上記議案を会議規則第14条の規定により、別案のとおり提出します。

提案理由

国においては現在、第28次地方制度調査会において、議会のあり方についての調査・審議を行っております。住民自治の根幹をなす議会が、その役割と責任を果たすためには、地方議会制度の改正が必要不可欠であり、調査会への抜本的な制度改革を求めるため、提出するものです。

議会制度改革の早期実現に関する意見書(案)

国においては、現在、第28次地方制度調査会において、議会のあり方について調査・審議を行っており、このような状況をふまえ、全国市議会議長会は先に地方議会の充実強化に向けた自己改革への取り組み強化についての決議を、同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした3議長会の要望が十分反映されていない状況にある。本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会が、その期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては現在、検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次、地方制度調査会において十分審議の上、根本的な制度改正が行われるよう強く求める。

記

議会の招集権を議長に付与すること。

地方自治法第96条2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど、議決権を拡大すること。

専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。

議会に付属機関の設置を可能にすること。

議会の内部機関の設置を自由化すること。

調査権・監視権を強化すること。

地方自治法第203条から議会の議員を除き、別途、公選職という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についても、これにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年12月16日

北杜市議会議長 清水壽昌

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長 扇 千景殿

内閣総理大臣 小泉純一郎殿

総務大臣 竹中平蔵殿

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し採決いたします。

本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第4 発議第6号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第5 発議第7号 真の地方分権改革の早期実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、小澤寛君から提案理由の説明を求めます。

17番議員、小澤寛君。

○17番議員（小澤寛君）

発議第7号につきまして、提案理由ならびに内容の説明を申し上げます。

まず議案であります、
発議第7号
平成17年12月16日
北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者	北杜市議会議員	小澤 寛
賛成者	〃	細田哲郎
	〃	小野喜一郎
	〃	小林保壽
	〃	小林忠雄
	〃	秋山九一

真の地方分権改革の早期実現に関する意見書の提出について

上記議案を会議規則第14条の規定により、別案のとおり提出するというものでございます。まず提案理由でございますが、三位一体改革は構造改革の最大の柱であり、効率的な行財政運営の確立を目指すものであるが、改革実現には国と地方の信頼関係が重要である。国においても地方6団体の要請に対し、真摯に誠意を持って対応すべきであり、真の地方分権改革を早期に実現するよう、提出するものであります。

内容の説明でございますが、各位のお手元にご配布してございます意見書の案を朗読いたしまして、説明に代えさせていただきます。

真の地方分権改革の早期実現に関する意見書（案）

三位一体改革は、小泉内閣が進める国から地方への構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を展開し、効率的な行財政運営の確立を目指すものであるが、真の改革を実現するには、国と地方の信頼関係が極めて重要である。

地方6団体は、昨年の3.2兆円の国庫負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、平成18年度までに残り6千億円の税源移譲を確実に実現するため、国庫補助負担金等に関する改革案（2）を取りまとめ、4月20日に改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

現在、政府においては、小泉内閣総理大臣の力強いリーダーシップのもと、残り6千億円の税源移譲の取り扱いについて、地方6団体代表者を含めた関係協議会において、鋭意検討を重ねられているが、中央教育審議会では義務教育費国庫負担金制度の堅持が答申され、また生活保護費および児童扶養手当に関する関係者協議会においては、国庫負担率の引き下げを前提にするのではなく、生活保護制度や児童扶養手当制度のあり方について、幅広く検討を行うことを再三にわたり確認したにもかかわらず、厚生労働省が地方の負担増加を前提とした生活保護、および児童扶養手当に関する見直し案を提出したことは、信義に反するばかりか、これまで築き上げた社会保障制度における、国と地方の役割分担を根底から覆すものである。われわれ地方6団体は国からの要請に対し、真摯に責任を果たしており、改革の推進にあたっては、国側も真摯に誠意を持って対応すべきである。

よって、国においては地方改革案を尊重するという、小泉内閣総理大臣の意向に従い、真の地方分権改革を早期に実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1．生活保護費の国庫補助負担率の引き下げのうち、生活保護費負担金は国の責務として行うべき事務であり、国庫補助負担率の引き下げは、単なる地方公共団体への負担転嫁であることから絶対に認められないこと。また、国庫補助負担金の交付金化は国に権限と財源が残り、改革とは認められないこと。

2．3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円の税源移譲を確実に実施するとともに、残された6千億円については、政府の要請を受けて提出した国庫補助負担金に関する改革案（2）に沿って実現すること。また、税源移譲にあたっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

3．義務教育費国庫負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、地方の改革案に沿った税源移譲を実現するとともに、最終的な取扱いについて、国と地方の協議の場において協議決定すること。

4．施設整備費国庫負担金について

廃棄物処理施設等の施設整備費国庫負担金については、臨時的かつ巨額の財政負担となることから、平準的な財政運営が可能となるよう、税源移譲の対象として、地方債と地方交付税により万全の措置を講ずること。

5．法定率分の引き上げ等に確実な財源措置、税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

6．地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算との乖離については、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的に規模是正を行う。

7．地方分権推進のため第2期改革の実施

政府においては、三位一体の改革を平成18年度まで第1期改革に留めることなく、平成19年度以降も第2期改革として位置付け、引き続き強力に推進すること。

8．国と地方の協議の場の制度化

三位一体の改革を、その地方分権に資する改革として推進するため、国と地方の協議の場を定期的開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するというものでございます。

平成17年12月16日

これが議決をいただいた場合は、北杜市議会議長名をもちまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策金融担当大臣、総務大臣、財務大臣宛てに提出するものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑・討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し採決いたします。
本案は原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第5 発議第7号 真の地方分権改革の早期実現に関する意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第201 継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会、指定管理者制度特別委員会の各委員長から、会議規則第101条の規定により、お手元に配布しました申し出のとおり、所管事項の審査につき休会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、休会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第201 継続審査の件は各委員長の申し出のとおり継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本議会に付託されました議案は、すべて議了いたしました。

本日をもちまして閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、平成17年第4回定例会は本日をもちまして閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時20分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和